

平泉文化研究年報

第18号

平成30年3月

岩手県教育委員会

序

岩手県では、世界遺産に登録された遺産を含む平泉の文化遺産を周辺の歴史遺産も含めて総合的に調査研究し、その成果を広く公開し活用していくため、研究機関の整備を検討しています。その一環として、平泉遺跡群の中核遺跡である国指定史跡「柳之御所遺跡」の発掘調査を進めるとともに、「平泉文化研究機関整備推進事業」により、平泉文化研究に必要な人材の発掘と育成、研究者相互の連携や多角的・学際的な研究の推進を図るための共同研究など、研究基盤の整備と拡充に取り組んでいます。また、「平泉の文化遺産」について、「平泉文化フォーラム」などの機会を通して、県民の学習と理解の場を提供するよう努めているところです。

岩手県教育委員会は平泉文化研究体制整備の観点から、柳之御所遺跡を含めた平泉遺跡群の調査、および研究の拠点として「平泉遺跡群調査事務所」を設置するとともに、「平泉文化フォーラム」を共同で開催するいわて高等教育コンソーシアムと、平泉文化の総合的研究体制について協議を進めながら、共同研究を行ってきました。また、「世界遺産平泉」保存活用推進実行委員会が文部科学省から平成29年度文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）を受けて実施した事業の成果を含めて、さらに広く行っているところです。

この平泉文化研究年報は、毎年度の平泉文化共同研究の成果をまとめたものです。今後も、多くの研究者の方々からご意見ご指導をいただき、本年報が平泉文化研究の進展の一助となるよう努めて参りたいと考えております。

最後に、共同研究に参画された諸先生方をはじめとする関係機関各位のご協力に厚く感謝申し上げます。

平成30年3月

岩手県教育委員会
教育長 高橋 嘉行

目次

【基調講演】

平安後期の京都と開発・再開発 ―平泉を遥かに望む―

西山 良平…… 1

【研究報告】

五代・両宋期における金銀字一切経及びその政治的意義 劉 海宇……17

ポータブル複合X線分析による白磁と青磁の胎土分析（その3）

―中国および平泉出土資料の比較検討―

會澤 純雄・平原 英俊・三浦 謙一・徳留 大輔……23

国府関連施設との比較による平泉の位置 佐藤 健治……33

東アジアにおける平泉遺跡群の歴史的な位置づけ 渡辺 健哉……43

北東アジアの都市からみた平泉の特質 中澤 寛将……55

壺の碑・外の浜風 ―地名が喚起するイメージ― 荒木 優也……69

第18回平泉文化フォーラム実施報告……77

例言

1. 本書は、「世界遺産平泉」保存活用推進実行委員会が平成29年度文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）を受けて実施した事業である。

また、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課といわて高等教育コンソーシアムが行っている、平成29年度「平泉文化研究機関整備推進事業」の成果を含むものである。

2. 本書には、いわて高等教育コンソーシアムと共同で開催した、第18回平泉文化研究フォーラムでの基調講演、研究発表を掲載した。

3. 本書に収録した第18回平泉文化フォーラムの講演・発表者は以下のとおりである

西山良平（京都大学名誉教授：基調講演）

劉 海宇（岩手大学平泉文化研究センター）

會澤純雄・平原英俊・三浦謙一（岩手大学）・徳留大輔（出光美術館）

佐藤健治（文化庁文化財課）

渡辺健哉（東北大学）

中澤寛将（青森県企画政策部）

荒木優也（國學院大學）

4. 本書の編集は、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課が行った。

基調講演

平安後期の京都と開発・再開発—平泉を遥かに望む—

西山良平

はじめに

本稿は平安後期（摂関期から院政期）の京都と開発・再開発を検証し、その成果から平泉の分析視角を遙望する（図1・2）。

美川圭氏は第一に商業・流通の側面と政治・文化の視角から、京都隣接・近接の白河・鳥羽、六条周辺や八条院御所周辺など京中、六波羅や西八条など京都周辺の都市の具体像を提示する。第二に白河天皇の法勝寺は藤原道長の法成寺を模倣するが、法成寺は都市域を生まず、法勝寺は白河地区都市開発の基点となる。法勝寺は当初、独自の僧侶の組織がなく、普段は「箱もの大伽藍」である。十二世紀初頭以後（白河院政後期から鳥羽院政期）、白河地域は急速に都市化し、京と白河の都市域が一体化し充実するとする。

第三に鳥羽殿（白河・鳥羽院政期）では、鳥羽院と皇后藤原得子、その皇子近衛天皇の王統が成立し、白河（三重塔）・鳥羽（三重塔）・近衛（多宝塔）の三代の墓所が造営される。院庁を中心に王家の家政が行われ、「権門都市」にもっともふさわしい。西国からのメインルートは淀から京の陸路であり、鳥羽殿は通過点にすぎず、都市的發展に限界がある。第四に法住寺殿では都市域建設の意図が明白で、後白河院と高倉天皇が居住し、国政レベルの公卿会議が開かれる。後白河院（法華三昧堂）・建春門院（同）夫妻の墓所が存在し、その皇統のための権門都市である。第五に京隣接・周辺の権門都市は京に吸収され、京の範囲は鴨川を越えて中世都市京都が確立する。その過程では、鳥羽殿など権門都市が創出され吸収されるとされる（美川圭2002）。

大村拓生氏は鳥羽地域には摂関期に宿泊施設・川湊などが存在し、白河院は鳥羽殿を建造し交通路を掌握するとする。鳥羽は首都京都に不可欠な交通拠点の開発で、着実に交通・流通拠点都市に成長する。

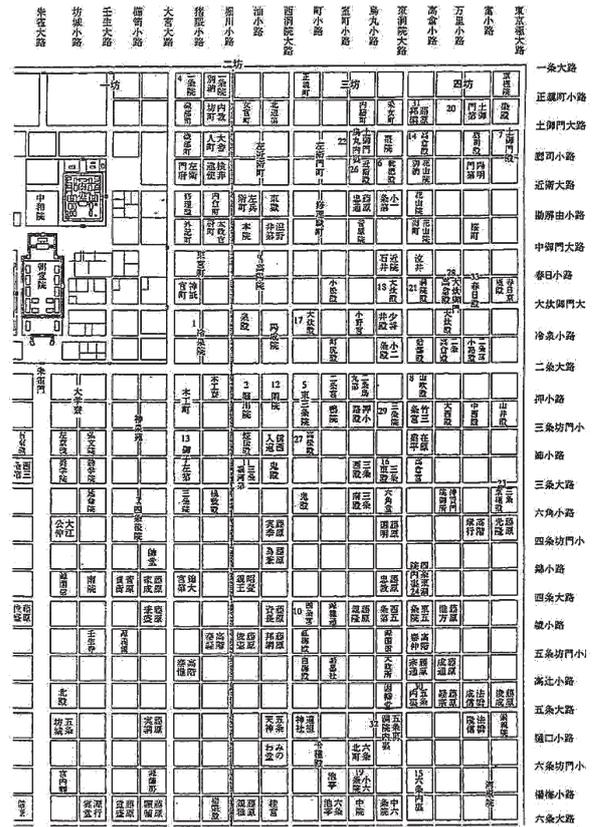


図1「平安京条坊図と里内裏の配置」丸川義広2012

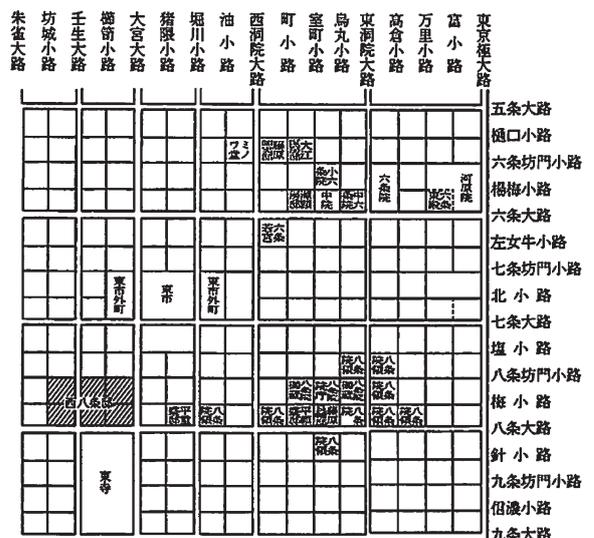


図2「下京・左京邸宅跡配置概略図」美川圭2010

鳥羽殿は流通拠点の整備・発展で、交通業者が成長し、その役割を衛星都市鳥羽に譲る(大村拓生2006 a)。

かつて井上満郎氏は、白河・鳥羽の開発主体は院政政権と受領層であり、平安京(都城制)を離れて別の場所(郊外)に展開するなど、新都市の特色をそなえ、明白に都市域を形成するとする(井上満郎1989)。

平安後期の京都では、白河・鳥羽(鳥羽殿)や法住寺殿など院御所や里内裏などが多様に開発・再開される。その問題点を先学諸説を継承しながら検討し、その結果から平泉の都市的性格を瞥見する。

1 在京院御所の開発・再開発(註①)

i 六条地区・八条院御所

〈六条地区・八条院御所の概要〉

美川氏は、白河院は六条地区を再開発すると指摘する。湧水が豊富で園池に絶好であり、院御所・里内裏や外戚家・院近臣・武士の邸宅などが集中・立地する。かつて村井康彦氏は六条辺りは低湿地で、池亭・天橋立・中六条院・釣殿院・河原院に池があるとする(村井康彦1990)。

八条院暲子内親王は鳥羽院と美福門院藤原得子の娘で、膨大な王家領庄園を伝領し、院政主流に位置する。八条三坊十三町に八条院御所、十一町に八条院庁、十四町に八条院御倉など、五町に八条院後見・平頼盛邸、十二町に八条院猶子・九条良輔邸があり、八条・東洞院を中心に八条院の都市の様相を呈する。八条院御所・八条院領は八条三坊では南東半に所在する。その理由は八条院御所の伝領にあり、八条院の曾祖父藤原顕季から子の長実、その子美福門院、そして八条院と母の一族に伝えられる。美川氏は、八条は西国交通・流通路掌握に有利とする。

かつて角田文衛氏は、左京八条(三坊・四坊)はなかば田園化し、十一世紀末葉以降に上流貴族の邸宅が営まれるとする(角田文衛1984)。

〈左京八条三坊周辺の調査成果〉

平安京の遺跡の調査成果に基づくと、平安前期(八世紀末～九世紀)には、西洞院以東・七条大路以南(左京八条三坊四坊・九条三坊四坊)では路面・側溝があまり見つからない。街路の箇所では流路を検出するなどし、平安京の南東部では条坊制が面的に施行されない。しかし、平安後期(十一世紀後葉～十三世紀前半)には左京南東部が急激に広い範囲で整備される(山本雅和2007)。

JR京都駅前(八条三坊南半)周辺では主に自然河川が初めて現れ、八条坊門小路北の北地区(七条・町)は十一世紀に整地され遺構が増加する。十二世紀には鑄造工人の最初の痕跡(刀装鑄型)が現れ、中国製陶磁器とくに四耳壺や合子が見つかり、十三世紀前葉から中葉には活動が活発化する(鋤柄俊夫2008)。鑄造関連遺跡は東西は油小路～東洞院大路・南北は七条坊門小路～八条大路に及び、東西は油小路～室町小路・南北は塩小路～梅小路に高い密度で分布する。八条院御所・八条院領の北西側、七条・町の南側に相当する(辻裕司2016)。

八条院御所・八条院領は八条三坊では南東半、鑄造関連遺跡は八条三坊では西半であり、両者は明確に住み分け分離する。

ii 左京二条四坊周辺・大炊御門大路南北

〈左京二条四坊周辺の白河院御所と里内裏〉

白河院政期の院御所は左京二条・三条、とくに左京二条四坊周辺（大炊御門大路南北）・三条三坊（三条大路北）に集中する（井上満郎1981）。三条三坊は三条西殿・三条東殿・高松殿など周知であるが、二条四坊周辺は検証の価値がある。

左京二条四坊周辺では、白河院御所は大炊殿*（*は里内裏、大炊御門大路北・東洞院大路西、藤原国明、初出1104）、中御門殿（中御門南・東洞院西カ、源重資、1107）、大炊御門万里小路殿*（大炊南・万里西、藤原長実、1108）、東洞院大炊御門殿（藤原為房、1113）、大炊御門万里小路殿*（大炊南・万里東、源能俊、1114）、春日殿（大炊北・万里東、藤原基隆、1126）、二条殿（二条・万里カ、高階為章、1103）である（井上満郎1981・平山育夫1991a）（註②）。

一方、里内裏は大炊殿*（*は院御所、西殿、大炊北・東洞院西、第一期大炊殿、白河院、1107）、大炊殿（東殿、大炊北・東洞院東、第二期大炊殿・洞院殿＝新造・1112）、大炊御門万里小路殿*（大炊南・万里西、藤原長実、1114）、大炊御門万里小路殿*（大炊南・万里東、源能俊、1116）、二条殿（二条東洞院殿、鳥羽院、1133）である（詫間直樹1997）。

白河院政期には左京二条四坊周辺に院御所や里内裏が多数立地する。大炊殿（西殿）は長治元年（1104）に東宮宗仁親王（鳥羽天皇）御所に造作され、天永二年（1111）大炊殿（東殿）に移築される。藤原宗忠の「如法一町の家」である（『中右記』長治元年十一月廿八日条）。大炊殿（西殿・東殿）は鳥羽天皇踐祚（1107）から焼亡（1116）まで里内裏に頻繁に使用され、永久五年（1117）土御門鳥丸殿が平安宮内裏を模して新造される。白河院御所は鳥羽天皇御所を意識し、「皇居近々」の邸宅が選定される（平山育夫1991a）。左京二条四坊周辺の開発・再開発は大炊殿（西殿・東殿）に強く影響される。

〈左京二条四坊周辺の変遷〉

一方、一条天皇時代（一条天皇時代を中心にほぼ六十年）に左京二条四坊には藤原懐平家・藤原兼隆家・源扶義家（三町）僧都殿（悪所、四町）江家文庫（五町）平貞盛宅（十二町）が所在する（加納重文1994）（註③）。藤原懐平（権中納言）・藤原兼隆（中納言）・源扶義（参議）は公卿であるが、四坊の西端に集中する。

白河院政期の傾向は鎌倉時代後半に継続する。鎌倉後半期（両統迭立期）には里内裏・院御所は、大覚寺統の本所は大炊御門殿（大炊南・冷泉北・万里西・高倉東）、持明院統の本所は富小路殿（冷泉南・二条北・京極西・富東）で、二条高倉殿（二条南・押北・高倉西・東洞院東）と常盤井殿（春日南・大炊北・京極東）が補助的施設に利用される。すなわち、鎌倉後半には主要な院御所・里内裏は左京二条四坊周辺に立地する（川上貢2002a）。

2 在京・城外院御所と御堂

i 城外院御所と御堂

〈城外院御所と御堂、京中堂舎の禁制〉

城外院御所には御堂が実在する（図3・4）。白河では六勝寺（法勝寺・尊勝寺・最勝寺・円勝寺・成勝寺・延勝寺）・蓮華蔵院（白河南殿）・宝莊蔵院（白河北殿）、鳥羽殿では証金剛院（南殿）・勝明光院（北殿）・成菩提院（泉殿）・安楽寿院（東殿）・金剛心院（田中殿）、法住寺殿に蓮華王院・最勝光院が付属する。鳥羽殿では南殿が儀式挙行などもっとも公的な施設で、北殿は遊興的色彩を帯びる。泉殿・東殿では白

河院・鳥羽院・近衛天皇の墓域が成立し、阿弥陀堂や不動堂が建立され、田中殿では本格的な伽藍の金剛心院が形成されて、ともに聖域化する（藤田勝也2003）。

在京院御所では御堂の有無は曖昧であるが、京中の寺院建立は憚るとみられる（臈谷寿2000 a）。十一世紀末には、寛治元年（1087）ちかごろ「兩京」では多く「堂舎」を立てるが、法規に垂き適當ではない。「先符の旨」に任せ、左右京職や檢非違使に「京中堂舎」の造立を「重ねて」禁制させる（『本朝世紀』寛治元年八月廿九日条）。これ以前、「先符」が京中堂舎を禁制するとみられる。嘉保二年（1095）大殿藤原師通が北政所源麗子の京極殿御堂を供養する。「洛中を憚り」、「瓦」を葺かず、「鐘楼」を立てず（『中右記』『百鍊抄』嘉保二年六月十八日条）。

寛仁三年（1019）、入道藤原道長は上東門第の「東地」（「京極東辺」）に十一間堂（無量寿院）を造り、木造を始める（『小右記』寛仁三年七月十七日条）。無量寿院（法成寺）は東京極大路の東辺に立地し、東京極東・近衛末北・土御門末南・鴨川堤防西の方二町と推定される（福山敏男1964・1983、杉山信三1981 b）。治安二年（1022）、後一条天皇が藤原道長の法成寺金堂供養に行幸するが、「城外行幸の儀」を用いるべきだ（『小右記』逸文・治安二年七月十日条）。法成寺は明解に城外である（西山良平2004）。法成寺には緑釉瓦が使用される（上村和直1994）。

〈在京院御所と御堂〉

在京院御所の御堂の有無を六条地区・八条院御所・二条四坊周辺を対象に検証する。

六条地区では、六条内裏・六条内裏は比較的内部が判明する（太田静六1987）。六条内裏（六条北・東洞院東、南北二町・東西一町、白河天皇・白河院）では御堂は当初認定できない。しかし、永長元年（1096）皇女郁芳門院が寝殿で逝去し、承德元年（1097）旧居を改め堂舎と成し、六条殿御堂を供養する。しかし、平安期には法名を冠さず、弘長元年（1261）禪宗寺院・万寿禅寺に改められる。京中では寺院の法名は強く回避されるとみられる（清水擴1992 c）。六条内裏（小六条殿、楊梅北・烏丸西、白河院、鳥羽天皇・院など）は御堂を確証できない（註④）。六条中院（六条北・烏丸西、白河院）や六条東殿（六条北・万里東、白河院）は史料が僅少で詳細不明である。

左京二条四坊周辺では、大炊殿（大炊御門東洞院第、大炊北・東洞院西、白河院、鳥羽天皇）は「如法一町の家」とされるが、御堂は認定されない（太田静六1987・平山育夫1990）。三条烏丸殿（三条西殿、

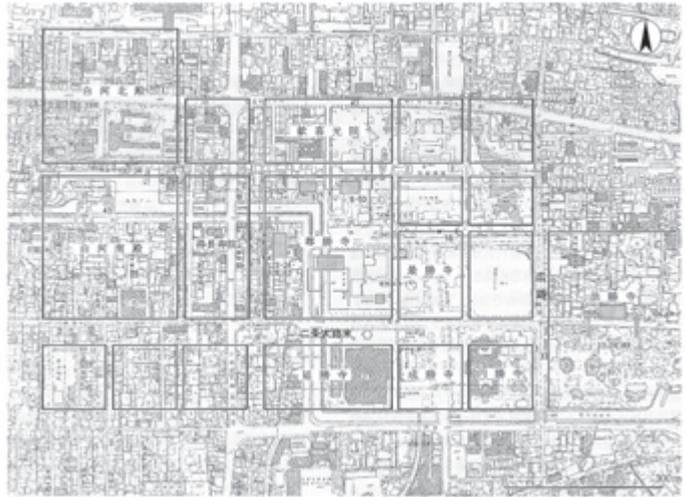


図3「白河街区地割復元図」近藤奈央2016

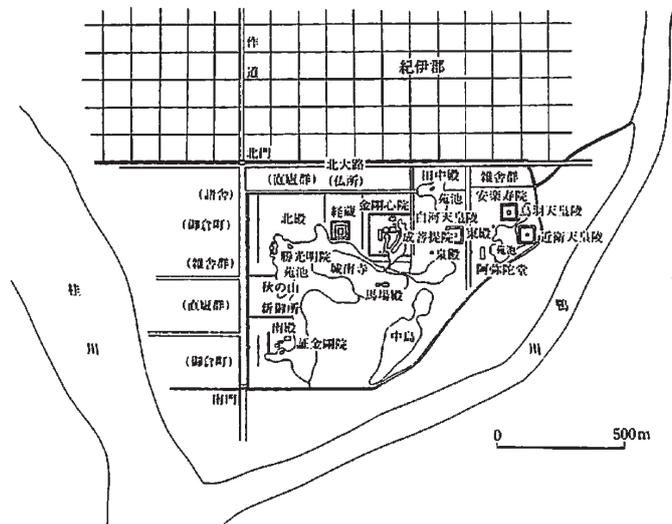


図4「鳥羽殿概略図」長宗繁一・鈴木久男1994

三条北・烏丸西、白河院、鳥羽天皇・院、後白河院)は「如法一町宅の作り」(『中右記』元永元年正月廿日条)であるが、御堂は確証されない(平山育夫1991b)。

〈子院的邸宅(邸内仏堂)の分布〉

六条内裏の六条殿御堂(万寿禅寺)以外に、左京二条から六条では院御所に御堂は認証できない。院御所の御堂の確証は難儀であるが、子院的邸宅(邸内仏堂)の分布が手がかりである。十一世紀後半(寛治年間)以降、貴族は京中の適所に邸内仏堂または仏堂中心の子院のような邸宅(子院的邸宅)を営む(清水擴1992c)。京中御堂は八条・九条に集中する(隴谷寿2000a)。

八条・九条では、九条堂(藤原信長、城興寺、九条北・烏丸西)・八条堂(藤原顕隆、八条北・烏丸西)・八条堀河堂(藤原家成、八条南・堀川東)・九条堂(藤原顕頼、九条北・高倉西)・八条堂(藤原実行、生蓮華院、八条南・高倉東)・光明心院(平時子、八条北・壬生東)・九条堂(皇嘉門院)が認証される(清水擴1992c)(註⑤)。

一方、左京の北半に御堂が点在する。大江公仲の坊城地(左京四条一坊二町、六角南・坊城西)では、未申(西南)角が堂敷地である(「大江公仲処分状案」『平安遺文』一三三八)。藤原為隆の坊城堂は六角南・坊城西で大江公仲の坊城地と同所である。為隆の坊城堂には鐘堂がある(『中右記』大治二年十月十七日条)。大江公仲の坊城地・藤原為隆の坊城堂は左京四条の西端である。源国信の永昌坊の精舎(『江都督納言願文集』卷三)は「三条と四条、西洞院と東洞院に囲まれた土地」とされるが、永昌坊は左京四条の一坊から四坊である。源国信には美部(壬生)堂があり(『中右記』天仁元年二月十六日条)、永昌坊の精舎と同じ可能性がある。永昌坊の精舎(壬生堂)は四条・壬生に位置するとみられ、左京四条の西端である。

皇后宮亮・紀伊守の伽藍は教業坊の南にあり、以前は前中書王・兼明親王の兔園(庭園)、現在は亡父讃岐守の仏閣である(『江都督納言願文集』卷六)。皇后宮亮・紀伊守は藤原有佐、亡父讃岐守は藤原顕綱に比定される(山崎誠2010)。教業坊は「三条大宮と西洞院との間」とされるが、左京三条で、兼明親王の兔園は御子左第(三条第)の可能性もある。御子左第は三条坊門南・大宮東(『拾芥抄』)または三条北・大宮東の二町(『二中歴』)で、左京三条西端周辺の南半、西隣は神泉苑である。

さらに一条本堂・一条小堂(藤原宗俊・宗忠、一条・東洞院、←大宮堂)(高橋秀樹1996)・一条堂(藤原長忠)・一条万里小路堂(藤原忠能)など、左京の北端に御堂が存在する(清水・表)。結局、左京北半では御堂が西端と北端すなわち左京北半の周縁に立地する。

以上を総合すると、左京南端の(七条・)八条・九条に御堂は集中し、左京北半の西端と北端に点在する。左京以外では、藤原邦恒の西院堂が右京四条南・宇多西に位置するとみられる(『拾芥抄』「西京図」)。十一世紀中葉に建立されるが(初出1054)、右京地区で唯一の事例である(註⑥)。

これらの御堂は阿弥陀堂が圧倒的に多く、規模は一間四面以下が多いと推定される。極力仏教建築的要素を排除し、素木造・檜皮葺き基調の住宅風仏堂が主流とみられる(清水1992c)。

〈八条院御所と持仏堂〉

このように左京南端の(七条・)八条・九条、左京北半の西端と北端、また右京に御堂は確証されるので、その範囲の院御所に御堂が実在する可能性が想定される。八条院御所は左京八条三坊十三町(八条北・東洞院西)、院庁が十一町、御倉が十四町にあり、八条院領が三坊の南東半を中心に分布する。八条院御所は八条院の曾祖父藤原顕季から子の長実、その子美福門院、そして八条院と母の一族に伝領される。藤原顕季に八条東洞院亭があり、播磨守藤原長実の八条倉に財宝が納められ、長実は八条堂で逝去するとみられる(『長秋記』長承二年八月十九日・長承三年八月十九日条)。美福門院は故長実の八条殿に降誕するとされる(『百鍊抄』仁平元年十一月二日条)(隴谷寿2000b)。八条院御所に藤原長実の八条堂

が所在する。

建春門院中納言（藤原俊成女、定家の同腹の姉）は八条院御所に再び宮仕えする。八条女院が御持仏堂へお出ましになってお召しになる。中納言はお供して常の御所へ参り、女院は御持仏堂へお帰りになる。また、八条女院に宮仕えするが、女院は御持仏堂にいらっしゃり中納言を召される（『建春門院中納言日記』）。八条院御所に持仏堂が存在し、持仏堂と常御所は別所である（註⑦）。

〈補説 京中の発掘調査事例〉

（左京四条一坊二町）

左京四条一坊二町は六角南・坊城西で、大江公仲の坊城地、藤原為隆の坊城堂に相当する。調査はその北東部で、遺構は平安時代前期から中期前半、平安後期に二分され、中期後半（十世紀後半～十一世紀末）の遺構は存在しない。平安後期（十二世紀前半、平安京土器編年Ⅴ期古段階＝1090頃～1120頃）に四時期の庭園遺構中心の遺構群を検出する。宅地は最大1/2町、1期は大江公仲の坊城地・丑寅（北東）角（1095、未申角＝堂敷地）の可能性（以下同様）、2期は藤原為隆が入手、3期は変化に富み、坊城堂に相応しく（1127）、4期は為隆死後（1130）。坊城堂には三間四面丈六堂・前池・鐘堂などがあり、風流絶妙とされる。出土瓦は檜皮葺き・板葺き建物などの棟瓦に利用されると推定され、建物は瓦葺きではない（京都市埋蔵文化財研究所2015b）。

（左京九条二坊十六町）

左京九条二坊十六町は八条南・西洞院西、調査はその北西部で、八条堀河堂（藤原家成、八条南・堀川東）は西隣である。九世紀から十二世紀まで遺構を確認できず、十二世紀半ばに調査区東半が大規模に整地される。十二世紀後半から十三世紀前半は宅地に利用され、調査区中央に持仏堂（御堂）の可能性のある建物があり、西を正面とし、東半に須弥壇を置くとみられる（京都市埋蔵文化財研究所2015a）。

（左京九条三坊九町）

八条南・烏丸西で、八条堂（藤原顕隆、八条北・烏丸西）の南隣である。九世紀中ごろに整地され、小規模な建物が営まれるが、短期間で消滅する。十二世紀後半ごろに建物群が再び出現し、十三世紀に遺構数が最大になる。十二世紀後半から十三世紀初頭には、西二行北七門に二間四面の「仏堂？」が発見される（元興寺文化財研究所2017）。

（右京六条一坊六町）

平安時代後期から鎌倉前期に一町規模の邸宅で、仏堂と園池から構成される。仏堂は六町西部の南北中央付近に位置し、下層建物は方三間の住宅風仏堂で、南正面、檜皮葺きまたは柿葺きと想定される。上層建物は三間堂の住宅風仏堂で、南正面、檜皮葺きまたは柿葺きとみられる（鈴木久男2011）。

この地域では平安時代前期（九世紀）・平安後期から鎌倉時代（十二世紀後半～十四世紀前半）の遺構・遺物を検出するが、平安中期から後期（十世紀～十二世紀前半）は空白期である。すなわち、右京衰退の後、この地域は実質的な京の縁辺部であるが、平安後期から鎌倉前期に再開発される（京都市埋蔵文化財研究所2002）。

このように、各々の御堂の地域は造営の直前まで長期間遺構が存在せず、実質的に京中縁辺であるが、平安後期に再開発され、御堂などが造営される。

ii 白河の六勝寺と鳥羽殿・法住寺殿の御堂（概要）

白河の六勝寺や鳥羽殿など城外院御所の御堂の特色を先学に依拠し概説する。

〈白河の六勝寺〉

法勝寺では八角九重塔と金堂が特筆され、金堂では大日如来を中心に胎藏界五仏、九重塔には大日如来を中心に金剛界五仏を安置し、両者で両界曼荼羅を構成する（清水擴1992 a）。金堂の中尊大日如来は蓮華座に釈迦像があらわされ、密教の教主であり、また蓮華蔵世界の教主毘盧遮那仏であり、顕密仏教の頂点の尊格をそなえる（富島義幸2001・2003・2007。以下、本項は清水説・富島説に依拠する。）。法勝寺は造形的には法成寺や平等院など浄土教伽藍から着想するが、教義的には密教世界観の国家的寺院である。しかし、信仰上の本音は周辺部の阿弥陀堂・法華堂、故中宮賢子のための常行堂とその御所など、浄土教に傾斜する。金堂は緑釉瓦が葺かれる（上村和直1994）。

白河院は千僧御読経や修正会の法勝寺金堂への移動など、大極殿仏事を解体・再編し、この再編で法勝寺金堂は院主体の鎮護国家仏事の空間の性格を獲得する。大極殿と法勝寺金堂は二条大路と白河の二条大路末の都市軸に結ばれ一体となる。天皇や院の行幸では西大門が正式な参入路で、南大門は使用されない。

六勝寺は金堂の本尊を密教界主尊の大日如来とし、金堂と塔で両界曼荼羅の世界を表現すると推測される。さらに薬師堂・五大堂など密教系諸堂を配し、密教基調の伽藍を構成し、天皇・院の玉体安穩を通じ鎮護国家を祈る。伽藍構成の特色は中枢部の強い対称性と塔の復権である。また、法勝寺は創建当初から九体阿弥陀堂を造るなど、法勝寺や尊勝寺は浄土教伽藍の余影を残すが、次第に浄土教的色彩を払拭する。国家的寺院と鳥羽の御堂など個人的祈願寺の乖離が進行し、造形的に明確化する。

〈鳥羽殿・法住寺殿の御堂〉

白河院の造営は御所中心で、法勝寺・尊勝寺・最勝寺・円勝寺など主に鎮護国家を目的とする。鳥羽院は付属の御堂に注力し、成勝寺・延勝寺のほか、白河・鳥羽を中心に阿弥陀本尊の七御堂を造営する。白河院の法勝寺や尊勝寺には九体阿弥陀堂が建てられ、鎮護国家と願主の浄土往生が併存する。しかし、白河院晩年の最勝寺・円勝寺には阿弥陀堂が造られず、鎮護国家と往生祈願は乖離する（清水擴1992 b。以下、本項は清水説に依拠する。）。

鳥羽院の成勝寺と延勝寺には阿弥陀堂は建てられず、一方、宝莊巖院・勝光明院・金剛心院など阿弥陀堂中心の御堂が供養される。鳥羽院の時代に鎮護国家と往生祈願の乖離の傾向は明確化し、両者は別個に営まれる。阿弥陀堂中心の御堂こそ純粋な浄土教寺院にふさわしい。阿弥陀堂建立の目的は死者追福、自らの往生浄土が中心で、また生前の御堂を死後の墓所に転用するが、後者は院政期の特徴である。

後白河院の大規模な御堂は蓮華王院（本堂は千体観音堂）と最勝光院（本堂は釈迦堂？）であるが、法華経関係仏堂が大半で、純粋な阿弥陀堂はほとんどない。後白河院は法華経信仰を自他ともに奨励し、また自身持経者でその信仰を呪術的に実践する（菊地大樹2007）。

白河・鳥羽の王家の御所・御堂と貴族の子院的邸宅（邸内仏堂）は明らかに対応する。子院的邸宅（邸内仏堂）は大部分が京中のため正式寺院は許されないが、院・女院はその権力や城外立地のため容易に寺院に供養する。

3 城外院御所と小屋・在家

i 城外院御所の構成

〈白河・鳥羽の概要〉

白河・鳥羽の開発は離宮・寺院の建立と都市域の形成である（井上満郎1989。以下、本項は井上説に依拠する。）。

白河には御所・御堂と貴族・官人の住宅が存在する。久安四年（1148）白河の一院・鳥羽院御所（白河押小路殿カ）の北辺に焼亡があるが、これは御所預の東市正経宅が放火され、故藤原顕頼卿宿所や少屋等に延焼する（『本朝世紀』久安四年三月十日条）。

東市正経は御所預で白河殿を維持・管理し、したがってその居宅は白河に所在する。藤原顕頼は鳥羽院近臣で久安四年正月に逝去する。顕頼に二条烏丸家などがあり、白河の宿所は「宿泊するところ」である。経宅と顕頼宿所は明確に区別される。少屋は一般民家と推定され、鳥羽院御所の北辺に経宅・顕頼宿所・一般民家が都市的景観・都市域を形成するとされる。しかし、白河の都市史料は「きわめて少ない」。六勝寺などから僧侶が多数居住し、院御所や居宅・宿所から多くの王族・貴族が居住すると推測される。

鳥羽は平安京朱雀大路の南延長線が鴨川と交差する地点で、京都の外港である。鳥羽山荘では近習の卿相・侍臣や地下・雑人らが各自家地を賜り、舎屋を営造し、まるで都遷りのようである（『扶桑略記』応徳三年十月廿日条）。実際に家地を班給され、人々が鳥羽に移住するとされる。

〈白河・鳥羽の構成〉

白河・鳥羽の特色を検証するため、その構成要素を概括する。

白河院の院御所は移動頻度がきわめて高く、移動が原則とみられる（井上満郎1981）。また、白河院の院御所で城外院御所は鳥羽殿と白河泉殿（南殿）だけで、それ以外はみな京中に所在する（美川圭2001・2002）。

応徳元年（1084）法勝寺金堂供僧・法印増誉（本寺は園城寺）の白河房（→聖護院）などが実在する。康和五年（1103）延暦寺・覚巖は法勝寺・尊勝寺供僧で法勝寺に常住し、また法勝寺の庭掃・車借、尊勝寺の庭掃が存在する（上島享2010）。一方、法勝寺（六勝寺）は法会のための空間装置で、三綱と俗人の実務者以外は止住せず、僧侶は極めて少数である。法会には山門・寺門・興福寺・東大寺・東寺などの最高位の僧侶と、上皇以下の貴顕が参集する。とはいえ、十二世紀前期頃から（天永二年・1111以後）徐々に僧団組織が成立する。結局、法勝寺（六勝寺）は上皇主催法会の臨時会場（劇場）で、顕密寺院からはみ出す疑似寺院とみられる（山岸常人2004）。

鳥羽殿の宿所は大半が白河院・鳥羽院近臣で、鳥羽殿の中核は院御所と院近臣の宿所から構成されると推定される。近臣の宿所は院御所周辺部の独立邸宅で、路に面する（美川圭2001）。白河院の院御所は移動頻度が高いので、院近臣自体の移動頻度は同様に高いとみられる。また、院近臣宿所は院と無関係に利用・貸借され、自らの拠点である。もちろん、院近臣は鳥羽殿に常住せず、留守管理の存在が想定される（大村拓生2006a）。

さて、白河には少屋（小屋）が存在する。小屋・小家は現今の意味での町家（町屋）を指す言葉である（高橋康夫2001）。すなわち、庶民住宅・一般民家であり、白河に住人が居住する。

寛喜三年（1231）法勝寺西方の在家が火事で、余炎のため尊勝寺の五重塔が全焼する。二条大路末の南に少々在家があり、その敵が放火し、燃え残りが尊勝寺の塔に付く。この塔は辰巳（東南）角の塔で、東塔である（『百鍊抄』寛喜三年八月一日・『明月記』八月二日・『皇帝紀抄』八月一日条）。一日は終日

東風が西北に吹き払うので、在家は二条末南・尊勝寺東南・法勝寺西方と推定される。二条末南に在家が少々展開する。京中の住人は在家を単位に夫役や夜行役を課されるが、一方、在家は貴族の広大な邸宅に対し「庶民や賤しい人の家」を指す（北村優季1995）。

〈白河の都市化〉

白河には嘉保二年(1095)二条末北に白河泉殿(南殿)、永久二年(1114)その北側に白河北殿が設けられ、このころから白河の景観・性格は少しずつ変化するとみられる。

康治元年(1142)防鴨河使(鴨川堤防修補の官署)などの除目を行う。近年鴨川堤防は少しも修復されないが、貴賤の人々がすべて居宅を鴨川の東に占め、各自堤防を東岸に築く。このため、京中は大方魚と鼈に害われそうだ(『本朝世紀』康治元年六月十八日条)。いささか美辞麗句に彩られるが、鴨川の東に貴族の邸宅や民家が拡大する。白河院政後期から鳥羽院政期に、白河地域は急速に都市化するとみられる(美川圭2002)。

ii 嵯峨と亀山殿

〈亀山殿とその前史〉

建長七年(1255)嵯峨に後嵯峨院が亀山殿を造営し、亀山院の院御所に併用される。亀山殿に「山城国嵯峨亀山殿近辺屋敷地指図」(『日本荘園絵図聚影』二・近畿一、「大井郷界畔絵図」「鈞命絵図」も同様。以下、「亀山殿近辺指図」とする。)があり、鎌倉時代最末、天龍寺・臨川寺など禅院が建ち並ぶ以前の様相を描く(原田正俊1997)。後嵯峨院の院御所・亀山殿とその近辺が描写され、城外院御所の把握に有益である(図5・6)。まず、亀山殿の前史から。

すでに九世紀に、嵯峨周辺には嵯峨院など別荘や材木荷揚げ地の大井津がある。保元の乱に、藤原頼長は嵯峨で無人のちょっとした小家に昇き入れられるが(『保元物語』中)、嵯峨は小家など一定の都市的景観を呈するとされる。十三世紀前半には大堰川交通の結節点に発達し、後白河院や後鳥羽院の近臣らの所領が展開して、一定の都市的発展を遂げる(大村拓生2006b。以下は大村説)。

亀山殿の造営は嵯峨の都市的発展を促進するとされる。また、亀山殿の北に浄金剛院を建て浄土宗を興行し、北西角に薬草院・如来寿量院を立て、法華の本跡二門を表す(→大覚寺灌頂堂1306)(川上貢2002b)。亀山殿に持仏堂の大多勝院を造り、山門・寺門の碩学を供僧に止観の談義がある(『五代帝王物語』)。さらに、嵯峨には説教師の能説房、隣りに沽酒家(酒屋)の徳人の尼、近辺の者など(『沙石集』卷六一十一)、さまざまな階層が居住する。都市嵯峨は亀山殿だけで成立するのではない。

〈「亀山殿近辺指図」〉

「亀山殿近辺指図」の作成目的は丈尺の把握であるが、南北の惣門前路と朱雀大路を境界に三つに分類される。第一に惣門前路から西側で、亀山殿・浄金剛院など院御所を中心とする空間である。第二に

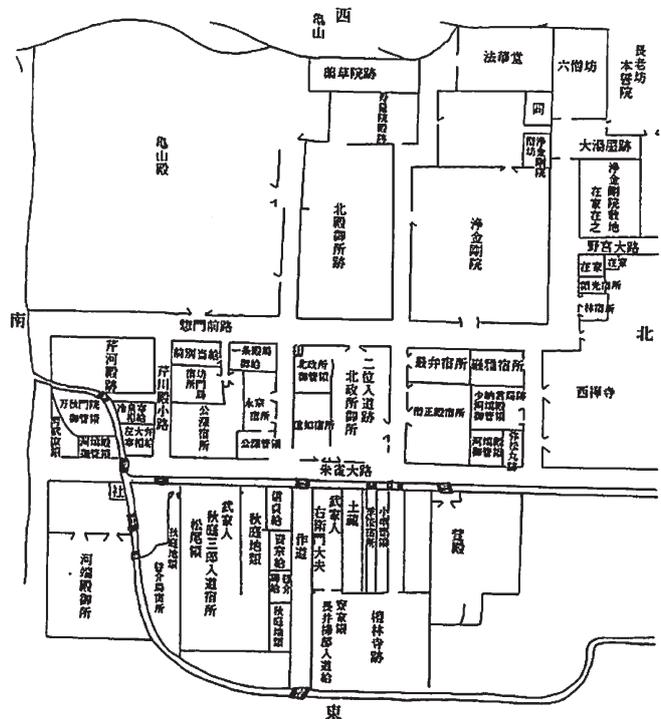


図5 「山城国嵯峨亀山殿近辺屋敷地指図」原田正俊1997

惣門大路から朱雀大路は宿所空間で、院近臣・女房・近臣僧などで構成される。第三は朱雀大路より東側で、より独立的な都市空間である。作道より北側には短冊型地割のような街区があり、多くの箇所では丈尺が把握されず、独自の都市的展開を遂げる。土蔵（土倉）は丈尺把握されず、鎌倉幕府関係者が多い。なお、川湊が推測されるが描かれない（大村拓生2006b）。

結局、「亀山殿近辺指図」の領域は御所・御堂一宿所一都市空間と同心円状である。在家が西禅寺の西、野宮大路の両側にみえる。

「山城国臨川寺領大井郷界畔絵図」（1347）は天龍寺・臨川寺の境界と周辺領主との領域確定のため作成される。在家が臨川寺の西辺・北辺に建ち並ぶ。

〈「鈞命絵図」〉

「山城国嵯峨諸寺応永鈞命絵図」（1426、以下、「鈞命絵図」とする）には禅院領と他領との境界が引かれ、近世の下嵯峨にほぼ相当する。嵯峨は南北朝以降、天龍寺・臨川寺・宝幢寺（鹿王院）など禅院を核に拡大する。在家は数の多さが目立ち、実際にはこれ以上建ち並び、禅院と在家が軒を接し存在する。在家には禅院の行者・力者や金融に携わる人々など様々な人々が集住する。

応永三二・三三年（1425・1426）の「酒屋交名」には洛中洛外の酒屋三四二軒が書き上げられ、嵯峨を冠する酒屋は一七軒であるが（『北野天満宮史料 古文書』）、現実には絵図以上が存在する。天龍寺・臨川寺など嵯峨禅林の門前境内に土倉・酒屋が集中し、絵図の在家の一部はこの土倉・酒屋である。「亀山殿近辺指図」から「鈞命絵図」では在家が増加するが、それは土倉・酒屋の集中の反映とみられる。土倉・酒屋など在家は清凉寺門前から下嵯峨の天龍寺・臨川寺境内に集住し、嵯峨は洛外最大の都市に繁栄する（原田正俊1997）。

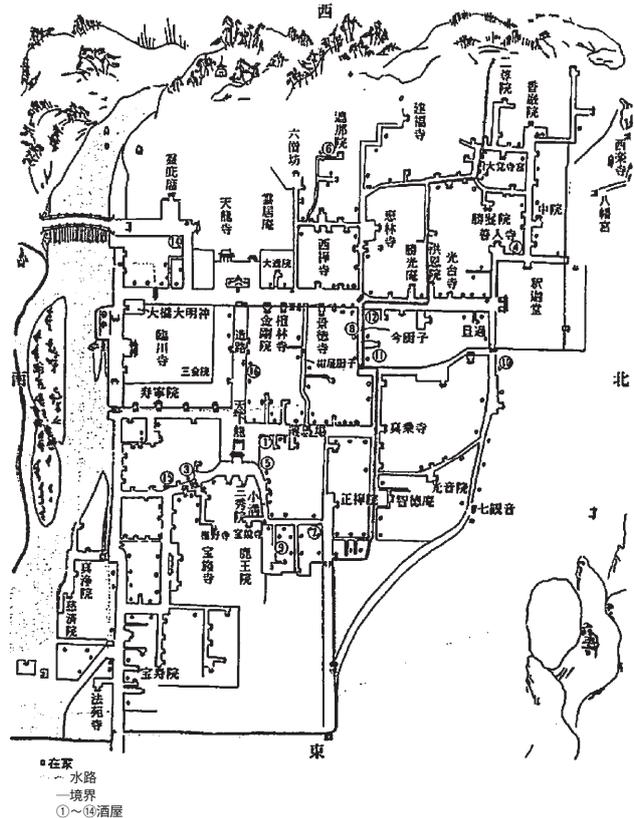


図6 「山城国嵯峨諸寺応永鈞命絵図」原田正俊1997)

室町時代に清凉寺門前から天龍寺・臨川寺境内が都市的景観をみせ、天龍寺・臨川寺が都市嵯峨の発展を主導するとされ（原田正俊1997）、十三世紀後半に亀山殿が造立され、この段階が都市嵯峨の本格的成立期とみなされる（大村2006b）。この両説には微妙なニュアンスの差異がみられる。なお、後嵯峨院・亀山院・後宇多院（大覚寺統）の本所は冷泉万里小路殿（大炊御門殿）である（川上貢2002a・近藤2016）。

〈『年中行事絵巻』の町家、北辺道路網・南北路の延伸過程〉

平安後期には左京・鴨東・一条北辺など京中の多くのところで、小屋（町家・町屋）が大路・小路に面して建ち並ぶ。町並みは家々の正面の柱筋が揃うか、家の間口と奥行の長さ・軒の高さがほぼ同じかに関係し、整然とした街並みは繁華な都大路で、雑然とした町並みは六角・町など「町」（市）とみられる（『年中行事絵巻』）（高橋康夫2001）。

一条北辺の南北路の延伸過程また市街化の状況は、十二世紀中葉に出雲路（東朱雀大路末）・東京極

末・富小路末・万里小路末・高倉末は北小路・今小路（一条大路以北、北小路は現在の今出川通、今小路は五辻通）まで高密度な市街地と推定される。十二世紀後半には東洞院末から大宮末にかけ、一条北辺（北小路・今小路）に家並が形成される（高橋康夫1983）。

一条北辺の火災では、小屋がしばしば焼亡する（表1）。寛治六年（1092）一条北辺・東洞院末で小屋が少々焼亡し、元永二年（1119）一条北辺・万里小路末で小屋が焼亡する。保安元年（1120）一条北小路・高倉で小屋が焼亡し、大治五年（1130）焼亡所は一条北・堀川末の小屋、長承二年（1133）雷が一条北辺の出雲路・京極辺に落ち、小屋一両が焼亡する（すべて『中右記』）。過半に小屋の記載はないが、藤原宗忠はおおむね小屋と明記する。宗忠以外は貴賤の舎宅・堂舎四十余所（行願寺など）・故隠岐守行重堂塔・大小の舎宅があるばかり、一条北辺の火災は大半が小屋で、その開発は住人が主導すると推定される。

平安後期に京中や一条北辺には小屋が広範に展開し、住人が開発・再開発を負担し主導する。『年中行事絵巻』や一条北辺の火災はその反映である。嵯峨の「鈞命絵図」では在家が数多く、京中や一条北辺に共通する。「亀山殿近辺指図」では在家が野宮大路の両側だけで、宿所などに潜在する可能性は充分あるが、指図の領域では劣勢と想定される。

おわりに一城外院御所と京都・平泉の遥望

〈小括〉

御堂の有無・特色の観点からすると、在京院御所（左京中枢）では御堂が禁制され、白河六勝寺では密教基調の鎮護国家を祈るが、法会の空間装置（疑似寺院）とされる。一方、城外院御所（・左京周縁院御所）では阿弥陀堂中心の御堂が供養され、純粋な浄土教寺院にふさわしく、後白河院は法華経関係仏堂が大半である。極論であるが、城外院御所（・左京周縁院御所）は多数派（正統）、在京院御所（左京中枢）と白河六勝寺は少数派（異端）である。

白河院御所などは移動頻度が高く、城外院御所は少数で、在京院御所が本所である。六勝寺では僧侶は少数で、徐々に僧団組織が成立する。宿所の大半は院近臣で、移動頻度は院御所同様に高いとみられる。小屋・在家は院御所・御堂・宿所の範囲では劣勢と推測される。城外院御所が京中から単立するのは難儀とみられる。

年 月 日	内 容	出 典
長保二年（一〇〇〇）七月七日	成刻許乾方有火事、（中略）在北辺北今十字之辺	『権記』
承暦三年（一〇七九）二月二日	申刻自後門大路北小路口、自一条大路北小路へ南、自院西大路東、自同東大路へ西、通許州六町已為灰燼	『為房卿記』
承暦三年（一〇七九）二月二日	火起春日小路与町北、至一条以北、東西洞院舍數十町焼亡、貴賤舎宅不知其数矣	『扶桑略記』
寛治六年（一〇九二）五月三十日	一条北辺東洞院末小屋少々焼亡、	『中右記』
康和五年（一〇三三）正月二日	一条北辺焼亡、	『中右記』
元永二年（一一九二）二月一日	成刻許一条北有焼亡、	『中右記』
保安元年（一一二〇）九月十九日	入夜一条北辺万里小路末小屋焼亡、	『中右記』
大治五年（一一三〇）三月二日	已時許一条北小路高倉小屋焼亡、	『中右記』
長承二年（一一三三）七月十四日	夜半有焼亡所、一条北堀川末小屋云々、	『中右記』
久安元年（一一四五）正月廿八日	雷落一条北辺出雲路京極辺、小屋一両焼亡、下人二人死云々、	『中右記』
久安四年（一一四八）三月六日	成刻一条以北焼亡、	『本朝世紀』
久安四年（一一四八）三月六日	一条北辺出雲路焼亡、	『本朝世紀』
久安四年（一一四八）三月六日	出雲路辺又以焼亡、	『本朝世紀』
仁平元年（一一五〇）七月十二日	未刻一条北東洞院以西親負以東拂地焼亡、東風猛烈、火炎如飛、堂舎卅余所焼亡、	『本朝世紀』
仁平元年（一一五〇）十月二十六日	又一条北小路高倉同有火事	『本朝世紀』
仁平元年（一一五〇）十月二十八日	夜半有焼亡、一条北小路万里小路辺也、	『本朝世紀』
仁平二年（一一五二）三月二十九日	夜半一条北大宮西、有炎上、故隠岐守行重堂等云々	『本朝世紀』
仁平二年（一一五二）四月十一日	未刻一条北京極東西有火、南風猛烈、数町遭災、	『本朝世紀』
仁平二年（一一五二）五月十二日	又一条北武者小路万里小路有炎上、	『本朝世紀』
永暦元年（一一六〇）十一月六日	成刻北方出火、安居院辺云々、	『山塊記』
仁安元年（一一六〇）十二月一日	火起自北小路万里小路、至于出雲大原江川原、都十許町、（中略）凡今日大小之舎宅千余宇焼失云々、	『安倍泰親朝臣記』

表1「北辺における火災」高橋康夫1983

〈移動頻度、持続可能性〉

法住寺殿に移って以来、後白河院は特別な事情がない限り法住寺殿に住み続ける。在京院御所と城外院御所の両方の機能を満たすとされ、南殿は儀式用、七条殿や新御所は居住用である（川本重雄2006）。白河の院御所は当初は法勝寺の法会や尊勝寺建立の視察の宿所に利用されるが、鳥羽院政期には白河北殿・南殿で若干国政レベルの公卿会議が開かれる。鳥羽殿では、朝覲行幸や院の御幸など王家の家政に密接な問題が目立ち、院司公卿だけが招集される確率が高い。法住寺殿では南殿の新築（1167）以降、公卿会議で国政レベルの議題が話しあわれる（美川圭2002）。

鴨東では、四条大路末・七条大路末・八条坊門小路末に町家が描かれる（『年中行事絵巻』）。四条末は祇園御輿迎の場面、七条末は稲荷祭、八条坊門末は法住寺殿への朝覲行幸で家並みが連続する（高橋康夫2001）。七条末・八条坊門末は法住寺殿の西方で、町家が連続する（註⑧）。法住寺殿は持続可能性があり、近辺に町家・小屋が展開し、京中から自立する可能性がある。

〈範域の区画〉

城外院御所は御所・御堂や宿所さらに小屋・在家から構成される。また、城外院御所には都市領域の区画・表示施設がみられる（井上満郎1989）。鳥羽殿では、全体の入口に北楼門（1109）と南楼門（1151）があり、北楼門は西大路（朱雀大路末・造路）と北大路が交会する地点に設けられる。南楼門の南方で乗船し、河沼がせまると推定される（杉山信三1981a）。

法住寺殿では、南殿が仁安二年（1167）建て替えられ（Ⅱ期以降）、西面に楼門が造られて、この楼門をくぐり、西四足門に至る。七条殿は承安四年（1174）建て替えられるが（Ⅲ期）、西南楼門・西北楼門が河原に面し構えられ、東方に離れて御所の西門がある（川本重雄2005）。南殿の西面楼門、七条殿の西南楼門・西北楼門は法住寺殿のランドマークである。

亀山殿の東側に惣門前路が南北に走るが（「亀山殿近辺指図」）、その名称のように、亀山殿の惣門が開くとされる（山田邦和2012）。天龍寺から東西道路の造路（作道）を東進し宝幢寺のブロックへの途中に、天下龍門が天龍寺・臨川寺ブロックの入り口に造られる。造路の北の東西道路に木戸（カ）が描かれ、この一帯は完結空間と意識される（「鈞命絵図」）。その外側には田園風景が開けると推定される（原田正俊1997）。

院御所ではないが、六波羅は城外の開発である。六波羅には惣門が五条末に（『平家物語』巻二）、南門が賀茂川一町を隔て六条末に開く（延慶本『平家物語』第三末）。惣門は外構えの大門、全体を代表する。門ばかりで塀のない可能性があるが、平治の乱では「垣楯」「ハタ板」・板塀が構築され、六波羅全域を囲む外回りの塀・恒常的な防壁があるとされる（高橋昌明2013a）。

福原地域では神戸大学医学部附属病院構内が楠・荒田町遺跡の中心部で、構内の西北隅から東西並行の二本の溝（二重壕）が検出される。年代はほぼ十二世紀後半（から十三世紀初頭まで）、併せて全幅五メートル程度で、防衛には規模が小さい。平頼盛亭は荒田町あたりで、二本の溝は平頼盛亭近隣の重要施設もしくは頼盛亭の一部とされる（高橋昌明2013a）。また、北側の溝はさらに北側の館を囲む溝、南側の溝は街区（居館連合）の標識の可能性もある（鋤柄俊夫2005）。後者だと、南側の溝は福原地域の区画溝である。

「（平泉）館の事」では、藤原秀衡の平泉館は金色堂の正方、無量光院の北に並べ、宿館を構える。「西木戸」に嫡子国衡家があり、同じく四男隆衡宅が並び、三男忠衡家は泉屋の東にある。無量光院東門に加羅御所を構えるが、これは秀衡の常居所で、泰衡が継ぎ居所とする（『吾妻鏡』文治五年九月十七日条）。平泉の西の入口の八花形（毛越寺・観自在王院の南の台地）は国衡家の最有力候補で、要所に一族を配置し、市街の西の入口に西木戸を設けるとされる（斉藤利男2014）。一方、「館の事」のタイトルの文脈

から、平泉館には西木戸があり、その直近に国衡・隆衡の家があり、館の園池付属の泉屋の東方に垣根を隔て忠衡家が見えらるとする。柳之御所遺跡の堀内部地区には板塀区画の中心部があり、平泉館の範囲はこの中心部に限られる。国衡らの家は堀内部地区で、板塀の西側の木戸の直近に国衡・隆衡の家があり、板塀内部の泉屋から東方の塀外に忠衡家がある（入間田宣夫2013b）。

前者では西木戸は平泉市街の西の入口であるが、後者の「館の事」の文脈論は合理的である。

〈居館連合・御所集合、ベースキャンプ、小屋・在家・町家〉

六波羅には惣門・南門があり、全域を囲む塀がある。平清盛・重盛の泉殿、平頼盛・宗盛の池殿、平教盛の宿所などや、郎従・眷属の住所、諸国の家人たちの宿舎（長屋風の建物）、北辺に倉町があり、一大軍事集落（六波羅団地）である。すなわち、一族の住宅などが防備をとめない、大規模な居住区画に計画的・集団的に建つとされる（高橋昌明2013b）。

法住寺殿の頃から、法住寺殿では南殿・七条殿・新御所・最勝光院南御所、六波羅では泉殿・池殿など平家一門の屋敷、九条殿では九条兼実ほか九条家一族の邸宅など、「一門・一族」が新しく集住し、御所が複数化する。集住の最大の原因は十世紀以降の家父長制家族の成立と十一世紀後半頃からの家格の形成である。父子二世代家族同居の父系直系家族にすぐに移行せず、十二・十三世紀に父子は「同一敷地或いは近接した敷地」に別々の御所・住宅を構える。「家族（一族）の集住」は鳥羽殿・六条殿・三条烏丸殿周辺、その後九条殿など一般の貴族住宅に見られる。六波羅では一族郎党・家人まで集住し、別視点の分析が不可欠であるとされる（川本重雄2005）。魅力的な提案であるが、「同一」「近接」や「家族」「一族」の類別に検討の余地があり、六波羅の郎等・家人は院御所の近臣宿所に対比される。

平泉館は軍事首長のベースキャンプの性格を備え、西木戸の国衡家・隆衡宅、泉屋東の忠衡家、無量光院東門の秀衡・泰衡の加羅御所が集住する。それぞれの門の辺りに郎党の屋舎があり、一族・郎党の集住は安倍氏・清原氏から平泉の藤原氏に継承される。平泉館の集住スタイルは六波羅の平氏館や鎌倉の幕府辺りに存在する（入間田宣夫2013a）。

鳥羽殿では北楼門と南楼門の範域に御所・御堂・近臣宿所、法住寺殿では南殿に西面楼門、七条殿に西南楼門・西北楼門があり、その東方に御所・御堂がある。六波羅では惣門・南門と外回りの塀の内部に平家一族と郎従の住宅・住所があり、柳之御所遺跡堀内部地区の板塀区画（平泉館カ）西木戸や無量光院東門近辺に藤原秀衡らの家・御所がある。門の辺りに郎党の屋舎があるとすると、秀衡の加羅御所は外部であるが、一族・郎党は堀内部地区に集住し、堀が防御施設、橋は入口である（註⑨）。

以上は主人と従者の枠組みで、法住寺殿・六波羅や平泉では主人の後白河院・平家・藤原氏の持続可能性は高い。一方、郎従・郎党の移動頻度・持続可能性には関東御家人と鎌倉の議論が参考になる。

関東御家人（東国武士団・鎌倉幕府地頭制度）は地方の富を吸上げる不在地主で、都市領主以外の何物でもない。都市鎌倉に集住して、在地領主を放棄し、諸国の在地領主と決定的に断絶するとされる（入間田宣夫1984）。一方、京下りの大江氏、執権北条氏一門や安達氏、長崎氏など有力な得宗被官は都市鎌倉を本拠とし、都市領主である。一般の御家人は在地と鎌倉を往反するが、鎌倉に屋敷を持たず、多くは一族や他人の屋敷に宿泊・借家するとする（斉藤利男1999）。また、東国御家人は鎌倉と本貫地・所領や京都を往反し、鎌倉に常駐しない。御家人の屋敷内に給人（代官）が屋地をあてがわれ、その屋地の一部は一般庶民に又貸しされる。給人や一般庶民の人口が多く、彼らは都市民である。一族で在鎌倉・在国・在京などを分業し、在地領主を放棄しないとされる（秋山哲雄2006）。鎌倉の東国御家人と平泉の郎党・六波羅の郎従の同質性・異質性が課題である。

鳥羽殿や法住寺殿・六波羅は楼門や大門・南門で範域を区画するが、半面、外回りの塀などは他者を排除する可能性がある。鳥羽殿は移動頻度が高く、六波羅は主人と従者で完結し、外囲みの塀の外側は

詳細不明である。白河は移動頻度が高いが、範囲が区画されないとみられ、小屋や在家が混在する。法住寺殿は後白河院が住み続け、持続可能性があり、楼門西方の七条末・八条坊門末に町家・小屋が実在する。法住寺殿は楼門の外部に拡大すると推定される。院政期には「在地の者」が京都の住人・隣人（小屋・町家）集団で、紛失状の作成過程などに「在地の人々」が成立し、公的効力を発揮する。「在地の者」は放火と対決し、放火を証言し、盗人を追い搦め、「兵士の輩」と喧嘩する。刑事事件と主体的に相対し、集団性・戦闘性が看取される（西山良平2016）。都市に住人（小屋・町家）集団は不可欠で、左京・鴨東・一条北辺などに広範に成立する。

平泉や鎌倉は持続可能性が充分で、鎌倉では御家人の屋敷内外に一般庶民が多く居住する。平泉は堀外部に広大に展開するが、その様相は不分明である。藤原氏は勿論、郎党・住人（小屋・町家）の様態が平泉都市論の課題である。

【註】

- ① 京外御所と区別するため「京御所」と表記するが（井上満郎1981）、京外と京中の対比は「在京・城外・不仕の者を記す」「在京・城外の者、注進すべき事」など「在京・城外」とされるので（『小右記』治安三年十月廿二日・長元三年四月七日条）、本稿では城外院御所・在京院御所とする。
- ② 高階為章の二条殿には二条北油小路東殿と二条万里小路殿があり、これらとの関係は不明。
- ③ 石井（源重信）は左京二条三坊十六町とする。
- ④ 楊梅小路の一町北の六条坊門小路は十一世紀後半に約三六m北に小路幅で移動され、十二世紀に小路を上回る規模に北側に拡幅される。小路幅の付け替え道路は小六条殿造営工事に伴う仮設とみられる。小六条殿は楊梅北・烏丸西の一町（四〇丈四方）と、六条坊門小路から約三六m（一二丈）北に突出し、約一、三町に立地する（京都市埋蔵文化財研究所1994）。
- ⑤ 「表2-7-1 平安京の邸内仏堂」によると、七条に七条水閣堂（藤原実季）・七条東洞院堂（藤原家保）がある。以下「表2-7-1」の事例は〈清水・表〉と明記する。
- ⑥ 小野宮の念誦堂（藤原実資、大炊御門南・烏丸西）や大宮堂（藤原俊家）など、京中に堂舎が潜在する可能性は多分にある。
- ⑦ 十二世紀に持仏堂は一般化し、特に十二世紀末以降に集中する。これらは居所近接の小規模仏堂で法名を持たず、または居所の持仏安置の一隅と推定される（清水擴1992c）。なお、鎌倉後半期に洛中院御所では念誦堂（持仏堂）が中門南廊端部に設けられ、亀山殿の大多勝院や持明院殿の安樂行院のように御堂の名と体裁を備えない（川上貢2002b）。
- ⑧ 四条末は鴨川の東の四条末、七条末は鴨川を渡り七条末（福山敏男1984b）、八条坊門末は京極大路を南下し八条坊門で東折とする。八条坊門末は鴨河原から法住寺殿西門まで町家は描かれない（福山敏男1984a）。『年中行事絵巻』は後白河院の命で制作されて、蓮華王院の宝蔵に納められ、京中・城外の殷賑が誇張されると想定される。法住寺殿以前、保元元年（1156）河原の行幸路と枇杷殿前斎院禎子内親王の七条末御堂の間に小屋が少々ある（『山槐記』保元元年正月七日条）。七条末の河原近くに小屋（町家）が少々存在する。町家が少々から家並みの連続に拡大する可能性がある。
- ⑨ 信夫佐藤氏など身内や外様の豪族の若者が藤原秀衡に選りすぐられ、近習などに近侍し、秀衡に眷養されて、柳之御所で日常を過ごすと言われる。また、国衡・泰衡など部屋住みの御曹司、客分、京下りの実務官僚・側近が眷養される（入間田宣夫2013c）。とすると、堀内部地区にそのための施設が想定される。

【参考文献】

- 秋山哲雄「都市鎌倉の東国御家人」『北条氏権力と都市鎌倉』吉川弘文館、2006
- 井上満郎「院御所について」『御家人制の研究』吉川弘文館、1981
- 「院政期における新都市の開発」『中世日本の諸相』上巻、吉川弘文館、1989
- 入間田宣夫「守護・地頭と領主制」『講座日本歴史』3中世1、東京大学出版会、1984
- 「平泉館はベースキャンプだった」『平泉の政治と仏教』高志書院、2013 a
- 「都市平泉研究の問題点」同上、2013 b
- 「『人々給絹日記』を読み解く」同上、2013 c
- 上島 享「法勝寺創建の歴史的意義」『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、2010
- 上村和直「平安京の瓦の概要」『平安京提要』角川書店、1994
- 太田静六「大炊殿と六条殿」『寝殿造の研究』吉川弘文館、1987
- 大村拓生「鳥羽と鳥羽殿」『中世京都首都論』吉川弘文館、2006 a
- 「嵯峨と大堰川交通」同上、2006 b
- 隴谷 寿「平安中・後期の平安京の沿革」『平安貴族と邸第』吉川弘文館、2000 a
- 「平安京左京八条三坊周辺の様相」同上、2000 b
- 加納重文「一条朝の平安京」『論集平安文学』1、1994
- 川上 貢「鎌倉時代後半期における内裏と院御所の研究・序論」『日本中世住宅の研究〔新訂〕』中央公論美術出版、2002 a
- 「亀山殿の考察」同上、2002 b
- 川本重雄「法住寺殿の研究」『寝殿造の空間と儀式』中央公論美術出版、2005
- 「続法住寺殿の研究」『院政期の内裏・大内裏と院御所』文理閣、2006
- 元興寺文化財研究所「平安京左京九条三坊九町・烏丸町遺跡発掘調査 現地説明会資料」2017
- 菊地大樹「後白河院政期の王権と持経者」『中世仏教の原形と展開』吉川弘文館、2007
- 北村優季「京中支配の諸相」『平安京』吉川弘文館、1995
- 京都市埋蔵文化財研究所「平安京左京六条三坊3」『平成2年度京都市埋蔵文化財調査概要』1994
- 京都市埋蔵文化財研究所「平安京右京六条一坊・左京六条一坊跡」京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報2002-6、2002
- 京都市埋蔵文化財研究所「平安京左京九条二坊十六町跡・御土居跡」京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2014-9、2015 a
- 京都市埋蔵文化財研究所「平安京左京四条一坊二町跡」京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2014-10、2015 b
- 近藤成一「内裏と院御所」『鎌倉時代政治構造の研究』校倉書房、2016
- 近藤奈央「円勝寺・成勝寺跡の発掘調査」第278回京都市考古資料館文化財講座、2016
- 斉藤利男「『宿館』『宿所』と『本宅』」『国立歴史民俗博物館研究報告』78、1999
- 「『北方王国の都』平泉」『平泉』講談社選書メチエ、2014
- 清水 擴「六勝寺伽藍の構成と性格」『平安時代仏教建築史の研究』中央公論美術出版、1992 a
- 「白河・鳥羽を中心とした院政期寺院の構成と性格」同上、1992 b
- 「子院的邸宅と持仏堂」同上、1992 c
- 鋤柄俊夫「京の`鎌倉、一葉研堀・石鍋そして持明院」『中世都市研究』11、2005
- 「再生する都市―上辺と下辺―」『中世京都の軌跡』雄山閣、2008
- 杉山信三「鳥羽殿とその御堂」『院家建築の研究』吉川弘文館、1981 a
- 「法成寺について」同上、1981 b
- 鈴木久男「平安京右京六条一坊六町の仏堂とその宅地」『古代文化』62-4、2011
- 高橋秀樹「院政期貴族の祖先祭祀空間」『日本中世の家と親族』吉川弘文館、1996
- 高橋昌明「六波羅幕府と福原」『平家と六波羅幕府』東京大学出版会、2013 a
- 「平家の館について」同上、2013 b
- 高橋康夫「鎌倉時代における北辺道路網」『京都中世都市史研究』思文閣出版、1983
- 「京町家の誕生」『京町家・千年のあゆみ』学芸出版社、2001
- 詫間直樹編『皇居行幸年表』続群書類従完成会、1997

- 辻 裕司「平安京左京域南部における遺跡の展開」『平安京の地域形成』京都大学学術出版会、2016
- 角田文衛「小八条院」『王朝文化の諸相』角田文衛著作集4、法蔵館、1984
- 富島義幸「院政期における法勝寺金堂の意義について」『日本学研究』4、2001
「白河」『時間と空間』院政期文化論集3、森話社、2003
「法成寺金堂・法勝寺金堂の安置仏について」『日本宗教文化史研究』11-2、2007
- 長宗繁一・鈴木久男「鳥羽殿」『平安京提要』角川書店、1994
- 西山良平「平安京と農村の交流」『都市平安京』京都大学学術出版会、2004
「平安京の「随近之人」「在地者」と住人集団」『平安京の地域形成』京都大学学術出版会、2016
- 原田正俊「中世の嵯峨と天龍寺」『講座 蓮如』4、平凡社、1997
- 平山育夫「如法一町之家 大炊殿」『日本建築学会計画系論文報告集』407、1990
「白河院御所について」『建築史学』16、1991 a
「如法一町家 三条烏丸殿」『日本建築学会計画系論文報告集』422、1991 b
- 福山敏男「平等院と中尊寺」日本の美術9、平凡社、1964
「法成寺の古瓦」『寺院建築の研究』下（福山敏男著作集三）、中央公論美術出版、1983
「年中行事絵巻解説と付表」『住宅建築の研究』（福山敏男著作集五）、中央公論美術出版、1984 a
「年中行事絵巻京大本」同上、1984 b
- 藤田勝也「転換期の鳥羽殿」『時間と空間』院政期文化論集3、森話社、2003
- 丸川義広「里内裏の庭園遺構」『平安京と貴族の住まい』京都大学学術出版会、2012
- 美川 圭「鳥羽殿の成立」『中世公武権力の構造と展開』吉川弘文館、2001
「京・白河・鳥羽」『院政の展開と内乱』日本の時代史7、吉川弘文館、2002
「院政期の京都と白河・鳥羽」『恒久の都 平安京』古代の都3、吉川弘文館、2010
- 村井康彦「京域の変貌」『平安京と京都』三一書房、1990
- 山岸常人「法勝寺の評価をめぐって」『中世寺院の僧団・法会・文書』東京大学出版会、2004
- 山崎 誠『江都督納言願文集注解』塙書房、2010
- 山田邦和「院政王権都市嵯峨の成立と展開」『日本中世の首都と王権都市』文理閣、2012
- 山本雅和「平安京の街路と宅地」『平安京の住まい』京都大学学術出版会、2007

五代・両宋期における金銀字一切経及びその政治的意義

劉 海 宇

はじめに

金銀字経とは、金泥および銀泥をもって書写、荘厳した仏教經典のことである。金銀字経は、一般的に金泥で書かれた金字経、銀泥で書かれた銀字経、金泥と銀泥を用いて一行ごとに交互に書写した金銀字交書経、そして銀字経に仏号のみを金字で書写した金銀字混書経とに分類される（劉海宇、二〇一六）。後の二者は、現在の中国では「間行金銀字写経」あるいは「尊号金銀字写経」という場合がある。東アジアにおける金銀字写経の儀礼や技術は中国大陸で発祥し、その後に朝鮮半島や日本へと伝播したものである（須藤弘敏、二〇一五）。

一切経とは、仏教の教義などを集大成した經典の総称で、数千巻にもおよぶ膨大なものであった。中国の金銀字一切経としては、五台山金閣寺のケースが著名であり、開成五年（八四〇）、延暦寺の高僧・円仁は、五台山金閣寺の蔵経閣で六千巻もの金銀字一切経を目撃している（『入唐求法巡礼行記』）。五台山金閣寺は不空によって建立された護国道場であり、代宗皇帝が施主となった寺院である。ここに奉納された金銀字大蔵経も護国的な色彩が濃厚で、鄭氏一族の鄭道覚が皇権と結縁するためのものと考えられている（劉海宇、二〇一七）。

十世紀から一二世紀の五代・両宋期には金銀字一切経は存在するのか。存在するならば、その政治的意義はどうだろうか。本稿は、東アジア史的な視点から五代・両宋期における金銀字一切経及びその政治的意義を明らかにしたい。

一 五代十国期の金銀字大蔵経

1 閩国王審知の金銀字経

閩国の開祖、王審知（在位九〇七～九二五）は南海交易を掌握することによって巨額の利益を手にし、また庶民を戦乱の苦しみから救うため仏教立国の政策を取り入れた。実は、当時の中央政権である後梁・後唐の皇族も仏教を篤信していた。たとえば『旧五代史』（梁書卷四・太祖紀）には、後梁の開祖朱温が開平三年（九〇九）に屠宰を禁じて仏事を修めたとあり、『新五代史』（伝卷一四・唐太祖家人伝第二）には、後唐の開祖李存勗と皇后劉氏が僧尼を手厚く保護し、仏典をひたすら書写、流布させたことが見える。

李存勗が後梁を滅ぼして後唐を建国した同光元年（九二三）、王審知は福州開元寺の一面に太平寺を創建し、後唐の皇帝李存勗から「金身報恩之寺」の勅額を賜わり、金銀一万両余をもって「金銀字四蔵経各五千四十八巻」（金銀字大蔵経四セット）を作成した。その巻軸には旃檀（ビャクダン）を使用し、軸端には玉を飾って経箱に防虫用の竜腦香を入れているなど豪華を極めた、と南宋淳熙九年（一一八二）成立の『三山志』（巻之三十三・寺観類一）は記している。同様の記載は、清代に成立した『十国春秋』（巻九〇・閩太祖世家）にも見える。王審知に対する寺院勅額の賜与と「金身報恩之寺」の命名、そしてこれを請けての王審知による金銀字大蔵経の作成は明らかに後唐の中央政権に忠誠を誓う意思表示であろう。

さらに『三山志』（卷之三十七・寺觀類五）によれば、北宋雍熙二年（九八五）、皇帝の勅命により、福州の太平寺に所蔵された「金字経一蔵」（金字大蔵経一セット）を霍童里（福建省寧徳市西北）の支提（してい）政和万寿寺に賜ったという。この太平寺は、右の通り王審知が福州開元寺内に創立した寺院で、ここに所蔵されていた金字大蔵経はもともと王審知の発願によって書写されたものに違いない。であれば王審知が作成した金銀字大蔵経四セットのうち、一セットは金字経となろう。つまり、「金銀字四蔵経」という表記からすると、その体裁は金泥と銀泥を用いて一行ごとに交互に書写した、いわゆる金銀字交書大蔵経か、あるいは後述する銀字経に仏号のみを金字で書写する金銀字混書大蔵経の何れかと捉えられがちだが、そのうちの一セットが金字経であれば、金字経のセットと銀字経のセットからなる金銀字大蔵経四セットの意となろう。

また元代の釈大圭が撰した『紫雲開士伝』には、泉州開元寺で出家した義英は書をよくしたため、王審知に召されて「金銀二蔵経」を書写したことが見える。この「金銀二蔵経」は、前掲『三山志』と『十国春秋』に見える王審知の「金銀字四蔵経」とは表記が多少違うとはいえ、同一のものと見られる。右のように、王審知の金銀字大蔵経四セットが金字経のセットと銀字経のセットの構成であれば、『紫雲開士伝』では金と銀が各二蔵という意味合いで「金銀二蔵経」と表記したと考えられるからである。

2 呉越国銭弘俶の金銀混書経

南宋咸淳年間（一二六五～一二七四）に成立した『臨安志』によれば、臨安（浙江省杭州市）の梵天寺には、呉越国王の銭弘俶の発願によって書写された「金銀書大蔵経」五千四十八巻が納められていたという。この大蔵経の装飾について同書は、「碧紙銀書にして仏号に至る毎に則ち金書を以てす。牙籤銀軸にして、制は甚だ莊嚴たり」と記している。つまり紺紙に銀泥で書写されたものに仏号のみ金泥を用い、象牙製の札（籤）を銀で装飾した巻軸であったことが知れる。同様の記載は、清雍正十三年（一七三五）刊の『西湖志』巻三十にも載せられている。この金銀字大蔵経の体裁は、前述した銀字経に仏号のみを金字で書写する金銀字混書経の手法である。同様の金銀字混書経として、一九六六年に浙江省瑞安県慧光塔から発見された法華経一巻がある。その奥書には「大宋明道二年（一〇三三）季春月」の重修記があり、紺紙銀字に「佛・菩薩・世尊・如来」や、「妙法蓮華経第一」の「法・華・卷・一」が金字で書写されていた（浙江省博物館、二〇〇八）。

右の梵天寺は、旧名が南塔で、乾徳年間（九六三～九六七）銭氏によって建立されたことが『臨安志』に見える。「南塔」はおそらく城南宝塔寺の略と見られ、『十国春秋』（呉越忠懿王世家）によれば、銭弘俶は乾徳二年（九六四）四月に城南で宝塔寺を建立して先祖の銅像を安置し、翌年の八月に城北でも宝塔寺を建立したという。城南宝塔寺は、先祖の銅像を安置するほどの重要な寺院であるため、銭弘俶本人によって金銀混書大蔵経が供養されたのであろう。直接的な証拠ではないが、銭弘俶によって造営された雷峰塔（九七六年建立）の地宮から二〇〇〇年に金字経の残片が出土したことは、銭弘俶が金字経を作成したことの可能性を示す（浙江省文物考古研究所、二〇〇五）。

この金銀字混書大蔵経の成立年代については、上限が城南宝塔寺の建立された乾徳二年（九六四）四月、下限は銭弘俶が北宋に降伏した太平興国三年（九七八）一月となろう。さらにその成立年代を絞れば、後述する北宋の真宗皇帝の金銀字混書経の事例から、開宝元年（九六八）、北宋の太祖皇帝が発願した金字大蔵経と銀字大蔵経の後に成立した可能性が高い。銭弘俶の金銀字混書大蔵経が、前述した中唐期の五臺山金閣寺の金銀字交書大蔵経とは二百年近く隔たるため、直接的な影響は考えにくいものがある。

呉越国の開祖、銭鏐が子孫に残した「中原王朝をよく仕えよ」（『十国春秋』呉越武肅王世家）との遺

訓を守った銭弘俶が、北宋の建国後すぐに入朝して策封を受け、また大藏經の体裁も北宋の太祖皇帝の金字大藏經に遠慮し、あえて銀字經に仏号のみを金字で書写する金銀字混書大藏經の形式を襲ったものと考えられる。中原の王権に対する配慮こそは、銭弘俶の金銀字混書大藏經が成立した理由であろう。

二 北宋期の金銀字大藏經

開宝元年（九六八）九月二十七日、北宋の太祖皇帝が成都府に詔し、兵部侍郎の劉熙古の監督のもと金字大藏經と銀字大藏經を各一セット作成させ、さらに同四年（九七一）六月十一日には金字大藏經一セットの追加を指示したと、元代の覚岸の『釋氏稽古略』と念常の『佛祖歷代通載』に見える。また、太祖皇帝は開宝五年（九七二）、成都府に大藏經の木版を彫造させたが、その数が十三万板余りにもものほり、太宗皇帝の太平興国八年（九八三）にようやく完成したという（九七七年完成説もある。竺沙雅章、二〇〇〇）。北宋の僧慧宝が唐代の『北山録』を注記したなか、「今、大宋皇帝は金銀字大藏經数藏を造らしめ、藏經印版一十三万余板」とあるのはこのことであろう。

太祖皇帝の全国統一戦のさなか、国家事業としての金字と銀字による大藏經セットの書写と印版の彫造はいかなる目的で行われたのか。『釋氏稽古略』に、「帝、兵を用いて列国を平らげてより、前後凡そ金銀字仏經数藏を造る。今年、勅して仏經印一藏、計一十三万版」とあるように、太祖皇帝が地方勢力の列国を平定すると同時に金字と銀字の大藏經セットの書写と印版の彫造を命じたことは、占領地に王権を誇示する支配政策の一環であろう。

では太祖皇帝によって発願、書写された金字大藏經と銀字大藏經の供養先はどこか。南宋の僧志磐の撰した『仏祖統紀』には、太祖皇帝が開宝五年（九七二）、京城の名僧玄超を招いて大内で金字大藏經を講經させたと記されており、この金銀字大藏經は都城の東京（河南省開封市）の大内裏に供養されたことが分かる。

さらに北宋朝廷は、周辺国に対する懐柔策の一つとして金字大藏經と金銀字大藏經、あるいは印刷本の大藏經をしばしば賜与することがあった。たとえば景德四年（一〇〇七）、瓜州（甘肅省敦煌県）帰義軍節度使の曹宗寿が「金字經一藏」の賜与を真宗皇帝に乞うたところ、益州（四川省成都市）で金銀字大藏經を書写させ、これを下賜したという（『宋会要』蕃夷五之三、『続資治通鑑長編』卷六五）。また大中祥符七年（一〇一四）、曹宗寿の死後にその子賢順を節度使に封じた折、その乞いに応じて「金字藏經」（金字大藏經）を下賜した（『続資治通鑑長編』卷八二、『宋史』卷四九〇）。さらに天禧三年（一〇一九）、高麗国の顯宗の求めに応じて真宗皇帝は「仏經一藏」を賜与すると詔したが（『続資治通鑑長編』卷九四）、乾興元年（一〇二二）に高麗に到着したのは「金文一藏」（金字大藏經一セット）であった（『大慈恩玄化寺碑陰記』『遼文存』卷四、『高麗史』卷四顯宗世家）。

さて太祖皇帝の金銀字大藏經は、一体どのような形式で書写されたのだろうか。開宝元年（九六八）作成のものは、『釋氏稽古略』と『佛祖歷代通載』ともに「金銀字仏經各一藏」と記すことから、全巻が金文字の一セットと全巻が銀文字の一セットとの組み合わせと見られ、前述した王審知の金銀字大藏經の構成と同じである。さらに同四年（九七一）、追加作成されたのは全巻が金文字の大藏經一セットであった。こうした金字大藏經のみならず銀字大藏經までもがセットで供養された理由は、おそらく金と銀とが『無量寿經』など經典では仏国土の嚴浄なる様を表現する七宝の第一位と第二位に位置づけられたからと見られ、この金銀をもって經典を最上に莊嚴しようと試みたものであろう。

これに対して真宗皇帝が帰義軍節度使の曹宗寿に下賜した金銀字大藏經は、おそらく前述した銭弘俶

の発願によって書写された金銀字經の体裁で、いわゆる銀字經に仏号のみを金字で書写する金銀字混書大藏經と思われる。というのは五代・北宋期に金銀字交書經の事例は確認できないが、金銀字混書經の事例が少なくとも三例実在するからである。たとえば、上海図書館所蔵する敦煌遺書の金銀字混書の法華經(九七三年成立)、一九六六年浙江省瑞安県瑞光塔から発見された金銀字混書の法華經一卷(一〇三三年成立、図一)、山東省即墨市博物館所蔵の金銀字混書の法華經六卷(一〇四四年成立、図二)などが現存し、真宗皇帝が下賜した金銀字大藏經の体裁をつよく示唆する。

印刷本大藏經の賜与例としては、日本僧の奝然(九八五年)、高麗国の使者韓彦恭(九九一年)、交趾国王の李乾徳(一〇七九年)などが知られている(竺沙雅章、二〇〇〇)。このほか書写本か印刷本かは不明ながら「大藏經」とのみ記載された事例は、端拱二年(九八九)の高麗国への賜与(『宋史』卷四八七)、熙寧五年(一〇七二)の西夏国への賜与(『宋史』卷四八六)などが挙げられる。ただし、端拱二年に高麗国へ「大藏經」を賜与した二年後に、高麗国があえて「印仏經」(印刷本の經典)を求めたことから推して(『宋史』卷四八七)、端拱二年に賜与した「大藏經」は書写本の可能性が高い。

以上のように、北宋の太祖皇帝による全国統一戦のさなか、金字・銀字大藏經三セットの書写と大藏經印版の彫造を皇帝が命じたことは、占領地に王権を誇示する支配政策の一環と考えられる。また、印刷本大藏經が刊行された後も、北宋の真宗皇帝がしばしば書写本の金字大藏經や金銀字混書大藏經を下賜したことは、金銀字の書写本に特別の意味が込められているよう思われる。それを賜与することを通じて北宋王権の権威を浸透させて周辺国を懐柔しようとする国策であり、またこれらの国々を北宋国家の文化秩序下に取り込む狙いもあったのだろう。ことに天禧三年(一〇一九)に高麗国へ金字大藏經を賜与したことは、明らかに高麗が大中祥符九年(一〇一六)に遼と決裂して北宋の年号を奉じたことと関連すると思う。つまり周辺国が北宋国家から金銀字大藏經あるいは印刷本大藏經の賜与を受け入れるということは、自国の国家的正統性と政治的権威を北宋国家から付与されることを意味していた。

おわりに

五代閩国の王審知による金銀字大藏經の作成は明らかに後唐の中央政権に忠誠を誓う意思表示である。呉越国の銭弘俶による金銀字混書大藏經の成立は中原の王権に対する配慮こそがその理由であると考えられる。北宋皇帝による地方軍政長官への金銀字混書大藏經と金字大藏經の下賜例はあるが、一族の曹延祿を殺害して宋から節度使に封ぜられた曹宗寿には金字大藏經よりランクを落として金銀字混書大藏經を下賜し、そのまま父から節度使の権力を継承した息子の曹賢順にはその正当性を認めて金字大藏經を下賜したものとする。地方軍政長官にとっては、それは北宋文化秩序および北宋王権への地方周辺国の帰服と、その自己正当性を担保するものであった。

謝辞：本稿をまとめるにあたり、岩手大学平泉文化研究センター客員教授の菅野成寛氏に多くの有益なご指導を賜りました。ここに感謝申し上げます。

五代・両宋期における「金字・銀字・金銀字大蔵経」供養および賜与例

	時 代	大蔵経の荘嚴	発願者・賜与者	供養寺院名・受領者	出 典
①	同光元年（九二三）	金字大蔵経・銀字大蔵経	閩国王の王審知	福州太平寺	三山志・十国春秋
②	乾徳二年（九六四）～太平興国三年（九七八）	金銀字大蔵経	呉越国王の銭弘俶	臨安（現在の杭州）梵天寺	臨安志・西湖志
③	開宝元年（九六八）	金字大蔵経・銀字大蔵経	北宋の太祖皇帝	都城東京（現在の開封）の大内	釋氏稽古略・佛祖歴代通載・仏祖統紀
④	開宝四年（九七一）	金字大蔵経	北宋の太祖皇帝	不明	釋氏稽古略・佛祖歴代通載
⑤	景德四年（一〇〇七）	金銀字大蔵経	北宋の真宗皇帝	婦義軍節度使の曹宗寿	続資治通鑑長編・宋会要
⑥	大中祥符七年（一〇一四）	金字大蔵経	北宋の真宗皇帝	婦義軍節度使の曹賢順	続資治通鑑長編・宋史
⑦	天禧三年（一〇一九）～乾興元年（一〇二二）	金字大蔵経	北宋の真宗皇帝	高麗の顯宗	高麗史・大慈恩玄化寺碑陰記

参考文献

竺沙雅章「宋元版大蔵経の系譜」、氏著『宋元仏教文化史研究』、汲古書院、二〇〇〇年。

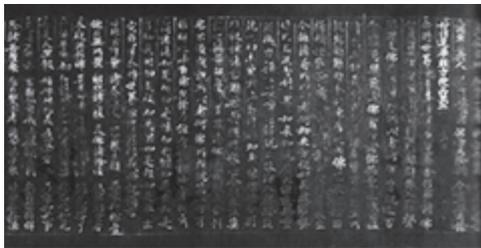
浙江省文物考古研究所編著『雷峰塔遺址』、文物出版社、二〇〇五年。

浙江省博物館編『東土佛光』、浙江古籍出版社、二〇〇八年。

須藤弘敏『法華経写経とその荘嚴』、中央公論美術出版、二〇一五年。

劉海宇「中国における金銀字経の起源及びその展開」、『岩手大学平泉文化研究センター年報』第四号、二〇一六年三月。

劉海宇「唐代における金銀字経と五臺山金閣寺」、『平泉文化研究年報』第一七号、二〇一七年三月。



图一 北宋期の金銀字混書法華経
(浙江省瑞安县瑞光塔出土、浙江省博物館蔵)



图二 北宋期の金銀字混書法華経
(山東省即墨市博物館蔵)

ポータブル複合X線分析による白磁と青磁の胎土分析（その3） —中国および平泉出土資料の比較検討—

會澤 純雄・平原 英俊・三浦 謙一・徳留 大輔

1. はじめに

奥州藤原氏は中国南方地域の陶磁器を多用していたため、その拠点である平泉における陶磁器の出土量は博多、京都同様に多い。とくに中国南方産と思われる白磁を中心に、龍泉窯青磁と櫛描文と之字点列文が特徴的ないわゆる同安窯青磁、さらには数は少ないが福建産の陶器類が出土している。これまで先行研究において福建陶磁や龍泉窯青磁の肉眼観察を通して、平泉さらには日本で出土する中国南方産の陶磁器の産地の推定が行われ、おおよそその産地の推定が行われている。しかし必ずしも具体的な窯の特定までに至っていない。本研究ではそれらの先行研究の成果を理化学的分析を通して検証するとともに、さらにその成果をもとにその流通経路を解明することを目的とする。岩手大学平泉文化研究センターの考古学的研究部門は、ポータブルX線回折・蛍光X線分析装置（XRDF）を用いて、出土した陶磁器の主要元素分析に関する調査・研究を中国ならびに平泉で行っている。XRDFは、蛍光X線元素分析法により、非破壊かつ非接触で資料を構成している元素の定性や定量をすることができ、さらに移動や搬出が制限される遺物や文化財などの考古資料をその場において同定・解析が可能な装置である。

本報告では、福建博物院文物考古研究所が所有する陶磁器資料¹⁾と岩手県ならびに平泉町が所有する平泉から発掘された陶磁器資料それぞれの主要元素成分の比較・検討を行った結果について述べる。

2. 測定条件ならびに資料

測定条件：測定には理研機器（株）製ポータブル複合X線分析装置DF-01を用いた。測定に用いたX線源はCrK α 線（管電流35kV、管電圧0.8mA）であり、キャピラリーの先端から資料までの距離0.5cmの位置からX線を照射し、半導体検出器とマルチチャンネルアナライザーにより測定を行った。陶磁器の位置は、破断面を胎土、釉薬を表面として測定した。回折線を除去するために、2つの角度 $\theta = 55^\circ$ および 60° においてそれぞれ60秒間測定した。定量分析は測定ソフトウェアに搭載されたファンダメンタルパラメータ（FP）法により行った。測定元素はAl、Si、K、Ti、Fe、Ca、Mnとし、それぞれ酸化物濃度に換算して求めた。

資料①：福建博物院文物考古研究所所有の資料について（表1）

測定場所：福建博物院文物考古研究所会議室など

測定資料：福州宦溪窯、閩清義窯、連江浦口窯、南平茶洋窯、福清東張嶺下窯、東張石坑窯、莆田庄辺窯、松溪窯、武夷山五渡橋窯、華家山山窯、浦城大口窯、同安汀溪窯、漳浦羅宛井碗窯の資料合計149点を測定した。種類は白磁、青白磁、青磁、黒釉陶器などである。

資料②：岩手県所有の資料について¹⁾

測定場所：柳之御所資料館会議室

測定資料：柳之御所遺跡など平泉から出土した白磁ならびに青磁27点を測定した。

資料③：平泉町所有の資料について（表2）

測定場所：平泉文化遺産センター研修室

測定試料：柳之御所遺跡など平泉から出土した白磁、青白磁30点を測定した。

3. 測定結果と考察

3-1. 資料の全体的な特徴

福建博物院文物考古研究所資料は、以後、福建資料と略記する。

福建資料の胎土について、主要な元素であるSiO₂は60~75%、Al₂O₃は10~20%、K₂Oは3~12%、Fe₂O₃は1~3%であった。CaOは1%未満となった。TiO₂とMnOの含有率は2%以下であった。

岩手県資料は、以後、県資料と略記する。

県資料はNo.1~19、27が白磁の水注・四耳壺（No.1~19、27）、碗・皿類（No.13~17:碗、18:皿）である。またNo.21、24-26は龍泉窯系青磁碗、No.22、23は所謂同安窯系の碗、皿類である。なお参考しているNo.28は景德鎮窯系の青白磁である。

県資料の胎土の主要な元素であるSiO₂は58~72%と福建資料の範囲に収まった。Al₂O₃の含有率は17~27%、K₂Oは5.5~12%、Fe₂O₃は1.3~3.6%であった。これらの組成に関しては両者は重複する部分が多い。CaOの含有率は、福建同様1%未満であり、MnOは0.2~0.7%と含有率は福建資料のそれとほぼ同等であった。

平泉町資料は、以後、町資料と略記する。

町資料の主要元素成分の含有率は、SiO₂ 60~78%、Al₂O₃ 13~26%、K₂O 5.8~12%、Fe₂O₃ 1.0~4.6%、CaO 0.01~10.2%であった。また、TiO₂、MnOはどちらも1%以下の含有率であった。CaOとFe₂O₃に関しては資料間で顕著な差が見られた。

つぎに各資料の元素組成の様相を図1に示す。図1は各資料の胎土のK₂O×Al₂O₃とK₂O×SiO₂の割合を示している。

図1で県資料と福建資料を比べると、Al₂O₃×K₂Oでは、資料間に重複するところも多く見られるが、県資料の胎土にはAl₂O₃とK₂Oの多い領域に分布する傾向が見られた。また、SiO₂×K₂Oにおいて、SiO₂は低く、K₂Oの多い傾向がみられ、資料の一部は福建以外の試料である可能性が示された。

町資料と福建資料のAl₂O₃×K₂Oを比べると、重複する資料が多い傾向が観察された。K₂O×SiO₂においても同じ傾向が見られ、多くの資料が福建資料と重複することが推察された。

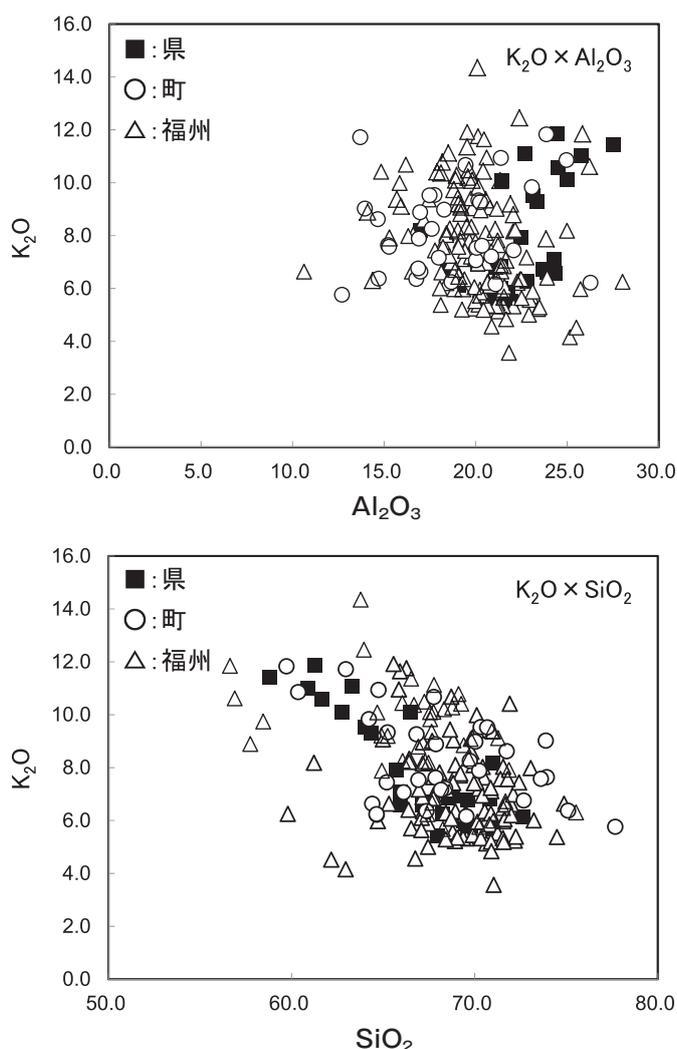


図1 胎土の成分の相関図

3-2. 白磁の産地推定について

白磁については、主に四耳壺・水注と碗類が出土している。先行研究では福建産、広東産の可能性が指摘されている。また福建資料の肉眼観察を通して、おそらく四耳壺・水注類に関しては広東産のほか、福建閩江下流域の福州宦溪窯の製品が数多く見られ、碗鉢類に関しては閩清窯（義窯）の可能性が高いことが推定された。そこで福州宦溪窯、閩清窯（義窯）と町資料に限って比較したのが図2である。

まず図2（上）には宦溪窯と義窯の関係を示した。 $Al_2O_3 \times K_2O$ で見ると、両者は重複する部分もあるが、おおそ窯ごとに傾向が異なっていることがわかる。宦溪窯は Al_2O_3 が閩清義窯に比べて含有量が多く、その一方で K_2O の含有量は宦溪窯は少なく、閩清義窯は多いことがわかる。

図2（下）には、その福建資料に、平泉出土の中国南方産と想定される白磁の資料をプロットしたものである。壺類は▲、碗鉢類は■で表示している。

その結果、壺類はおおよそ宦溪窯（△）と重複している部分と、宦溪窯と閩清義窯から大きく外れる一群があった。また碗鉢類は閩清義窯（□）と重複する傾向がある一方で、一部やはり壺類同様に閩清義窯、宦溪窯ともはずれる一群があった。それらの傾向としてはグラフの右上に集まる傾向にあり、 Al_2O_3 と K_2O の含有量が比較的多いということになる。なお、これらのはずれた一群は陶磁片を改めて確認したところ、いわゆる太宰府分類の白磁碗Ⅱ類、壺類はⅢ類などであり、全体にやや黄色をおびる白磁であり、すべてではないが広東の潮州窯などの製品と思われるものが多い傾向にある。

このことから全体的に壺類（水注を含む）は福州宦溪窯、碗鉢類は閩清義窯の製品、そして一部それ以外の（おそらく広東潮州窯）製品が白磁としては多数平泉に流通していたことが想定される。

3-3. 青磁の産地推定について

青磁の中でも櫛描文と之字点列文が特徴的な所謂「同安窯系」の青磁についてとりあげる。この製品は福建各地で大量に作られており、その生産地の推定は容易ではないとこれまでも考えられている青磁

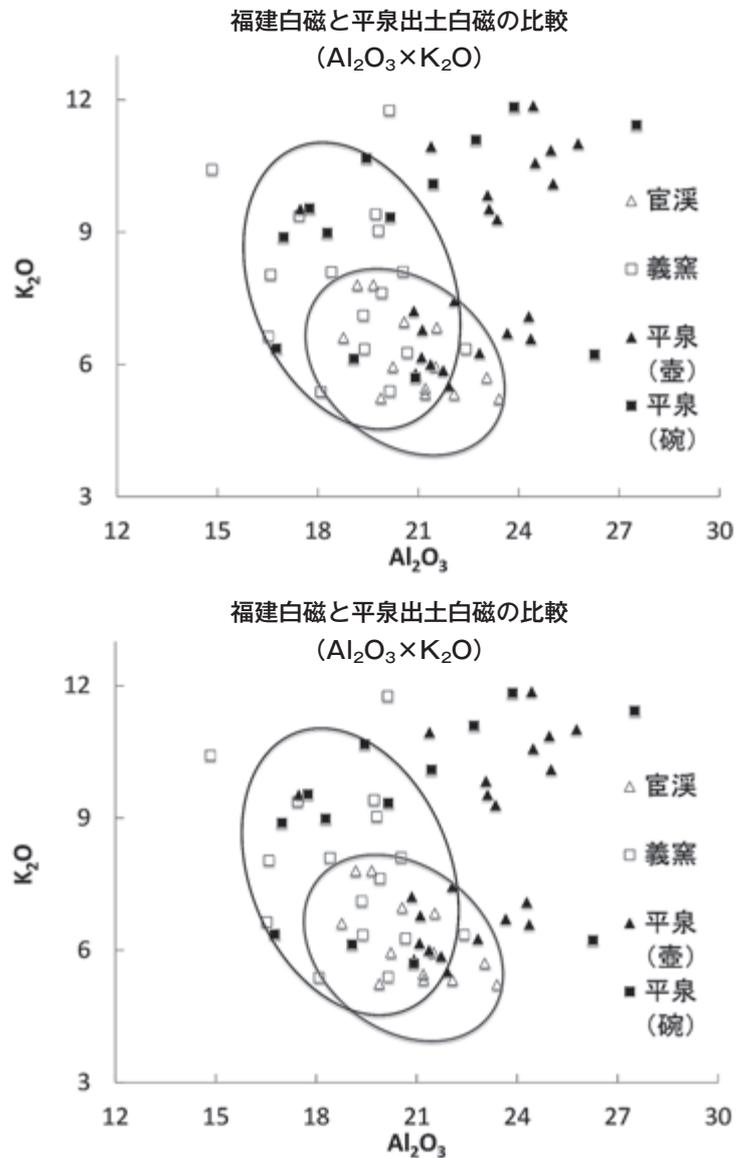


図2 白磁の胎土の成分組成の比較

である。産地に関して福建南部の廈門市に所在する同安汀溪窯をはじめ、南安窯、福清窯、莆田窯などが想定されてきた。そこでこれまでに計測ができた、同安窯、福清窯、莆田窯（1地点と2地点）、また倣龍泉窯青磁を数多く作っている松溪窯の製品および平泉出土の櫛描文および福建産青磁と推定される資料について図3に示す。

図3（上）に $Al_2O_3 \times Fe_2O_3$ の関係を示した。莆田の1地点（×）と松溪窯（-）はその他のまとまりと比べて Fe_2O_3 の含有量が低い傾向にある。これは SiO_2 との関係で見ても同様の傾向にあった。一方で、明瞭な線引きを行うことはできないが、福清窯（△）は全体的に Al_2O_3 と Fe_2O_3 の含有量が汀溪窯（○）より多い傾向にある。また莆田窯2地点（■）は同安汀溪窯、福清窯とも重複する傾向にある。なお平泉（□）出土資料については、福清、同安汀溪、莆田2地点のいずれにも重なりあう傾向にある。

図3（下）に $SiO_2 \times TiO_2$ の関係を示す。まず福建資料での差違を見てみると、 $Al_2O_3 \times Fe_2O_3$ と同様に松溪窯（-）と莆田窯1地点（×）は明瞭に異なる分布を見せる。福清窯（△）は同安汀溪窯（○）と比べて SiO_2 の比率では大きな差違はないが、 TiO_2 の含有量が相対的に多くなっている。また莆田2地点に関しては全体的な傾向としては TiO_2 の含有量は同安汀溪窯よりは多く、むしろ莆田窯2地点と福清窯は重なりあう部分が多い。平泉出土（■）の櫛描文青磁を含む福建系の青磁は TiO_2 に関しては SiO_2 65.0～70.0の範囲で、 TiO_2 は相対的に高い値を示している。福清窯と莆田窯2地点と重なる部分が多いのが特徴である。

このことから、櫛描文青磁（いわゆる「同安窯青磁」）の産地に関しては、その名称がついている同安汀溪窯よりも、むしろより閩江流域に近い福清窯と莆田窯が産地である可能性が高いと指摘することができる。

4. まとめ

XRDFを用いた福建資料と県ならびに町資料の主要元素分析の結果、それぞれの資料間の組成比から生産地の解明につながる成果を得ることができた。とくに白磁の壺に関しては少なくとも福州宦溪窯、

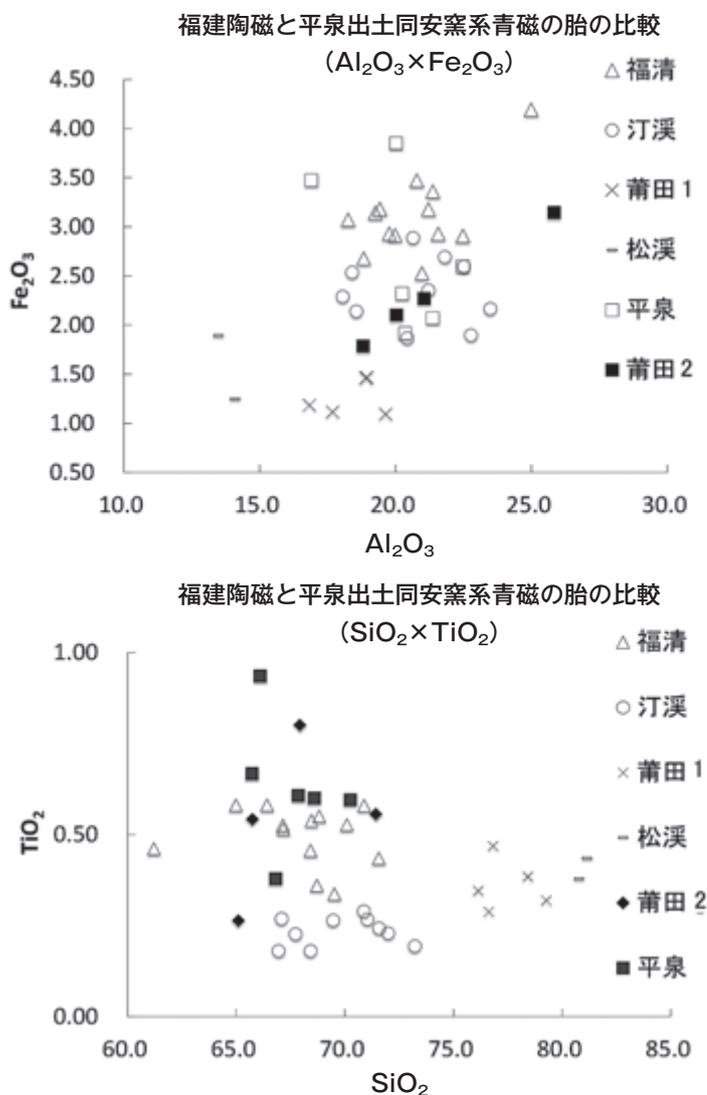


図3 青磁の胎土の成分組成の比較

碗鉢類については閩清義窯などが中心であり、同じ福建産で同時期の白磁でありながらも、異なる生産地のものが平泉、そして日本へ輸入されている可能性が高いことがわかった。

しかしこの2つの窯は12～13世紀の福建の都市であり良好な港があった福州に流れる閩江流域に所在しているという共通点がある。また櫛描文青磁については、数多く産地が知られる中で、莆田窯2地点と福清窯が産地である可能性を指摘するにいたった。これら2つの窯址が所在する地域は閩江流域ではないが、比較的に福州に近い地域である。白磁、櫛描文青磁に福州が生産地側の日本への陶磁器流通の拠点である可能性が高いことがわかった。福州が日本向けの福建産白磁・青磁の流通の拠点となり、浙江省の寧波あるいは琉球を介して博多へ入り、京都、平泉へ伝わるルートであったことが本研究から検証できる可能性が高いといえる。

今後、福岡地域の資料の調査を実施し、平泉資料との関係や流通経路の解明に向けた調査を行う予定である。

参考文献

- 1) 會澤純雄, 平原英俊, 三浦謙一, 徳留大輔, ポータブル複合X線分析による白磁と青磁の胎土分析(その2) - 中国および平泉出土資料の比較検討 - (2017) 平泉文化研究年報, 17, 23-27.

表1 福建博物院文物考古研究所所有資料の元素分析

資料No.	測定位置	Al ₂ O ₃	SiO ₂	K ₂ O	TiO ₂	Fe ₂ O ₃	CaO	MnO
福建 1	断面	23.0	66.5	5.70	0.361	2.92	0.891	0.560
福建 1	表面	14.9	65.7	6.62	0.304	1.24	10.5	0.695
福建 2	断面	22.1	69.6	5.32	0.290	2.10	0.0721	0.593
福建 2	表面	17.1	65.3	5.93	0.223	1.49	9.00	1.02
福建 3	断面	19.9	72.2	5.24	0.255	1.96	0.102	0.377
福建 3	表面	14.9	64.3	7.49	0.209	1.55	10.2	1.34
福建 4	断面	22.9	68.8	5.57	0.314	2.18	0.187	0.00
福建 4	表面	13.4	67.8	6.45	0.211	1.64	9.35	1.11
福建 5	断面	21.2	70.6	5.13	0.388	2.39	0.0578	0.172
福建 6	断面	21.5	69.4	5.33	0.399	2.66	0.230	0.499
福建 6	表面	18.0	53.8	6.70	0.677	5.19	14.4	1.19
福建 7	断面	23.4	68.9	5.22	0.278	1.92	0.0576	0.203
福建 7	表面	17.1	62.7	8.75	0.244	1.45	8.86	0.869
福建 8	断面	21.2	69.9	5.45	0.399	2.38	0.130	0.546
福建 8	表面	16.6	66.9	5.72	0.201	1.38	8.53	0.625
福建 9	断面	20.2	70.6	5.95	0.315	2.05	0.202	0.656
福建 9	表面	18.0	59.4	9.04	0.253	2.02	10.2	1.04
福建 10	断面	21.2	70.3	5.33	0.290	2.44	0.0433	0.359
福建 10	表面	18.2	65.4	6.52	0.308	2.00	6.86	0.734
福建 11	断面	21.5	70.1	5.95	0.229	1.75	0.0144	0.405
福建 11	表面	17.0	61.7	8.45	0.254	1.63	9.97	0.94
福建 12	断面	19.2	70.3	7.80	0.264	2.18	0.00	0.232
福建 12	表面	17.6	64.8	9.15	0.205	1.26	9.95	0.980
福建 13	断面	18.8	72.0	6.61	0.289	1.93	0.00	0.420
福建 13	表面	16.3	66.4	6.88	0.223	1.81	7.36	1.05
福建 14	断面	20.6	67.8	6.97	0.347	2.70	0.770	0.880
福建 14	断面	21.5	67.7	6.84	0.348	2.53	0.500	0.496
福建 14	表面	12.7	60.6	7.35	0.103	0.799	18.0	0.442

資料No.	測定位置	Al ₂ O ₃	SiO ₂	K ₂ O	TiO ₂	Fe ₂ O ₃	CaO	MnO	
福建	15	断面	19.7	69.0	7.80	0.300	1.78	0.830	0.635
福建	15	表面	12.1	61.2	3.88	0.115	1.06	21.4	0.237
福建	16	断面	16.5	74.9	6.63	0.194	1.17	0.0145	0.580
福建	16	表面	16.0	65.8	6.93	0.281	1.85	8.38	0.803
福建	17	断面	22.4	68.9	6.35	0.253	1.52	0.0288	0.483
福建	17	表面	15.6	66.3	6.57	0.305	1.30	9.40	0.561
福建	18	断面	19.4	70.5	6.35	0.277	2.19	0.746	0.513
福建	18	表面	16.5	63.5	9.27	0.220	1.04	8.59	0.839
福建	19	断面	19.4	70.9	7.11	0.229	1.81	0.00	0.590
福建	19	表面	14.7	66.3	9.51	0.257	1.06	7.58	0.649
福建	20	断面	18.4	69.9	8.09	0.215	1.42	1.31	0.602
福建	20	表面	16.6	71.6	8.04	0.239	1.704	1.24	0.572
福建	21	断面	16.6	71.6	8.03	0.239	1.70	1.24	0.572
福建	21	表面	13.6	62.9	8.69	0.219	2.27	11.9	0.402
福建	22	断面	14.8	71.9	10.4	0.286	1.92	0.0995	0.524
福建	22	表面	15.2	65.5	9.88	0.280	1.88	6.80	0.467
福建	23	断面	20.2	72.2	5.39	0.206	1.57	0.0145	0.423
福建	23	表面	17.0	64.3	6.73	0.316	1.87	9.00	0.845
福建	24	断面	20.5	68.9	8.10	0.215	1.58	0.00	0.618
福建	24	表面	15.4	64.5	7.37	0.326	1.40	10.3	0.797
福建	25	断面	19.8	68.8	9.03	0.239	1.52	0.00	0.570
福建	25	表面	-	-	-	-	-	-	-
福建	26	断面	19.9	70.5	7.62	0.192	1.28	0.00	0.497
福建	26	表面	13.4	66.7	6.40	0.304	1.91	10.6	0.695
福建	27	断面	18.1	74.5	5.38	0.207	1.31	0.0290	0.503
福建	27	表面	13.8	70.2	5.42	0.344	1.63	7.86	0.721
福建	28	断面	19.7	70.1	9.40	0.169	0.815	0.0287	0.560
福建	28	表面	13.6	65.9	10.5	0.279	0.975	8.28	0.555
福建	29	断面	20.7	70.9	6.26	0.193	1.38	0.00	0.608
福建	29	表面	18.7	62.9	7.30	0.222	1.50	8.87	0.497
福建	30	断面	17.4	71.0	9.37	0.191	1.34	0.0285	0.633
福建	30	表面	16.2	63.6	11.2	0.197	2.20	5.94	0.584
福建	31	断面	20.1	66.3	11.8	0.236	1.25	0.00	0.351
福建	31	表面	15.0	63.0	11.0	0.277	1.87	8.48	0.387
福建	32	断面	15.9	70.1	10.0	0.344	2.73	0.0141	0.965
福建	32	表面	16.0	58.9	11.8	0.489	2.43	9.52	0.911
福建	33	断面	17.2	69.8	8.60	0.465	3.20	0.0569	0.693
福建	33	表面	10.9	53.9	10.1	0.297	3.50	20.3	1.11
福建	34	断面	16.2	68.7	10.7	0.342	3.39	0.00	0.686
福建	34	表面	14.6	49.7	8.55	0.186	1.81	24.3	0.820
福建	35	断面	20.4	70.8	5.85	0.254	2.15	0.0432	0.530
福建	35	表面	14.2	59.5	8.27	0.148	2.08	15.2	0.647
福建	36	断面	20.0	71.3	5.52	0.302	2.30	0.0721	0.578
福建	36	表面	-	-	-	-	-	-	-
福建	37	断面	-	-	-	-	-	-	-
福建	37	表面	-	-	-	-	-	-	-
福建	38	断面	-	-	-	-	-	-	-
福建	38	表面	13.2	57.2	6.05	0.497	2.52	19.7	0.773
福建	39	断面	18.7	72.4	6.21	0.218	1.81	0.0577	0.546
福建	39	表面	13.4	61.6	8.86	0.149	2.18	13.2	0.503
福建	40	断面	22.0	67.2	8.16	0.275	1.84	0.0142	0.509

資料No.	測定位置	Al ₂ O ₃	SiO ₂	K ₂ O	TiO ₂	Fe ₂ O ₃	CaO	MnO	
福建	40	表面	16.3	64.4	11.8	0.232	1.14	5.27	0.914
福建	41	断面	18.1	71.7	6.60	0.373	2.75	0.0287	0.436
福建	41	表面	13.7	63.3	7.74	0.254	1.78	12.9	0.388
福建	42	断面	19.7	70.2	7.20	0.240	1.98	0.158	0.435
福建	42	表面	14.3	60.8	9.35	0.137	2.55	12.5	0.340
福建	43	断面	18.2	69.2	7.71	0.274	2.34	1.88	0.400
福建	43	表面	14.6	56.1	6.45	0.147	2.47	19.86	0.451
福建	44	断面	18.7	72.1	6.98	0.241	1.61	0.0288	0.390
福建	44	表面	16.4	65.7	9.39	0.234	1.43	5.97	0.800
福建	45	断面	17.8	72.4	7.44	0.253	1.88	0.00	0.218
福建	45	表面	17.9	63.8	10.8	0.315	1.92	4.36	0.827
福建	46	断面	20.0	69.2	7.77	0.287	1.83	0.0714	0.835
福建	46	表面	16.5	62.7	10.8	0.208	1.60	7.49	0.656
福建	47	断面	21.2	68.4	6.28	0.456	3.18	0.115	0.326
福建	47	表面	13.8	63.4	7.82	0.358	2.03	11.4	1.21
福建	48	断面	18.8	71.6	5.97	0.435	2.68	0.101	0.421
福建	48	表面	16.5	62.0	6.61	0.510	3.37	9.83	1.26
福建	49	断面	21.0	69.5	6.26	0.337	2.53	0.100	0.280
福建	49	表面	16.1	65.1	7.31	0.374	3.06	6.88	1.22
福建	50	断面	19.3	70.9	5.20	0.580	3.14	0.0865	0.843
福建	50	表面	15.4	65.4	6.36	0.421	2.93	8.07	1.48
福建	51	断面	25.0	61.2	8.18	0.461	4.19	0.324	0.626
福建	51	表面	16.2	64.8	7.92	0.433	4.13	5.47	1.01
福建	52	断面	20.6	65.9	11.0	0.272	1.67	0.113	0.535
福建	52	表面	12.7	64.1	9.16	0.393	1.67	11.5	0.447
福建	53	断面	23.1	67.5	5.88	0.396	2.31	0.0573	0.775
福建	53	断面	23.9	66.4	6.40	0.360	2.14	0.157	0.665
福建	53	表面	15.5	63.1	8.47	0.278	1.08	10.9	0.643
福建	54	断面	20.1	70.4	6.94	0.241	1.84	0.101	0.343
福建	54	表面	16.6	67.7	7.83	0.437	1.25	5.27	0.915
福建	55	断面	22.9	67.5	5.01	0.517	3.46	0.158	0.496
福建	55	表面	13.9	61.7	8.34	0.987	7.29	6.92	0.815
福建	56	断面	25.1	63.0	4.15	0.822	6.07	0.454	0.400
福建	56	表面	18.4	59.7	8.28	0.818	5.73	6.33	0.744
福建	57	断面	21.6	68.7	6.07	0.361	2.93	0.0287	0.326
福建	57	表面	14.4	64.9	6.66	0.396	2.03	10.4	1.13
福建	58	断面	18.3	70.1	7.46	0.527	3.07	0.171	0.433
福建	58	表面	13.8	65.5	7.72	0.477	1.68	9.78	1.05
福建	59	断面	20.0	68.5	7.15	0.538	2.91	0.242	0.710
福建	59	表面	15.4	65.0	8.13	0.431	1.62	8.418	1.02
福建	60	断面	19.8	66.4	8.33	0.581	2.93	1.27	0.689
福建	60	表面	12.1	66.4	8.07	0.349	2.32	9.75	1.01
福建	61	断面	21.4	67.1	6.88	0.526	3.36	0.200	0.509
福建	61	表面	15.4	65.2	8.44	0.420	2.56	6.95	1.01
福建	62	断面	22.5	67.2	6.35	0.515	2.91	0.200	0.371
福建	62	表面	12.8	62.9	8.16	0.483	1.94	12.3	1.40
福建	63	断面	20.8	65.0	9.06	0.581	3.47	0.566	0.551
福建	63	表面	12.5	64.5	8.17	0.370	2.82	10.3	1.30
福建	64	断面	19.4	68.8	7.42	0.550	3.18	0.143	0.464
福建	64	表面	14.2	63.4	7.70	0.451	3.02	10.4	0.837
福建	65	断面	20.5	65.9	11.6	0.165	1.42	0.0562	0.350

資料No.	測定位置	Al ₂ O ₃	SiO ₂	K ₂ O	TiO ₂	Fe ₂ O ₃	CaO	MnO
福建 65	表面	13.3	65.0	12.9	0.358	2.29	5.30	0.849
福建 66	断面	21.1	71.5	5.33	0.194	1.34	0.0578	0.438
福建 66	表面	15.5	66.4	6.36	0.235	1.74	9.06	0.789
福建 67	断面	21.7	70.9	4.84	0.303	2.01	0.116	0.157
福建 67	表面	16.1	66.6	6.84	0.329	2.04	7.69	0.410
福建 68	断面	20.9	66.7	4.56	0.824	6.53	0.0285	0.432
福建 68	断面	25.5	62.2	4.52	0.712	6.13	0.127	0.843
福建 68	表面	15.5	60.6	8.00	0.931	5.48	8.30	1.16
福建 69	断面	20.8	67.1	6.10	0.680	5.01	0.0142	0.324
福建 69	表面	18.3	58.2	8.75	0.871	5.62	6.93	1.27
福建 70	断面	21.2	68.1	7.82	0.479	2.00	0.0285	0.402
福建 70	表面	13.3	64.6	7.54	0.626	2.99	9.71	1.21
福建 71	断面	18.4	70.4	8.02	0.648	1.97	0.186	0.341
福建 71	表面	9.60	70.1	7.58	0.574	1.97	9.34	0.863
福建 72	断面	10.6	65.3	6.64	0.614	3.63	12.1	1.03
福建 72	表面	22.3	67.1	7.25	0.419	2.51	0.0713	0.324
福建 73	断面	20.7	69.0	5.35	0.337	2.77	1.12	0.730
福建 73	表面	16.2	66.2	7.34	0.435	1.36	7.79	0.713
福建 74	断面	19.1	71.4	7.57	0.205	1.11	0.144	0.514
福建 74	表面	14.8	66.2	8.29	0.421	1.55	8.06	0.695
福建 75	断面	20.9	70.0	7.41	0.374	0.914	0.158	0.342
福建 75	表面	16.0	64.3	6.49	0.268	0.994	11.0	0.904
福建 76	断面	19.2	69.9	9.13	0.300	0.839	0.0572	0.619
福建 76	表面	18.7	65.2	9.92	0.341	1.19	4.05	0.607
福建 77	断面	19.5	65.6	11.9	0.320	1.52	0.466	0.673
福建 77	表面	14.7	59.3	9.36	0.250	1.53	14.5	0.323
福建 78	断面	20.3	67.2	8.96	0.323	2.00	0.871	0.402
福建 78	表面	14.3	64.9	8.35	0.221	1.37	10.6	0.210
福建 79	断面	19.9	71.6	6.05	0.363	1.41	0.202	0.407
福建 79	表面	19.1	62.3	7.64	0.361	1.39	7.82	1.32
福建 80	断面	19.0	68.6	9.44	0.310	1.81	0.185	0.585
福建 80	表面	13.3	61.6	8.27	0.309	0.748	15.5	0.266
福建 81	断面	25.7	64.7	5.98	0.432	2.92	0.186	0.0465
福建 81	表面	16.7	61.8	9.08	0.427	0.848	10.2	0.895
福建 82	断面	22.2	66.4	8.21	0.488	2.00	0.0710	0.646
福建 82	表面	12.4	63.2	7.30	1.20	4.81	10.0	1.10
福建 83	断面	28.0	59.8	6.25	0.721	4.73	0.0423	0.443
福建 83	表面	14.2	61.9	7.97	1.04	4.97	9.36	0.609
福建 84	断面	18.6	70.9	7.24	0.290	2.14	0.130	0.779
福建 84	表面	15.8	62.4	7.57	0.359	1.81	10.05	1.94
福建 85	断面	23.5	68.4	5.29	0.181	2.16	0.0144	0.451
福建 85	表面	15.3	65.3	7.29	0.269	1.88	8.28	1.69
福建 86	断面	18.4	72.0	6.20	0.229	2.54	0.0720	0.561
福建 86	表面	16.1	65.1	6.40	0.293	1.58	9.22	1.36
福建 87	断面	20.4	71.6	5.19	0.243	1.87	0.174	0.517
福建 87	表面	14.2	63.2	7.80	0.231	2.33	10.6	1.71
福建 88	断面	21.2	67.7	7.64	0.227	2.35	0.0712	0.756
福建 88	表面	12.4	63.7	9.80	0.253	1.72	10.5	1.66
福建 89	断面	20.6	69.5	6.22	0.264	2.89	0.00	0.528
福建 89	表面	15.9	61.4	7.97	0.207	2.58	10.0	1.92
福建 90	断面	18.1	73.2	6.01	0.194	2.29	0.0144	0.219

資料No.	測定位置	Al ₂ O ₃	SiO ₂	K ₂ O	TiO ₂	Fe ₂ O ₃	CaO	MnO	
福建	90	表面	18.7	62.1	8.63	0.244	2.41	6.45	1.43
福建	91	断面	22.5	67.1	5.64	0.269	2.60	1.72	0.174
福建	91	表面	14.6	61.9	6.16	0.115	2.07	14.8	0.313
福建	92	断面	21.8	71.0	3.57	0.267	2.69	0.101	0.518
福建	92	表面	14.7	60.9	6.12	0.138	1.62	16.1	0.489
福建	93	断面	22.8	67.0	7.17	0.181	1.90	0.316	0.700
福建	93	表面	14.4	58.1	6.39	0.125	1.83	18.6	0.586
福建	94	断面	16.3	73.1	7.98	0.109	1.48	0.361	0.688
福建	94	表面	17.1	64.3	8.50	0.175	1.78	7.19	1.01
福建	95	断面	18.2	71.8	7.57	0.157	1.69	0.101	0.482
福建	95	表面	16.9	65.1	9.22	0.210	0.981	6.61	0.890
福建	96	断面	21.2	67.7	9.01	0.167	1.52	0.00	0.477
福建	96	表面	18.9	61.5	8.52	0.209	1.54	8.70	0.629

表2 平泉町所有の資料の元素分析

資料No.	測定位置	Al ₂ O ₃	SiO ₂	K ₂ O	TiO ₂	Fe ₂ O ₃	CaO	MnO	
町	1	断面	17.0	67.9	8.88	0.378	1.78	3.67	0.442
町	1	表面	14.0	65.4	10.3	0.336	1.42	7.55	1.05
町	2	断面	23.9	59.7	11.8	0.162	1.80	1.78	0.839
町	2	表面	12.2	56.1	11.8	0.266	1.86	16.1	1.75
町	3	断面	21.4	64.7	10.9	0.212	2.08	0.0841	0.562
町	3	表面	17.8	56.8	9.93	0.249	1.54	12.5	1.18
町	4	断面	19.4	67.8	10.7	0.284	1.57	0.0282	0.229
町	4	断面	13.7	63.0	11.7	0.355	1.43	8.78	1.06
町	5	断面	17.7	70.3	9.53	0.226	1.36	0.0142	0.785
町	5	表面	16.6	63.2	13.2	0.242	0.82	5.46	0.461
町	6	断面	16.8	67.4	6.36	0.732	2.44	5.71	0.640
町	6	表面	17.1	64.3	9.53	0.337	1.25	6.75	0.721
町	7	断面	26.3	64.6	6.22	0.323	1.80	0.0285	0.710
町	7	表面	23.8	59.5	7.11	0.256	1.49	7.30	0.601
町	8	断面	25.0	60.4	10.9	0.210	1.97	0.974	0.663
町	8	表面	13.5	54.8	9.76	0.189	1.85	19.3	0.631
町	9	断面	20.2	65.2	9.33	0.341	1.30	3.13	0.501
町	9	表面	16.2	62.4	11.5	0.414	1.02	8.09	0.342
町	10	断面	22.1	65.2	7.44	0.462	2.67	1.20	0.964
町	10	表面	18.1	61.7	8.98	0.219	1.36	8.55	1.18
町	11	断面	23.1	64.2	9.83	0.260	1.97	0.183	0.472
町	11	表面	11.2	56.5	11.3	0.222	2.41	17.9	0.444
町	12	断面	17.5	70.7	9.52	0.203	1.34	0.156	0.616
町	12	表面	10.7	63.6	11.2	0.103	0.664	13.4	0.338
町	13	断面	20.9	68.4	7.21	0.323	2.19	0.214	0.818
町	13	表面	16.3	62.9	10.9	0.219	2.30	6.76	0.685
町	14	断面	21.1	69.5	6.16	0.301	2.08	0.0860	0.745
町	14	表面	15.8	64.7	7.28	0.198	1.68	9.17	1.17
町	15	断面	18.3	70.0	8.98	0.250	1.82	0.100	0.539
町	15	表面	11.9	64.6	13.1	0.378	1.99	7.28	0.680
町	16	断面	15.2	73.9	7.64	0.180	1.19	1.35	0.497
町	16	表面	15.1	57.0	3.81	0.0905	1.45	22.2	0.394
町	17	断面	17.0	64.4	6.64	0.140	1.14	10.2	0.512
町	17	表面	12.6	58.1	6.32	0.135	0.957	19.5	2.35
町	18	断面	12.7	77.7	5.76	0.194	1.30	1.75	0.611
町	18	表面	10.5	58.3	2.43	0.0675	1.29	27.2	0.189

資料No.	測定位置	Al ₂ O ₃	SiO ₂	K ₂ O	TiO ₂	Fe ₂ O ₃	CaO	MnO
町 19	断面	15.3	73.6	7.58	0.132	0.966	1.99	0.450
町 19	表面	11.6	58.2	3.82	0.023	1.54	23.9	0.887
町 20	断面	17.6	69.7	8.25	0.226	1.30	2.30	0.584
町 20	表面	9.85	60.6	3.95	0.0905	1.54	23.7	0.234
町 21	断面	16.9	72.7	6.76	0.120	1.08	1.96	0.543
町 21	表面	14.2	54.2	8.81	0.144	1.85	20.1	0.717
町 22	断面	18.7	64.6	6.24	0.575	2.18	7.07	0.621
町 22	表面	12.5	54.7	4.33	0.534	1.45	25.8	0.705
町 23	断面	20.2	66.8	9.26	0.379	2.32	0.438	0.535
町 23	表面	12.5	55.0	9.10	0.200	2.28	20.5	0.472
町 24	断面（灰色）	14.7	71.7	8.62	0.584	3.06	0.753	0.584
町 24	断面（黒色）	16.9	70.2	7.88	0.596	3.47	0.313	0.585
町 24	表面	15.7	55.8	4.85	0.552	2.00	19.4	1.72
町 25	断面	14.7	75.1	6.37	0.483	2.76	0.173	0.406
町 25	表面	13.5	61.5	4.95	0.367	3.72	15.5	0.415
町 26	断面	14.0	73.9	9.02	0.503	2.43	0.0857	0.124
町 26	表面	12.0	58.0	7.45	0.315	2.21	19.9	0.174
町 27	断面	20.0	66.1	7.06	0.935	3.85	1.07	0.948
町 27	表面	11.8	55.6	5.33	0.390	2.52	23.0	1.42
町 28	断面	20.1	66.9	7.54	0.605	3.35	0.750	0.781
町 28	表面	10.6	61.0	6.26	0.363	2.19	19.1	0.425
町 29	断面	20.4	67.9	7.62	0.608	1.92	0.994	0.646
町 29	表面	14.2	58.0	4.26	0.498	1.51	19.1	2.38
町 30	断面	18.0	68.2	7.16	0.534	4.66	0.651	0.843
町 30	表面	10.7	73.7	11.7	0.545	1.92	0.819	0.627

国府関連施設との比較による平泉の位置

佐藤健治

はじめに

平泉にはどんな建物があって、平泉という空間を構成し、あるいは町（都市）を成り立たせていたのだろうか。都市平泉については、斉藤利男氏以来、多くの研究が出され、この文化フォーラムでも吉田歆氏・前川佳代氏ほか毎年盛んに議論されている。その豊富な成果のうち、本研究に関わりのあることでは、平泉の町並みは奥州藤原氏の清衡の段階、基衡の段階、秀衡の段階と3代の間にも変遷があったことが明らかとなっている。また初代清衡ははじめ都市としての平泉を形成するつもりはなかったのではないか、都市となったのはその後3代の積み重ねではないか、との指摘もある。

私にいま平泉が都市であるかどうか、都市とは何かという問題に答える能力はないが、町や都市を構成する重要な要素に建物があつて、それらは何を参考にして建てられたか、その可能性の問題を考えていきたいと思う。これらは12世紀までの日本列島に存在した何かしらの建造物を参考にして建てられたはずである。

このような問題意識で、昨年度はまず京都を対象として考えてみた。奥州藤原氏が平泉に中尊寺以下の寺院と平泉館などを造った時期、平安京は院政期となり白河・鳥羽という新たな町（都市）を形成しつつあつた。平泉の新たな町作りには白河・鳥羽の影響が全くないとは考えられない。平泉の堂舎が建てられる前、白河や鳥羽を中心とする京都ではどのような堂舎が建てられていて最先端の流行となつていたか、平泉の堂舎に取り入れる可能性があつたとすれば、どこのどのような寺院であつたか、寺院堂舎あるいはその建つ場所の位置づけをふまえて、歴史的な時系列に沿って考えた。

その結果、平泉に建立された寺院や街区は、この時期の京都、特に白河や鳥羽など新都心ともいうべき場を参照していたことが明らかとなつた。

中尊寺・鎮護国家大伽藍、毛越寺などに建立された堂塔は、多くはほぼ同時期に造営されていた白河の御願寺群を参照し、たとえば御堂への「雑絵」、3基の三重塔など、京都白河での流行に敏感に反応しているようであり、白河に建立された御願寺のあり様を大いに参考にしていただ可能性が高い。さらに毛越寺や観自在王院の街区などのように、町の造りも平安京の大路の幅や鳥羽における臣下の屋敷地と倉町のセットなど、共通点が多い。毛越寺付近では、一層京都を意識した町のつくりとなつていた。

以上、昨年度は改めて平泉の街区などは京都の白河鳥羽などを相当意識した場所であることが、明らかとなつた（佐藤健治2017）。これをふまえて、今回は柳之御所遺跡を見た場合どうなるのか、国府と比較して考えていきたい。

1 柳之御所遺跡は平泉館

現在、柳之御所遺跡＝平泉館という図式がほぼ定着しているが、まずはここの確認から行う。文治5年（1189）の奥州合戦の最中、平泉の寺僧たちは新たな征服者源頼朝に対して、寺領などの安堵を訴える。その際、中尊寺や毛越寺ほか平泉寺院などの由緒を書き記したのが「寺塔已下注文」である。これには平泉館のことも記され、

一、館事〈秀衡〉

金色堂の正方、無量光院の北に並んで、宿館〈平泉館と号す〉を構える。西木戸に嫡子国衡の家あり、同四男隆衡の宅これにあい並ぶ、三男忠衡の家は泉屋の東にあり、無量光院東門に一郭を構える〈加羅御所と号す〉、秀衡常の居所なり、泰衡あいついで居所となす。

（『吾妻鏡』文治5年9月17日条）

とある。文献的には、現在の柳之御所遺跡が平泉館に相当することが了解され、柳之御所遺跡が平泉館ではないとの説に対しては入間田宣夫氏の詳細な反論がある（入間田宣夫2007）。また無量光院の東門にも加羅御所と称する一郭を構え、ここは秀衡の常の居所であり、泰衡が継承したという。ここから秀衡・泰衡の常の居所である加羅御所とは別に、宿館である平泉館があったといえる。

奥州合戦にて追い詰められた泰衡は、逃亡の前に郎従達に平泉館へ火をかけさせているが、このときは高屋と宝蔵が炎上したという。さらに頼朝軍が平泉に泰衡を追ってきたとき、「三代の旧跡」である平泉館には「数町之縁辺」や「累跡之郭内」があり、南西（坤）の角の倉庫一棟が被災を逃れたという。倉庫には沈紫檀以下唐木の厨子が数脚あり、そのなかには牛玉・犀角・象牙笛・水牛角以下珍宝というべきものが収められていた（『吾妻鏡』文治5年8月22日条）。

さらに平泉館炎上の時には、陸奥出羽両国の「省帳田文已下文書」も焼失してしまった。奥州住人豊後介清原実俊と橘藤五実昌兄弟は、焼失した陸奥出羽両国の絵図の内容をそらんじて注進し、諸郡の券契に定めた郷里田畠と山野河海はすべて彼らが言うその絵図のなかにあったという（同9月14日条）。実俊は豊後介という官途名を持ち、また土地の証文に当たる券契の内容をすべて知っていることから、明らかに国衡の役人であり、「省帳田文已下文書」を扱って国図作成など国内の土地行政を担っていたと考えられる。この時点で、本来国府に所在すべき「省帳田文已下文書」は平泉館に収められ、それを扱う国の実務官僚も平泉館にて奥州藤原氏に仕えていたといえる。

よって平泉館は「三代の旧跡」として代々奥州藤原氏当主により継承されるべき館であり、個人の屋敷とは意味が違っていった。その周囲は「数町之縁辺」により囲まれ、その中は「郭内」とも称され、外部とは明確な区分けがあったといえる。そのなかには高屋と宝蔵があり、西南の角には宝蔵と思われる倉庫が一棟あった。ここには厨子が数脚あってなかには珍しい宝物が納められていた。また陸奥出羽両国の「省帳田文已下文書」も平泉館に収められ、国の実務官僚も仕えていたといえる。

2 平泉館・奥州藤原氏の性格

平泉館の性格としては、個人的居所ではなく、三代にわたる宿館であり、奥州藤原氏における政治の場であったことは明白であろう。とするならば、清衡をはじめ基衡・秀衡らは何をモデルとして、平泉館を政治の場として構想したのであろうか。

藤原清衡は、康和年中（1099～1104）に宿館を江刺郡豊田から岩井郡平泉の地に移す。平泉開府とよばれるこのことにより、柳之御所遺跡に平泉館が設けられた。柳之御所遺跡の発掘の成果によると、堀により内部地区と外部地区が区分され、内部地区はさらに板塀により区切られて園池や四面庇建物が配され、外部地区は溝により数ブロックに区画されて、宗教施設や大型の四面庇建物が配されている。内部地区・外部地区ともに12世紀前半からの遺物が出土しているという。

これまでの柳之御所遺跡の研究では、まず堀に注目して、近隣遺跡に見る堀の系譜をたどっている。これには胆沢城の城柵の系譜を引くとする説（斉藤利男1992）、安倍氏や清原氏の居館の系譜をひくという説（大平聡1994）、安倍氏の交通遮断施設としての堀の系譜をひくという説（羽柴直人2006）など

があった。また安倍氏の鳥海柵跡や清原氏の大鳥井山遺跡は、四面庇建物が出ている点、官衙との関わりが指摘され、同じく四面庇建物の出ている柳之御所遺跡は安倍・清原両氏の双方の系譜を引いているという（八重樫忠郎2012）。

さらに柳之御所遺跡内に建てられた建物から、奥州藤原氏の歴史的な性格を考えようとする試みがなされている。ひとつにはこれだけ発掘調査がなされたにもかかわらず、また数次にわたる園池跡が発見されたにもかかわらず、ついに寝殿造りの建物と推測するに足る調査結果が得られなかったことである。これはあえて寝殿造りの建物を導入しなかったのではないかと考えられ、寝殿造りにより象徴された京都の貴族的な生活が敬遠された証とも考えられる。

では奥州藤原氏は何を目指していたかといえば、これがふたつめとして、主要な建築物のなかに細長い建物があることである。四面庇建物から伸びる長い廊のあることに注目し、建築的に侍所である可能性が指摘され（吉田歆2003）、さらに別の南北に長い敷地の中心的な四面庇建物が、御家人達が参集する侍所ではないかとの推論が提出されている（入間田宣夫2011）。

侍所そのものは貴族の家政機関としてはじまったものであり、寝殿造りの屋敷のなかにもその建物は存在したが、ここではメインの建物として貴族を象徴する寝殿造りではなく、武士の象徴である侍所を中心の建物に据えたところが新視点といえる。奥州藤原氏がのちの鎌倉幕府の先駆的な形態であると言われるように、建物により奥州藤原氏の性格に敷衍したものである。

以上、柳之御所遺跡の性格については、これまでの考古学の成果から安倍氏・清原氏の柵や居館の堀の系譜をひいており、また官衙との関わりが指摘された。さらに建物としては寝殿造りの建物が見られない代わりに侍所的な建物がみられ、これは奥州藤原氏の武士的な性格を表すものと考えられている。

3 国府の形態

平泉館には今まで述べたものの他に、どのような建物があったと考えればよいであろうか。平泉館ははじめに確認したように、個人的な邸宅というよりは政治を行う場所であった。当時、政治を行う場とはすなわち朝廷、およびその代理人である国司の居る国府であった。清衡以降、奥州藤原氏が平泉館を政治の場とするために、建物を造作するときの模範となるのは国府ではないかと推測することが可能である。ここではこの当時参照することが可能であった国府について、諸国の事例を見ていきたい。

全国の発掘の事例からは、政庁プランの変遷や各種官衙・館等の新造・廃絶などがあるものの、おおよそ8世紀後半から10世紀ごろにかけて、比較的国府は継続的と考えられている。10世紀以降になると廃絶や断絶していく事例が多くなるものの、実態はかなり多様である。11世紀や12世紀の国府の様子が知られる情報を発掘の成果から見てみる。

周防国の場合、前代とほぼ同一の場所に11世紀や12世紀ごろ以降の遺構・遺物も多く出土しており、政庁の場所は不明ながら、各種官衙が継続して存在している。

近江国の場合、政庁は天延4年（976）の地震までは南方一帯の官衙群とともに機能しており、その後11世紀から13世紀ごろには政庁跡西北部および北方一帯に官衙的施設が移動し立地していた。

肥前政庁・伯耆政庁の場合は、10世紀前半から同中ごろを最後として同一地点で政庁は再建されていない。この両者は、その後の国府の所在が遺構としては不明である。

下野国の場合は、政庁と官衙は10世紀前半で廃絶しているが、政庁跡北東200から300メートルの地点に新しい官衙が建設され、機能の一部は継承されたとみられる。

筑後国の場合、移転を繰り返すもののその足跡が比較的明瞭である。10世紀第2四半期ごろに阿弥陀

地区では政庁が火災により廃絶し、この時期に展開した多くの官衙もほぼこの頃までに再建されなくなったと考えられている。しかしこの東方の朝妻地区では10世紀前半から11世紀末の官衙群の増大が著しいので、ここに国府機能が移ってきたと考えられる。さらに延久5年（1074）には朝妻地区東南方の横道地区に政庁が移ったとされ、11世紀末から12世紀前半の遺構も出ている（以上諸国の事例は、金田章裕1995）。

以上から、10世紀までと11世紀・12世紀以降を比較すると、まず肥前国や伯耆国のように10世紀を最後として政庁・国府の存在が遺構としては不明となるもの、周防国のように政庁の場所は不明ながら、前代までとほぼ同一の場所に官衙が継続して存在しているもの、近江国のように官衙が移動したと考えられるもの、下野国のように10世紀に一旦政庁と官衙は廃絶するが、その後新たに官衙が建設されるもの、また筑後国のように10世紀に政庁と官衙が移転し、11世紀に再度移転するものなど、多種多様である。政庁は10世紀に廃絶すると再建されることは稀になるが、官衙はまったく不明の場合もあるものの、付近に移転している場合が多いとなろうか。律令国家としての儀礼の場である政庁は、その衰退とともに不要になるが、国内支配を実質的に担う官衙は必要とされていたということであろう。

では国府に建てられた建物は、どのような機能を持った建物だったのであろうか。一般に律令制の下では国庁（政庁）・舎屋・官舎・学校・倉庫群があり、新任国司が「新司館」に到着した日に「所々」の雑人らが一人一人見参に入れることになっていた。その「所々」とは、税所・大帳所・朝集所・健児所・国掌所などであった（『朝野群載』国務条々事）。さらに11世紀半ばに成立した『新猿楽記』には、受領に仕える四郎君のあり様が記されており、国にある所として、済所・健児所・検非違所・田所・出納所・調所・細工所・修理・御厩・小舎人所・膳所・政所などが記されている。もちろんこれらすべてが個々に独立した建物を有する「所」とは限らず、また健児所・国掌所のようにすでに11世紀には有名無実化したものもあった。しかしこれら「所々」の職を基盤として在庁官人が生まれることを考えると、「所々」としてある程度の建物は必要であったと考えられる。11世紀以降の国府には、これら「所々」の建物があったと考えられる。

4 陸奥国府多賀城の場合

平泉にとって一番近い国府とは、陸奥国府多賀城であった。多賀城は、8世紀末から9世紀初頭にかけて、城内の整備拡充や城外への基幹道路の整備と方格地割の施行がなされ、貞観大地震で大打撃を受けたのち9世紀後半ごろ、政庁が復興され方格地割の範囲が拡大している。しかし10世紀後半代には多賀城政庁および方格道路は廃絶してしまう。この方格地割のなかに、国守館に比定される山王遺跡千刈田地区や、同じく国司館に比定される山王遺跡多賀前北地区・同多賀前南地区がある。奥州藤原氏の時代にはすでに廃絶してしまった陸奥国府多賀城ではあるが、後述するように、国府や国司館がなくなってしまった訳ではない。そこには陸奥国における支配機構の原型があり、また全国的に広がっていた「所々」の有り様や在庁官人制の発展などのなかで、陸奥国における展開があるはずである。まずは多賀城における廃絶直近の国司館の様子を見てみる。

山王遺跡千刈田地区では10世紀前半、東西の四面庇掘立柱建物（SB474）とその西側に計画的に配された南北棟2棟（SB478・SB480）がある。また中国産の高級陶磁器や「右大臣殿／餞馬収文」と記された木簡、および生活用具が出土していることから、ここは国守館であるとされる（多賀城市埋蔵文化財調査センター1991）。

山王遺跡多賀前北地区は方1町相当の宅地割であり、9世紀後半代に敷地の南半分には庇付き東西棟

(SB588)と南北に長い南北棟(SB777)により中心的な建物をL字型に配して、これらを総柱建物がコの字型に取り囲むような計画的な配置をしている。総柱建物は2間四方の小規模なものだが、高床倉庫であった。対して敷地の北半分には家政関連施設と耕作地が広がっていた。多様な生活用具や中国産の白磁青磁の出土から国司館と考えられている(宮城県教育委員会・建設省東北地方建設局1996)。

山王遺跡多賀前南地区も方1町相当の宅地割であり、9世紀中葉には敷地南東部ではコの字型に計画的に建物を配置し(SB1241A・B、SB1243A・B、SB3128、SB3030A・B)、北西部では小型の南北棟が多く並び総柱建物もあった。中国の高級陶磁器や生活用具、また鑄造関係や漆関係の生活関連遺物も出土していることから、これらの工房があった可能性もある。さらに遣水(SD1020)の庭園が発見され、居住のみならず饗宴の場ともなっており、国司館だったと考えられる(宮城県教育委員会・建設省東北地方建設局1996)。

これらは陸奥国司の館として貴重な事例であるが、いずれも10世紀前半や同中頃までとされ、多賀城の廃絶とともにこれらも廃絶する。その後の陸奥国司館がどこに所在していたかは不明ながら、国守は実際に赴任しているようなので、いずれかに陸奥国府や国司館があったに違いない。嘉保2年(1095)源有宗が陸奥守となり現地に赴任してくるが、陸奥国司の交代関係の文書は館が焼亡したときに一緒に焼けてしまったという(永長2年正月5日陸奥守源有宗書状「九条本九条殿記紙背文書」『青森県史資料編古代1』II-1753)。陸奥国守の館は少なくともこのときまでは存在し、守が保管すべき文書は国府ではなく、国守館に収められていたことがわかる。

では多賀城廃絶ののち陸奥国府はどこにあったのであろうか。中世では陸奥国府のことを「多賀国府」と呼び慣わしていたが、はじめてその名が表れるのは康治2年(1143)である(『台記』)。文治5年(1189)奥州合戦のとき、源頼朝は多賀国府において郡郷荘園所務のことについての条々を地頭等に命じている。庄号の威勢をもって不当の道理を押しすべからず、国中の事においては秀衡・泰衡の先例に任せ、その沙汰致すべし、という「一紙の張紙」を「府庁」に置いたという(『吾妻鏡』文治5年10月1日条)。多賀国府はまさに陸奥国の「府庁」であり、国内行政について周知、実行するための国府であった。

多賀国府の実態としては、まず在庁官人筆頭の留守所があった。建久元年(1190)大河兼任の乱で、新留守と本留守が兼任に同意した罪により追放され、代わって伊沢家景が陸奥国留守所となっている(『吾妻鏡』建久元年2月6日条)。また塩竈社禰宜の在家役を免除して国内通行の自由を保證すべき事が陸奥国公文所下文で命じられているように、公文所もあったようである。そのほか、介、目(さかん)、税所(さいしょ)、田所(たどころ)など、その職務を名字とする在庁官人がおり、彼らは多賀城に近い宮城郡内の地を根拠地とする在地の領主だった(大石直正1992)。

よって平泉館を創設した清衡にとって、政治の場として陸奥国府を参照できるとすると、陸奥国府についてはおそらく在庁官人らが公文所・税所・田所ほか「所々」を支配しているあり様であり、また館についてかつて多賀城にあった国司館(国守館)のことを見聞きした可能性があるかどうかであろう。

5 筑後国府の国司館の場合

平泉開府の11世紀後半の国府の事例で、比較的様子がわかるのは筑後国府の事例である。筑後国府は、10世紀中ごろから11世紀中ごろまで政庁は朝妻地区にあり、11世紀後半になると政庁は朝妻地区東南の横道遺跡に移っていく。朝妻地区からは、11世紀中ごろと比定されている東西棟四面庇建物(第69次調査SB3180)があり、中心的な建物と想定され、また饗宴用の土器が多数出土していることから、国司館とされている。

また『高良記』（こうらき）によると、「初メノ符ハ、朝妻ノ下ニ有リ、白河院七十二代延久五年癸丑年、今ノ符ニヒカルルナリ、モトノ符ヲ古符ト申也」とあって、延久5年（1072）に政庁は朝妻から「今ノ符」（横道遺跡）に移転したという。

政庁が移った後、11世紀末から12世紀後半の朝妻地区では、東西棟四面庇建物（第59次調査SB2880）をはじめとする多数の掘立柱建物や土杭群、遣水遺構（SX4322）が出ており、このうち遣水遺構は11世紀後半から11世紀末に造営されている。建物配置的には11世紀後半以降においても、敷地北側に多くの東西棟建物が確認される一方、南側に掘立柱建物が検出されない代わりに遣水遺構が確認されている。屋敷の北側には建物を、南側には園地・庭園を配した、国司館であった。ここが『高良記』にいう「アサツマハ、在国司居屋敷ナリ」の場所とされている（久留米市教育委員会2012）。

文献上、国司館については、はやく天平10年（738）5月28日の格により、国司は任意に館舎を改めて造ってはならないとされ、ただ壊れたところを修理することだけが許されていた。しかしこの規定はなかなか守られず、公民たちの労苦のもとであるので、弘仁5年（814）6月23日の格により、これ以後は国司館は官舎帳につけて毎年太政官に報告することとし、壊れたところの修理のみを行って、他所への移転や建物の増築を行って民の患いとすることは厳禁とされた（『類聚三代格』弘仁五年六月廿三日太政官符）。このような法令が出されていたことから、国司館は9世紀においても、公民の苦役により新築・増改築が行われていたと考えられる。こののちの国司館に関する朝廷の動向などは不明だが、実際に移転や増改築は行われているので、実態はさほど変わらないものと推測される。

また国司館には庭が付随していた。9世紀に成立した『日本霊異記』には、大和国の国司館の庭で国司の子供が遊んでいると、屋根の上に七人の僧がいて読経しているとして、子供は屋内にいた母を呼び、母が出てくるとその後ろの壁が倒れたという話がある。僧の読経が母を救ったということだが、ここからは国司館に庭がついていたことがわかる（依悪夢至誠心使誦経示奇表得全命縁第廿、中巻20）。

このように文献からも国司館には庭が付随していたことがわかり、また発掘の成果からも11世紀後半以降において代々継承される「在国司居屋敷」と呼ばれる国司館が存在して、そのなかには遣水などの備えた園池庭園が主要建物の南側に広がっていた。

平泉から筑後国は遙か彼方とも思われるが、周知のように、柳之御所遺跡から出土した遺物や中尊寺金色堂の素材には、中国産の陶磁器、南方の夜光貝や赤木などがあり、これらは博多・太宰府と平泉の直接ルートによりもたらされたという（柳原敏昭2008）。平泉と九州は頻繁に交流があったのである。平泉館にとって、国司館には庭園が附属するという当時の観念を具体的に表している国司館のひとつとして、筑前の国司館があったと考える。

6 平泉館

以上さまざまな事例を挙げてきたが、ここから平泉館にどのようにつながるか考えていく。特に政治的に奥州藤原氏の最盛期は秀衡の時であるので、秀衡期から時期をさかのぼっていく。

秀衡期 秀衡は保元2年（1157）ころ当主の座につき、文治3年（1187）病没する。政治の場として平泉館を考えると重要なのが、嘉応2年（1170）鎮守府将軍となっていることと、養和元年（1181）に陸奥守になっていることである。特に陸奥守については、館と行政文書との関わりが考えられる。国守館には国守が交代するときの関係文書が所在しており、館焼亡とともに焼けていた。同じように陸奥出羽両国の「省帳田文已下文書」も平泉館にあって、奥州合戦で焼けている。陸奥守は元暦元年（1184）



図1 秀衡期の平泉館

(柳之御所遺跡調査事務所2008 第8図下段の建物軸方位による遺構構成より)

には藤原宗長が任命されているので、宗長陸奥守の時も田地の重要文書は秀衡の平泉館にそのままあったことになろう。すくなくとも秀衡陸奥守就任後は、平泉館は陸奥国守館だったのである。

国守館であるならば、それはどのような内実であるべきだっただろうか。遠く廃絶してしまったが、10世紀の多賀城国司館(国守館)には遣水の庭園、鑄造関係や漆関係の工房(山王遺跡多賀前南地区)、高床倉庫としての総柱建物、家政関連施設があり、中国産高級陶磁器が出土しており(山王遺跡多賀前北地区)、単なる住居ではなく饗宴の場であった。国司館に園池があるのは文献でも確認でき、12世紀後半でも筑後国司館では遣水遺構が確認できている。

これを柳之御所遺跡の秀衡の時期の建物配置から考えれば、たとえば中島のある池は国司館の園池であり、総柱建物は倉庫に相当するであろうか。奥州合戦にて焼失を間逃れた平泉館の建物として宝蔵があったのは、これかもしれない。また平泉館内からは糸巻など手工業者関連遺物が多く出土しており、まさに家政関連施設や工房があった証である。尋常でないかわらけの数や威信材としての中国産の陶磁器、あるいは数々の興味深い内容が記された折敷などは、国守(あるいは実質的支配者)としての饗宴の場だったからと考えればわかりやすい。さらに「磐前村印」の印章がこの時期出土しており、ここで陸奥国内政治が行われたことを如実に示している。よって秀衡期の平泉館は、政治の場としてその任期

	A	B
高屋	×	○
総柱建物	1棟	2棟
四面庇建物	○	○
池	○	○

表1 秀衡期の平泉館の主要建物

※Aは、図1による。

※Bは、八重樫忠郎2015年B「図58秀衡後期～泰衡期」から。

中は実際に国守館であり、またその後も引き続き国守に相当する内実をもっていたと言える。以下、各期の主要建物を表1～3のAとしてまとめ、近年の見解の相違はBとした。

基衡期 基衡は大治4年（1129）清衡の跡を継ぎ、保元2年（1157）ころ死去している。基衡の時、陸奥守は康治2年（1143）に藤原基成が任じられると、以後15年の長きにわたり、彼の一族が陸奥守を占めることになる。久安6年（1150）基成が重任し、仁平3年（1153）甥の隆親、保元2年（1157）兄弟の信説、ついで叔父の雅隆が保元3年（1158）にと、次々と任命されている。基成は任期終了後も陸奥に止まり、陸奥国の有力者である名取熊野別当の娘との間に女子をもうけているようであり（川島2003）、さらには基成の娘と基衡の子息秀衡との婚姻がなり、この間に久寿2年（1155）泰衡が誕生する。陸奥国を実質的に支配していた奥州藤原氏と、陸奥守を15年独占していた基成の一族との婚姻は奥州藤原氏の在地支配をより一層すすめたと思われる。



図2 基衡期の平泉館
 (柳之御所遺跡調査事務所2008 第6図下段の建物軸方位による遺構構成より)

基衡期の平泉館は秀衡期と比較すると、池がある点は変わらないが（基衡期はまだ秀衡期の半分の大きさで小さい）、掘立柱建物のほか、南北に長い四面庇建物が複数棟あり、ここが中心的な建物と思われる。園池や四面柱建物がある点は国司館に相当し、その内実に近づいていたと考えられる。

清衡期 清衡は、康和年中（1099～1104）豊田から平泉に館を

	A	B
高屋	×	○
四面庇建物	4棟	2棟
池(東半)	○	○

表2 基衡期の平泉館の主要建物

※Aは、図2による。
 ※Bは、八重樫忠郎2015年B「図34基衡後期～秀衡前期」から。



図3 清衡期の平泉館

(柳之御所遺跡調査事務所2008 第4図下段の建物軸方位による遺構構成より)

移し、大治3年(1128)に没している。

これまでの研究によると、平泉館(柳之御所遺跡)は前代の安倍氏・清原氏の柵や館の堀の系譜をひいており、また官衙との関係性が指摘されている。この当時の国府の形態でみたように、すでに律令国家による国府は多くの場合、10世紀にて廃絶していた。建物が官衙との関わりがあるとすれば、その後移転して新たに必要とされた官衙=「所々」がそれに相当するであろう。

清衡期の平泉館を基衡期と比較すると、池はまだないが、大型の総柱建物あるいは四面庇建物(表3のB)が見られ、秀衡期や基衡期に続く内実を備えている。また秀衡期などで大量に出土している京風の手づくねかわらけは出土せず、在地官衙系のロクロかわらけである。もちろん宴会は行われたであろうが、基衡期や秀衡期にみられるような京都の文化としての宴会はまだ行われていなかった。よって清衡期の平泉館は国司館としての位置づけが可能であり、その性格としてはいまだ在地的な内実であったと考えられる。

	A	B
総柱建物	○	×
四面庇建物	×	2棟

表3 清衡期の平泉館の主要建物

※Aは、図3による。
 ※Bは、八重樫忠郎2015年B「図24清衡時代の平泉館」から。

おわりに

最後にもう一度、平泉館について時系列に沿って整理する。清衡期の平泉館は、堀があったり官衙的な建物があったりと、それまでの安倍氏・清原氏の館の要素を取り込んでおり、在地的であり、前代の延長の側面が強い。これが基衡期、特にその後半の平泉館は、陸奥守だった藤原基成一家との縁組みなどがあるなかで、京風の文化が導入され国司的な館へ変貌をとげている。さらに秀衡期になると、平泉館は秀衡の陸奥守就任により名実ともに国守館となり、秀衡の陸奥守の任期がおわってからその位置づけは変わらず、文治五年の奥州合戦まで続くことになる。

参考文献

- 入間田宣夫 2007年 「衣河館と平泉館」『平泉・衣川と京・福原』高志書院
- 入間田宣夫 2011年 「武家儀礼（宴会）の座列にみる主従制原理の貫徹について（ノート）」『家具道具室内史』3
- 大石直正 1992年 「みちのくの都の中世」『よみがえる中世7 みちのくの都・多賀城』平凡社
- 大平聡 1994年 「堀の系譜」『城と館を掘る・読む』山川出版社
- 川島茂裕 2003年 「藤原基衡と秀衡の妻たち」『歴史』101
- 金田章裕 1995年 「国府の形態と構造について」『国立歴史民俗博物館研究報告』63
- 鬼頭清明 1986年 「国司の館について」『国立歴史民俗博物館研究報告』10
- 久留米市教育委員会 2012年 『久留米市文化財調査報告書第319集 筑後国府跡—平成23年度発掘調査報告—』
- 斉藤利男 1992年 『平泉』岩波書店
- 佐藤健治 2017年 「平安後期の京都と平泉」『平泉文化研究年報』17
- 多賀城市埋蔵文化財調査センター 1991年 『多賀城市文化財調査報告書第26集 山王遺跡 第9次発掘調査報告書』
- 羽柴直人 2006年 「安倍氏の柵から平泉の居館へ」『平泉文化研究年報』6
- 宮城県教育委員会・建設省東北地方建設局 1996年 『宮城県文化財調査報告書第171集山王遺跡Ⅳ 多賀前地区考察編』
- 八重樫忠郎 2012年 「考古学からみた北の中世の黎明」『北から生まれた中世日本』高志書院
- 八重樫忠郎 2015年A 「掘り出された平泉」『東北の中世史1 平泉の光芒』吉川弘文館
- 八重樫忠郎 2015年B 『北のつわもの都 平泉』新泉社
- 柳之御所遺跡調査事務所 2008年 「柳之御所遺跡堀内部地区の遺構変遷（中間報告 その4）」『平泉文化研究年報』8
- 柳原敏昭 2008年 「奥羽古代・中世交易史」『季刊東北学』16
- 吉田歆 2003年 「武士の館の構造」『平泉文化研究年報』3
- 吉田歆 2008年 「国庁と国司館」『今泉隆雄先生還暦記念論文集 杜都古代史論叢』。2003年とも吉田歆『日中古代都城と中世都市平泉』汲古書院、2014年所収

東アジアにおける平泉遺跡群の歴史的位置づけ

渡 辺 健 哉

はじめに

これまで筆者は、中国元朝（1260-1368）の首都である大都——現在の北京市——の生成過程を跡づけながら、大都の歴史的意義に関する検討を行ってきた。最近になって公表した拙著〔渡辺2017〕においては、大都形成にあたって重要な位置を占めた南城の存在を強調し、大都を建設した機関・人員についての考察等を行った。

本稿では、これまでの自らの研究手法を援用しつつ、巨視的な視点に立って、平泉の遺跡群を東アジアに改めて定位し、その歴史的意義を明らかにしてみたい。改めて言うまでもなく、平泉については膨大な研究蓄積が積み重ねられており、加えて、近年の平泉文化遺産拡張登録に向けた研究集会においては、アジア・ユーラシアの視点からの研究も進められている¹。こうした状況で、専門外の筆者に新たな見解を打ち出すことはほとんど不可能に近い。しかしながら、逆に専門としないからこそ、これまで見落とされた、気がつかない角度からの見解が提示できる可能性もあるのではないかと信じて、論じていきたい。

本稿では、〔妹尾2016〕で示された見取り図をてがかりとして、「平泉——仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」を拡張するにあたり、その対象となっている遺跡群——柳之御所遺跡・達谷窟・骨寺村荘園遺跡——の歴史的意義を、資料に即した形で位置づけることを目的とする。そして、この検討にあたっては、筆者が編集に携わった『アジアにおける平泉文化 資料集』（岩手県教育委員会、2016年、以下『資料集』と略記）を活用する。

1 『アジアにおける平泉文化 資料集』について

はじめに、筆者が藤原崇人氏とともに編集した『資料集』の「東・北アジアの文献史料関係」を解説する²。

『資料集』は、10世紀から14世紀頃の中国における主に仏教関連の資料を収集して、地域や寺院に分けて分類・整理したものである。当然のことながら、この時期の中華世界では資料の数が飛躍的に増大する。そのため、網羅的に収集したものではなく、時代と地域を絞った。

時代は、奥州藤原氏により平泉が建設された12世紀を中心に据えて、前後の時代に相当する北宋（960-1127）、南宋（1127-1279）、契丹〔遼〕（907-1125）、金（1115-1234）、元（1260-1368）の関連資料を対象とした。

地域は、内モンゴル自治区・遼寧省・河南省・河北省・山西省・山東省・浙江省とした。この時代は、それまでに比べて中華世界の領域が拡大し、伝統的な歴史的都市（唐の長安や北宋の開封等）とは別に、周縁に新たな拠点が形成された時期でもあるため、その地域の関連資料を収集した。

まずは、柳之御所遺跡・達谷窟・白鳥館遺跡・長者ヶ原廃寺跡・骨寺村荘園遺跡を、それぞれ以下のように見立てた。

柳之御所遺跡 = 為政者の政庁・居館

達谷窟 = 境界を示す象徴

白鳥館遺跡 = 交流や生産の拠点

長者ヶ原廢寺跡 = 都市内の寺院

骨寺村莊園遺跡 = 寺院の経済的基盤

そのうえで、以下の（Ⅰ）～（Ⅴ）のいずれかの条件を満たす資料を選んでいった。

（Ⅰ）都市とその周辺域における寺院・仏塔などの造修ないし存立に関わるもの。

（Ⅱ）山岳など都市以外の伝統的な信仰拠点における寺院・仏塔などの造修ないし存立に関わるもの。

（Ⅲ）寺院・仏塔などの造修ないし存立において、国または在地の支配階層との関係性が認められるもの。

（Ⅳ）寺院の所領や財産に関わるもの。

（Ⅴ）寺院の運営に携わる僧侶に関わるもの。以上の条件を重複して満たしているもの。

これらの条件に適合すると考えられる資料を、中国歴代の正史・個人文集・中国各地の地方志・筆記資料（いわゆる随筆）等から収集した。とくにこの時代から増加し、かつ近年になって研究が進展しつつある石刻資料に目配りした。

2 当該時代の東アジアと平泉

はじめに、10-14世紀の東アジア地域について、概観しておく。

この時期は、中華世界の領域が大きく拡大し、モンゴル高原や沿海州、さらにはユーラシア大陸の過半までを領有することになる、契丹〔遼〕や金、そしてモンゴル〔大元ウルス（以下、元朝）〕の時代に相当する。中華世界は、はじめ北宋が中華世界の全域を、のちに南宋が中国の南半を領有する。

これまで、この時代を説明するにあたっては、遊牧・狩猟民族と農耕民族との対立、前者による後者の支配という図式で描かれがちであった。しかし近年、こうした見方に大幅な修正が加えられつつあり、むしろ遊牧民を中心に据えた視点からの研究が盛んになってきている。

契丹〔遼〕は内モンゴル自治区東南部を流れるシラムレンとラオハ川の合流地点附近を本拠地とした、遊牧を主な生業とする部族連合である。十世紀初頭には太祖耶律阿保機によって遼朝が建てられ、十一世紀初めになると、モンゴル高原に進出して鎮州城を建設する一方、中華世界への侵入を繰り返し、北宋を脅かすまでに至った³。

転機となるのが、澶淵の盟の締結である。1004年、契丹〔遼〕の聖宗は南下して北宋の都である開封に迫り、黄河北岸の澶州で真宗の率いる宋軍と対峙した。宋朝は講和に踏み出し、ここに澶淵の盟が締結された。これは、国境はそのままとし、形式的に宋の真宗を兄、契丹〔遼〕の聖宗を弟として友好関係を結びながら、宋が毎年銀10万両と絹20万匹を契丹〔遼〕に贈ることを約束するものであった。

従来、この盟約は宋側にとって不利な条件で締結されたという見方が支配的であった。しかしながら、名分上で両者は対等関係にあり、これにより両国は安定的な関係を保つことができ、こうした関係は次の南宋一金との間でも続く。そのため、遊牧民と農耕民との対立という図式で捉えられがちであったこの時代が、実は盟約を交わすことで、緊張をはらみつつも、安定が保たれた時代というように、見方が変化しつつある⁴。こうした対立関係を経て、徐々に中華世界の南北を統一したのが、元朝である。

朝鮮半島に目を転ずれば、新羅が衰退し混乱に陥っていた918年になって、王建が高麗を建国し、936年に朝鮮半島を統一し、1392年まで存続した。高麗は中国歴代の王朝に対し、朝貢使節を派遣し、臣属の表明を行って、王位の承認を受けた。科挙を導入し、文治主義が採られつつも、しばしばクーデターが発生したため、武臣政権になることもあった。高麗では唐や宋の文化の影響を受けながら、王朝の底

護を受けた仏教文化が大きく発展した。

こうしたユーラシア大陸の変動が平泉に直接影響を及ぼしたというわけではないが、平泉の国際性は、数多く出土される遺物や残された仏典などからその一端をうかがうことができる。たとえば、柳之御所遺跡から宋の白磁四耳壺をはじめとする白磁が出土し、宋版一切経が収蔵されていた金色堂の螺鈿には奄美大島の夜光貝が用いられている⁵。こうした奢侈品が平泉に数多くもたらされていたことは注目される。

3 遺跡の歴史的な位置づけ

さて、本章では、①平泉＝辺境に建設された都城、②柳之御所遺跡＝為政者の政庁・居館、③達谷窟＝境界を示す象徴、④骨寺村荘園遺跡＝寺院の経済的基盤と見立て、それぞれについて確認していく。

(1) 辺境に建設された都城としての平泉

そもそも「都城」とはいかなるものであろうか。都城というと、唐代の長安や平城京・平安京などがただちに想起されよう。中国や日本の巨大な都城と比較してみたとき、平泉の規模は小さい。この点で、近年「都城」に関して精力的に研究を進めている妹尾達彦氏の見解に耳を傾けてみよう。

都城とは、前近代の為政者の権力、すなわち王権の拠点地を示している。都城は、前近代に特有の政権所在地のことであり、近代国家の政権の所在地を示す首都（国都）とは異なる。……中国に限らず、都城では、政治権力の中心地であることを表現するために、他の都市には無い特有の公的な記念建造物が敷地の主要部を占めている。すなわち、王や元首の宮殿や中央官庁、王の祖先や王国を守る神々を祀る宗教建築、外国使節を迎える施設などである。……また、都城においては、城壁や倉庫等の軍事・財政施設や、街路、市場、政府高官の邸宅、娯楽施設の多くは、王権を支える政治思想にもとづいて規模や数量、使用目的等があらかじめ決められており、都城の諸建築は、他の都市と比べて最も規模が大きく、威厳と衝撃力を持つようにつくられた⁶。

妹尾氏の論に依拠すれば、ここにあるように、都城は「政治権力の中心地」であることと、それを行使するための様々な施設が整っていることが重要といえる。したがって、為政者の居住空間や官庁が備わっているという点において、平泉も都城とみなすことができるのではなかろうか。

さらに場所も重要な問題である。近年の妹尾達彦氏や齊藤利男氏の研究によって、平泉を「境界都市（境域都市）」とする見解が提示された。自然・人文環境の境域に立地する都市が統一政権の拠点になるという見方である。

[齊藤2014] 24頁の地図に示されているように、平泉のある岩手県はほぼ北緯39度から北緯40度の間にすっぽりと収まる。中国大陸では、北緯39度線上に天津が、北緯40度線上到北京が位置する。この地帯こそ、まさに遊牧・狩猟社会と農耕社会という異なる生業の人々の接点にあたり、そしてそれは交易が行われた空間であることを意味する。以上の事実やこれまでの研究を踏まえて、本稿でも平泉を辺境に置かれた都城とみなしたい。

こうした観点に立ったとき、北宋の開封や南宋の臨安（杭州）ではなく、遼の上京（内モンゴル自治区赤峰市巴林左旗林東鎮）や中京（内モンゴル自治区赤峰市寧城県）、金の上京（黒竜江省ハルビン市阿城区南白城）、そして元の大都を辺境に位置する都城とみなすことができる。ここでは、これまであまり触れられることが少なく、さらに仏教の影響が色濃い、遼中京大定府について紹介する⁷。

遼代では、一般に五京制が施行されたと指摘されている。五京の概略は、『遼史』巻三七～巻四一の

地理志に詳しく⁸、さらに上京・中京・南京・東京については、『契丹国志』巻二二、四京本末も参考になる⁹。

五京には、南面京官として留守司・都総管府・都虞候司・処置使司・京学が置かれた。都市を管理するのが留守司であり、その下に警巡院や処置司等の治安維持のための官庁が置かれた¹⁰。留守司の長官である留守は府の長官を兼任しつつも、中国王朝の留守とは異なり、軍隊を指揮して対外遠征を行い、外交の場においても一定の役割を果たした¹¹。

澶淵の盟が締結された直後、聖宗（耶律文殊奴 在位982-1031）の統和二十五年（1007）に中京が建設された。これは、この地を根拠地としていた奚族に対する制御と、盟約の締結に伴い宋との間で使節が交わされるようになり、それに対応するために建設されたといわれる¹²。『契丹国志』巻一三、景宗蕭皇后伝には「南北通和してより後、契丹多く中京に在り。武功殿、聖宗之に居す。文化殿、太后之に居す」とあり、盟約締結ののち、聖宗は中京に滞在することが多くなったことを記す。こうした事情により中京は遼代中期から後期にかけての実質的な都として機能する。

『遼史』巻三九、地理志、中京道中京大定府には以下のようにある（『資料集』62-63頁）。

中京大定府、虞為營州、夏属冀州、周在幽州之分。……咸通以後、契丹始大、奚族不敢復抗。太祖建国、拳族臣属。聖宗嘗過七金山土河之浜、南望雲氣、有郭郭樓闕之状、因議建都。折良工於燕・薊、董役二歲、郭郭・宮掖・樓閣・府庫・市肆・廊廡、擬神都之制。統和二十四年、五帳院進故奚王牙帳地。二十五年、城之、実以漢戸、号曰中京、府曰大定。皇城中有祖廟、景宗・承天皇后御容殿。城池湫濕、多鑿井泄之、人以為便。大同驛以待宋使、朝天館待新羅使、來賓館待夏使。有七金山・馬孟山・雙山・松山・土河。

遼の聖宗が七金山麓、土河のほとりを歩いていたところ、「雲氣」を感じ、都の建設を決意した。そして、「神都」すなわちすでに建設されていた上京の平面プランにもとづくかたちで、「郭郭・宮掖・樓閣・府庫・市肆・廊廡」が配置された。統和二十五年になって、「漢戸」を強制的に徙民させ、都城内に「祖廟」を置く。祖先祭祀の施設を設置したことで、中京は都城としての役割を果たすようになったといえる。そして、北宋からの使者と対応するための「大同驛」、新羅からの使者と対応するための「朝天館」、西夏からの使者と対応するための「來賓館」が設置された。この都市が周辺諸国と対応するための都城であったことを示唆している。

中京は宮城・内城・外城の三重構成をとり、一番外側の外城は東西4200m、南北3500mの長方形の城壁が現存している（『資料集』109頁【図1】）。外城南壁中央に開かれた城門が、内城南壁中央に開かれた城門と直線でつながっている。文献史料から前者は朱夏門、後者は陽徳門と呼ばれていた。

都城内部の状況については、不明な点が多い。ここでは、宋から中京に旅行した人々の記録から確認してみたい（『資料集』63頁）。

まず、王曾「上契丹事」（『続資治通鑑長編』巻七九）には、「城内の西南隅岡の上に寺有り」とあって、城内の西南隅に寺院があったことが記される。また陳襄撰『使遼語録』にも、

（咸雍三年）七月一日、至中京大定府。少尹大監李庸郊迎、置酒九盞、宿大同館。二日、送伴使副請臣等同遊鎮国寺、次至大天慶寺、焼香素食、依例送僧茶綵。

とある。大同館に宿泊した使者は、賓客を迎える人間の案内によって、鎮国寺や大天慶寺を訪問したことが記されている。

ことさらに記録していることから、宋朝の使者たちの眼に仏寺がひととき印象的に映ったのであろうし、また契丹の人間にとっても、案内すべき場所として仏寺が念頭にあったといえる。仏教の影響が遠く辺境にまで及んでいたことが窺い知れる。

(2) 為政者の政庁・居館としての柳之御所遺跡

柳之御所遺跡は藤原氏四代の居館・政庁跡である。遺跡は標高22-30mの段丘の縁辺部に立ち、周囲は幅6-7m、深さ2mの空堀で囲まれていた。堀で囲まれた内部の空間が「平泉館」の跡と推定されている。そこは東西約220m、最大長約400mの空間で、中心区から四面庇建物跡をはじめ、園池跡・広場跡、高床倉庫跡、厩や厨あるいは工房と思しき掘立柱建物跡、井戸跡等々の遺構が発見されている。

建造物のうち最大のものは、約11m×約25mの南北棟であり、その西側にも約11m×約14mの南北棟があった。前者は藤原氏当主と一族・家臣団の対面・集会・儀式の場であり、後者は国司などの賓客を迎える建物であったとされる。目的の異なる二つの大型建造物が並び立っていた。

柳之御所遺跡からは、大量の「かわらけ」が出土した。井戸跡から発見されたため、一括廃棄されたものと考えられ、この「かわらけ」は使い捨て容器であったと推定されている。

ほかに、渥美産・常滑産などの国産陶器や白磁・青磁などの輸入陶磁器も出土している。こちらは甕壺類が多い。従ってこうした陶磁器は、儀式や宴会に利用されたものであるとみられており、「かわらけ」は宴会の飲食に利用され、甕壺類は威信財として並べられたと推定されている。

平泉館＝柳之御所遺跡でこうした儀式や宴会が行われたとすれば、ユーラシアの諸王朝では宮城がまさにそれに相当する。そもその規模が大きく異なるため、単純な比較は不可能だが、儀式を行う場、臣下と接する場、そして私的な場とが一体化している空間として宮城がある。三者の一体化した空間を有するという点において、共通している。

ここでは、遼の上京や金の上京、そして元の大都の宮城について考察する。

まず遼の上京の宮殿について、開泰五年（1016）に聖宗の生誕を祝賀するための生辰使として上京を訪ねた薛映の記録から見ている¹³。

又四十里至臨潢府。自過崇信館、乃契丹旧境。蓋其南皆奚地也。入西門、門曰金徳。内有臨潢館。

子城東門曰順陽。北行至景福門。又至承天門、内有昭徳・宣政二殿。皆東向、其甍廬亦皆東向。承天門をくぐった宮城の内部には昭徳殿と宣政殿の二殿があった。興味深いのはそこに「甍廬」、すなわちモンゴル人の使用するゲルが置かれていたこと、加えて建物やゲルが東に向いていることであろう¹⁴。ここからは都城とその内部に宮城を建設しても遊牧式の生活形態を崩さなかったことが窺える。

ついで、遼の中京の宮殿については、景德四年（1008）に聖宗の生誕と元旦の祝賀のために北使として遼に向かった路振『乗輶録』が以下のように記す¹⁵。

（正月）九日、辞虜主於武功殿。遣漢使及従人鞍馬・衣物・綵段・弓矢有差。虜名其国曰中京、府曰大定府。無属県。有留守・府尹之官。官府・寺丞皆草創未就、蓋与朝廷通使以来、方議建立都邑。内城中止有文化・武功二殿。後有宮室、但穹廬毳幕。

この史料の前段では中京の都城の規模が詳述されており、その整然とした状況を伝える。引用史料によると、都城建設の理由を宋朝と通交したことに求めている。ここでも、「内城には文化殿と武功殿があるだけであり、その後方には後宮としてゲルが置かれていた」という指摘が興味深い。こののち宮殿や仏寺・道観が建設されることになるが、当初は若干の宮殿を除いて、まだ建設はされておらず、そのかわりとして、上京のように、ゲルが設置されていたのであろう。上京と中京では、皇帝の訪問にあたっては、宮殿で起居するのではなく、こうしたゲルを利用したと考えられる。

元の大都については、宮城のなかで最大の建造物である大明殿の様子を紹介しておく¹⁶。ここでは、外国使節との接伴や宴会を行っていたことが知られる。

『元史』卷一六二、高興伝には、「十六年秋、召されて入朝し、大明殿に侍燕し、悉く江南に得る所の珍宝を献ず」とあって、南宋攻略に功績のあった高興のために賜宴を行っている。

この点につき、マルコポーロの記録には、以下のようにある¹⁷。

これはかつて見られた最大のものである。露台はないが、床は他の地面より十パームほど高い。天井はものすごく高い。広間と部屋の壁はすべて金銀の覆われた、竜や獣や鳥や武将、その他様々な種類の動物が描かれている。天井も同じようになっている。だから、金と絵以外何も見えない。広間はとても大きく広く、六千人以上の人間が充分そこで食事できる。たくさんの部屋があり、見るだけに驚きである。とても大きくまたうまく造られているから、これよりもうまく設計したり造ったりできる能力を持った者はこの世に一人もいないだろう。

これによると、大明殿が六千人収容可能の大殿であり、そこで宴会が開催されたという。

柳之御所遺跡でどのような儀礼・宴会が行われたのかは明確ではないが、その内容や規模は問題ではない。注視すべきはそうした行事を行う政治的意味・社会的背景にある。

儀式とそれに伴う宴会は多くの意味を有する。儀式における席次は君臣関係を明示し、宴会は君主と臣下が一体化する交歓の場でもある。君主と臣下が同席することにより、時にはそこで合意形成もはかられた。

さらに儀式・宴会を行う空間には、権威が可視化されるような建造物が必要であった。中国の宮城には巨大な建築がいくつも並んだ。柳之御所遺跡の中心部に立って周囲を見渡した時、ここが見晴らしのよい開けた場所にあることが分かる。従って、ここに巨大な建造物があったとすれば、権威の可視化を狙ったものであったのかもしれない。

(3) 境界を示す象徴としての達谷窟

巖美溪から国道31号線を北上して平泉に向かう途中の右カーブにさしかかったところで、巨大な磨崖仏が姿を現す。凝灰岩に刻まれた磨崖仏は、顔の長さが3.3m、肩幅9.9m、明治期に発生された地震によって胸から下は崩落しているが、高さは16.5mであったという。寺伝によれば、磨崖仏は「前九年・後三年合戦の供養のため、源義家が馬上より耳弭で彫りつけたもの」とされている。磨崖仏の右側の窟に毘沙門堂が設けられ、毘沙門堂の前面には楕円形の池がある。ここが達谷窟である。

建築物の建設年代や磨崖仏の製作年代についての詳細な年代が比定できないようであるが、なによりも重要なのは、旅行者が平泉を目指すにあたって目印となるこの場所に達谷窟が存在することにこそあると思う。

達谷窟の前を走るこの道路は、12世紀における日本の北方領域の南北幹線道であった「奥大道」と推定されている。古今東西を問わず、道路の位置はさほど変化しないものである。そのため街道に沿って、旅行者の目印となるようなものが存在した。そうしたもののなかには、たとえば仏塔や街路樹などがある。

寺域の門前や都城の城壁の近く、また街道沿い建設された仏塔が境界の象徴や旅行者にとっての目印となる例は枚挙にいとまがない。ここでは、そうした例をいくつか紹介したい。

浙江省台州市天台県にある天台山の山麓に天台宗の開祖智顛が修業した国清寺がある。その寺域の門前には約60mの塔（六角九層）がそびえたつ。塔は隋代に建てられ、南宋期の増築とされる。その姿は遙か遠くからも視認でき、塔が後方に広がる天台山の入り口であることを示している。

前述した、遼の中京の内城南壁外の中央やや東よりには、高さ約80mの大塔（八角十三層）が、同じく中央やや西よりには高さ約二四メートルの小塔（八角十三層）が現存する。大塔は遼の道宗（耶律查剌在位1055-1101）の治世下において、小塔は金代において建立されたようである。さらに外城の南壁外西方には初層より上を欠く高さ約一四メートルの半截塔（八角塔式）が残っており、これは契丹時代

に建てられたものとされる（『資料集』109頁）。

同様に遼寧省の慶州城内には、重熙十八年（1049）に建てられた釈迦如来舍利塔、通称白塔が現存する。現在、白塔周辺には建物がないため、青空に輝く真っ白な塔はひととき印象深く、遼代仏教文化の代表的な建築物とされる（『資料集』110頁）。慶州については、『金史』卷二四、地理志、北京路、慶州に（『資料集』66頁）、

慶州。下、玄寧軍刺史。境内有遼祖州、天會八年改為奉州、皇統三年廢、遼太祖祖陵在焉。境内有遼懷州、旧置奉陵軍、天會八年更為奉德軍、皇統三年廢、遼太宗・穆宗懷陵在焉。北山有遼聖宗・興宗・道宗慶陵。城中有遼行宮、比他州為富庶、遼時刺此郡者非耶律・蕭氏不与、遼国宝貨多聚藏於此。戸二千七。県一。

とある。

白塔は興宗の生母である章聖皇太后（聖宗欽愛皇后蕭耨斤）が亡夫聖宗の追善を主目的として建立させたものである。「慶州白塔螭首造像建塔碑」には以下のようにある（『資料集』67頁）¹⁸。

南閩浮提大契丹国章聖皇太后特建釈迦仏舍利塔。自重熙十六年二月十五日、啓土開掘地宮、四月十七日、下葬舍利。積功至十八年六月十五日、及第七級、并隨級内葬訖舍利。当年七月十五日、於相肚中、安置金法舍利、并四面安九十九本椶陀羅尼及諸供具、莫不依法、臻至巖潔、安置供養。今具奉宣提点勾当職官員位姓名如後。

玄寧軍節度使檢校太師守右千牛衛上將軍提点張惟保

威勝軍節度使檢校太師勾当馬墀

威武軍節度使檢校司徒同勾当郭進

越州觀察使檢校司空提点錢帛孫素

閑廐使檢校右散騎常侍勾当工匠侯外安

右奉宸雜勾当李用和。前提轄使同勾当錢帛王懷信

慶州僧録宣演大師賜紫沙門蘊珪

慶州前僧録宣教大師賜紫沙門道清

慶州前僧録崇教大師賜紫沙門普勒

慶州僧判官善利大德沙門從教

塔主講法華上生經精修大德沙門守恒

塔主講經業論沙門巨峯

重熙十八年歲次己丑七月壬辰朔十五日丙午記。

まず本文前半で、重熙十六年（1047）二月から工事は開始され、十八年六月に完工したことを記し、加えて、法舍利・陀羅尼・備具の奉納を記す。後半に並ぶ人名は、建立に関わった官員の姓名・官職、そして僧侶の名前が列挙されている。ここには、現任の慶州僧録である蘊珪、前任の慶州僧録である道清と普勒、現任の慶州僧録判官である從教と、塔主である守恒・巨峯の六名の僧侶が列挙され、この建塔事業の事実上の推進者が蘊珪であったことを示している。

ここでは、寺域や都城の境界上に併設して仏塔が立てられている点に、注意を促したい。こうしたものは遠来の人の注意を引くため、いわば目印の役割を果たしていたといえる。達谷窟が平泉の入口となる要衝に立地しているその意味は重要である。

（4）寺院の経済的基盤としての骨寺村莊園遺跡

平泉町の中心部から西に12km離れたところに骨寺村莊園遺跡がある。骨寺村は中尊寺経蔵別当領とし

て12世紀初頭から藤原氏の滅亡を経ても、源頼朝に中尊寺領として安堵された。中尊寺には中尊寺経蔵別当領の範囲が描かれた「陸奥国骨寺村絵図」が残されている。絵図は「簡略絵図」と「詳細絵図」の二枚があり、なかでも注目されるのは、当然「詳細絵図」である。ここには、『吾妻鏡』に記された骨寺村の範囲、村内の河川や水田、建物はもちろん、「駒形（根）」（栗駒山）、「六所宮」（駒形根神社）、「宇那神社」等といった古代以来の信仰施設と、「骨寺（堂）跡」、「山王石屋」（山王窟）、「不動石屋」（不動窟）等といった仏教施設が詳細に描かれている。

ここでは寺院経済を支える寺領に関する資料を紹介しよう。

山東省にある靈巖寺は、泰山の西北麓、長清区の東南に位置する。北魏の正光年間（520-525）に、法定が本寺を創建したという。靈巖寺には金・元代のものをはじめとする数多くの石刻（石碑）が現存していることで知られている。そのほとんどが歴代の住持や要職にあった僧の事績を記した道行碑や墓碑であるが、このなかに寺田や荘園の所有権を主張した石刻がある。

たとえば、皇慶2年（1313）に立碑された「靈巖山門五莊之記」には以下のようにある（『資料集』85-86頁）、

自元貞年間、於塔宝峪口選吉地、刼建新莊一所、曰北莊也。建仏殿三間、内塑自在観音一堂全。伽堂一所、内塑閻王全。西房三間、穿井一眼遶莊、開荒地数頃有余、尽在寺家山場界至内。遂作一偈、出示諸人。偈曰、「置罷南莊置北莊、春秋普請好開荒。休辜壮志琛公老、祖父田園要主張。」独鶴泉、宜開田地、曰中莊也。水屋頭、開地栽桑、曰東莊也。覆井坡、可蓋新房、曰南莊也。中塢店西、曰西莊也。已上這五莊、只在靈巖產業界至内、起建永遠、贍濟常住、供給衆僧、不為無益、以示來者。他日百千年後、使諸人共知山門外有五莊在。

この石碑は、北莊を筆頭とする、中莊・東莊・南莊・西莊の五つの荘園の權益を主張するために立てられた石碑である。たとえば、北莊には内部に塑像を安置する仏殿が建設され、東莊では土地を開墾し桑木を栽培していたという。こうした土地から得られた収穫物を利用して仏寺は維持された。

山西省交城県に建立された玄中寺は北魏孝文帝（在位471-499）の延興二年（472）に建立された。浄土宗の先駆者である曇鸞が住持を務めたため、日本の寺院との交流も深い。唐代の史料になるが、「特賜寺莊山林地土四至記」は「四至記」とよばれる仏寺が領有した土地の境界を記した資料である（『資料集』97頁）。

時、大魏第六主孝文皇帝延興二年、石壁峪曇鸞祖師初建寺、至承明元年、寺方就。至太和十八年、本寺崇修大会、感甘露降、厥後帝遷洛陽、至十九年特賜寺莊、為夜飯莊子。東至大河、北夜叉嶺下、小河水心、大河。南至大橫嶺、東吳至龍港寨南、至武遂溝、掌石州、分水嶺。西至大河南、水松嶺、西吳、小溝子、大河北、五十嶺分水。北至左掩溝掌、後東海眼、西海眼為界。大唐德宗皇帝貞元十一年、營大会、甘露降、重賜。憲宗皇帝元和七年、復三賜、石壁寺至文谷、賜莊壹伯五十里有余。謹記。大唐長慶三年五月廿三日 本寺恵妙・恵志立石

この資料からは、交城・文水両県の西側に広がる広大な山林地を有していたことが分かる。

珍しい例として、寺院財産の具体的内容について記した「大護国仁王寺恒産之碑」を挙げる（『資料集』78-79頁）¹⁹。

……凡徑隸本院若大都等処者、得水地二万八千六百六十三頃五十一畝有奇、陸地三万四千四百一十四頃二十三畝有奇、山林・河泊・湖渡・陂塘・柴葦・魚竹等場二十九、玉石・銀鉄・銅塩・硝礬・白土・煤炭之地十有五、栗為株万九千六十一、酒館一。隸河間襄陽江淮等処提挙司提領所者、得水地万三千六百五十一頃、陸地二万九千八百五頃六十八畝有奇、江淮酒館百有四十、湖泊・津渡六十有一、稅務閘・壩各一、内外人戸、総三万七千五十九、実賦役者、万七千九百八十八。殿

宇為間百七十五、櫺星門十、房舎為間二千六十五、牛具六百二十八、江淮牛之隸官者百三十有三。
……

大護国仁王寺とは、元の大都郊外の高梁河の河畔に建設された王立寺院である。かねてからこの史料は知られており、「本碑はこれまで、元代の仏教寺院の寺領荘園について詳細に記した唯一の史料として注目されてきた」と評せられる²⁰。この史料によると、大都地区の寺産は、水地が28663頃51畝余、陸地が34414頃23畝余、山林・河泊・湖渡・陂塘・柴葦・魚竹等場が29箇所、玉石・銀鉄・銅塩・硝礬・白土・煤炭の地が15箇所、栗は19061株、酒館が1館あった。一方で河間・襄陽・江淮等にも所領を有し、水地が13651頃、陸地が29805頃68畝余、江淮の酒館は140館、湖泊・津渡は61箇所、税務閘・壩がそれぞれ1箇所、内外の人戸の総数は37059戸、そのうち賦役に当てられる者が、17988人、殿宇は175間、櫺星門10、房舎は2065間、牛具は628、江淮の牛で官属のものは133頭に及んだ。内容が詳細を極めてい
る点から、悉皆調査が行われたと考えられる。

絵図面のようなものが残されていれば、骨寺村荘園遺跡との直接的な比較が可能になるが、この時代でそうしたものは見出せない。ただし寺院経済を支えるものとして荘園があり、そうした点で共通性を見出すことができる。

おわりに

本稿では、「平泉——仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」を拡張するための対象遺跡を東アジアに比定すべく、筆者が編集に関わった『資料集』から、辺境に建設された都城、為政者の政庁・居館、境界を示す象徴、寺院の経済的基盤に関する資料の紹介を行った。

本稿は、あくまで作業段階に止まり、深い分析にまで及ぶことはできなかった。この点はこれから考察を深めていきたい。

本稿を通じて改めて考えるのは、都城平泉の帯びているその宗教性である。

漢族によって造営された中国歴代の都城のなかで仏教の色彩をまとうものはそれほど多くない。一方で、遼の上京や中京、そして元の大都是それが明快に打ち出されている。こうした点を意識したとき、境界の接点に位置するからこそ、ドグマを受容し、それを都市に何らかの形で忠実に表徴しようとしたのであろうか。この点を深く突き詰めることで、平泉のアジア、広くユーラシアにおける位置づけがより明確になるのかもしれない。

また、同質性にばかり目を向けるのではなく、異質なものを見出すことにより、平泉の特質も浮かび上がってくるであろう。本稿ではそこまでの検討に踏み込むことができなかった。この点は今後の課題としたい。

1 平泉に関わる先行研究をすべて挙げることは不可能である。本稿における平泉に関する知見は、主として〔齊藤2014〕にもとづく。本書からは多くの示教を得た。近年、アジア史のなかに平泉を位置づけた研究も公表されてきているが、代表的な研究として〔藪2013〕〔吉田2014〕を挙げるにとどめる。またこの点に関わっては、〔中澤2017〕から示唆を得た部分が多い。

2 以下の記述は、『資料集』61頁にもとづく。

3 契丹〔遼〕の研究動向については、〔飯山2010〕を参照。近年の研究成果として、〔荒川ほか2013〕がある。また、近年のまとまった著作として、〔藤原2015〕、〔高井2016〕が出版された。

- 4 この時期の国際関係については、[井黒2010] [井黒2013]、[廣瀬2014]、[古松2011]、[毛利2006] [毛利2008] [毛利2016] 等の研究を参照。
- 5 [河添2014] 109-110頁を参照。
- 6 [妹尾2006] 151頁を参照。
- 7 中京については、数多くの研究があるため、ここでは最新の研究として、[久保田2017] を挙げるにとどめる。当該の論文で引用されている研究文献も参照。
- 8 『遼史』地理志の注釈書として、[張・頼2006] が出版されている。
- 9 『契丹国志』は南宋の人である葉隆礼の著作とされる。宋人の遼に関わる著作を数多く引用している。元刊本にもとづく点校本（上海古籍出版社、1985年）が出版されている。
- 10 以上は『遼史』卷四八、百官志四、南面京官による。なお、『遼史』百官志のこの箇所には、東京・南京・中京に宰相府が設置されたとするが、[高井1996] によって否定されている。高井論文では、こうした『遼史』の記事の混乱の背景として、『遼史』が編纂された時期（すなわち元代）を勘案しなければならないと指摘する。なお、この点については、[康2010] も参照。
- 11 [河上1993] を参照。
- 12 『契丹国志』卷二二、控制諸国、四京本末等を参照。ただし[武田2005] は、中京の建設計画は宋との盟約を踏まえて建設されたという見方をしりぞけ、すでに宋との対応を事前に見越して計画がなされたとする。
- 13 [賈2004] 107頁を参照。
- 14 東向の理由について、[武田2009] は、北アジアの遊牧民族の伝統的観念にもとづく契丹の習俗に求める。
- 15 [賈2004] 66-67頁を参照。
- 16 以下は、[渡辺2017] 72-73頁にもとづく。
- 17 [高田2013] 192頁を参照。
- 18 この資料の理解は、[藤原2015] 22-26頁も参照。
- 19 この史料については、[中村2013] も参照。
- 20 [中村2013] 10頁を参照。

【参考文献】

- 荒川慎太郎・澤本光弘・高井康典行・渡辺健哉〔編〕 2013 『契丹〔遼〕と10～12世紀の東部ユーラシア』 勉誠出版
- 飯山知保 2010 「遼金史研究」 遠藤隆俊・平田茂樹・浅見洋二〔編〕『日本宋代史研究の現状と課題』 汲古書院
- 井黒忍 2010 「金初の外交史料に見るユーラシア東方の国際関係 ——『大金弔伐録』の検討を中心に」 荒川慎太郎・高井康典行・渡辺健哉〔編〕『遼金西夏研究の現在』 3
- 2013 「受書礼に見る12～13世紀ユーラシア東方の国際秩序」 平田茂樹・遠藤隆俊〔編〕『外交史料から十～十四世紀を探る』 汲古書院
- 岩手県教育委員会・一関市教育委員会・奥州市教育委員会・平泉町教育委員会〔編〕 2016 『アジアにおける平泉文化資料集』 岩手県教育委員会
- 河上洋 1993 「遼五京の外交的機能」『東洋史研究』 52-2
- 河添房江 2014 『唐物の文化史』 岩波書店
- 久保田和男 2017 「遼中京大定府の建設と空間構造——11世紀から13世紀における東アジア都城史の可能性」『東方学』 133
- 斉藤利男 2014 『平泉——北方王国の夢』 講談社
- 妹尾達彦 2006 「中国の都城とアジア世界」『シリーズ都市・建築・歴史（1）』 東京大学出版会
- 2016 「世界史の中の平泉」『歴史評論』 795
- 高井康典行 1996 「東丹国と東京道」『史滴』 18、のち高井2016に収録
- 2016 『渤海と藩鎮——遼代地方統治の研究』 汲古書院
- 高田英樹〔訳〕 2013 『世界の記「東方見聞録」対校訳』 名古屋大学出版会
- 武田和哉 2005 「契丹国（遼朝）の宮都に関する基礎的考察」『条里制・古代都市研究』 21

- 2009 「契丹国（遼朝）の上京臨潢府故城の占地と遺構復元に関する一考察」 荒川慎太郎・高井康典行・渡辺健哉〔編〕『遼金西夏研究の現在』 2
- 中澤寛将 2017 「北東アジアからみた平泉文化の特質」『平泉文化研究年報』 17
- 中村淳 2013 「元代大都勅建寺院の寺産——大護国仁王寺を中心として」『駒沢大学文学部研究紀要』 71
- 廣瀬憲雄 2014 『古代日本外交史——東部ユーラシアの視点から読み直す』 講談社
- 藤原崇人 2015 『契丹仏教史の研究』 法蔵館
- 古松崇志 2011 「十～十三世紀の多国並存時代のユーラシア東方における国際関係」『中国史学』 21
- 毛利英介 2006 「澶淵の盟の歴史的背景——雲中の会盟から澶淵の盟へ」『史林』 89-3
- 2008 「一〇九九年における宋夏元符和議と遼宋事前交渉——遼宋並存期における国際秩序の研究」『東方学報』 82
- 2016 「大定和議期における金・南宋間の国書について」『東洋史研究』 75-3
- 藪敏裕〔編〕 2013 『平泉文化の国際性と地域性』 汲古書院
- 吉田歆 2014 『日中古代都城と中世都市平泉』 汲古書院
- 渡辺健哉 2017 『元大都形成史の研究——首都北京の原型』 東北大学出版会
- 賈敬顔 2004 『五代宋金元人辺疆行記十三種疏証稿』 中華書局
- 康鵬 2010 「東丹国廢罷時間新探」『北方文物』 2010-2
- 張修桂・頼青寿 2006 『遼史地理志彙積』 安徽教育出版社

北東アジアの都市からみた平泉の特質

中澤寛将

はじめに

北東アジアは、内蒙古の南北に縦断する大興安嶺によりモンゴル高原とその東側の中国東北地方に区分され、さらに中国黒龍江省には小興安嶺、中国吉林省と北朝鮮の国境地帯には長白山（白頭山）に代表される長白山脈が延びる（図1）。これら3つの山脈に挟まれた範囲には東北平原が広がり、大興安嶺と小興安嶺の間を流れる嫩江下流域の松嫩平原、遼河周辺の遼河平原、中国黒龍江省東部の三江平原からなる。また、ロシア沿海地方及びハバロフスク地方の日本海沿岸にはシホテ・アリニ山脈が南北に

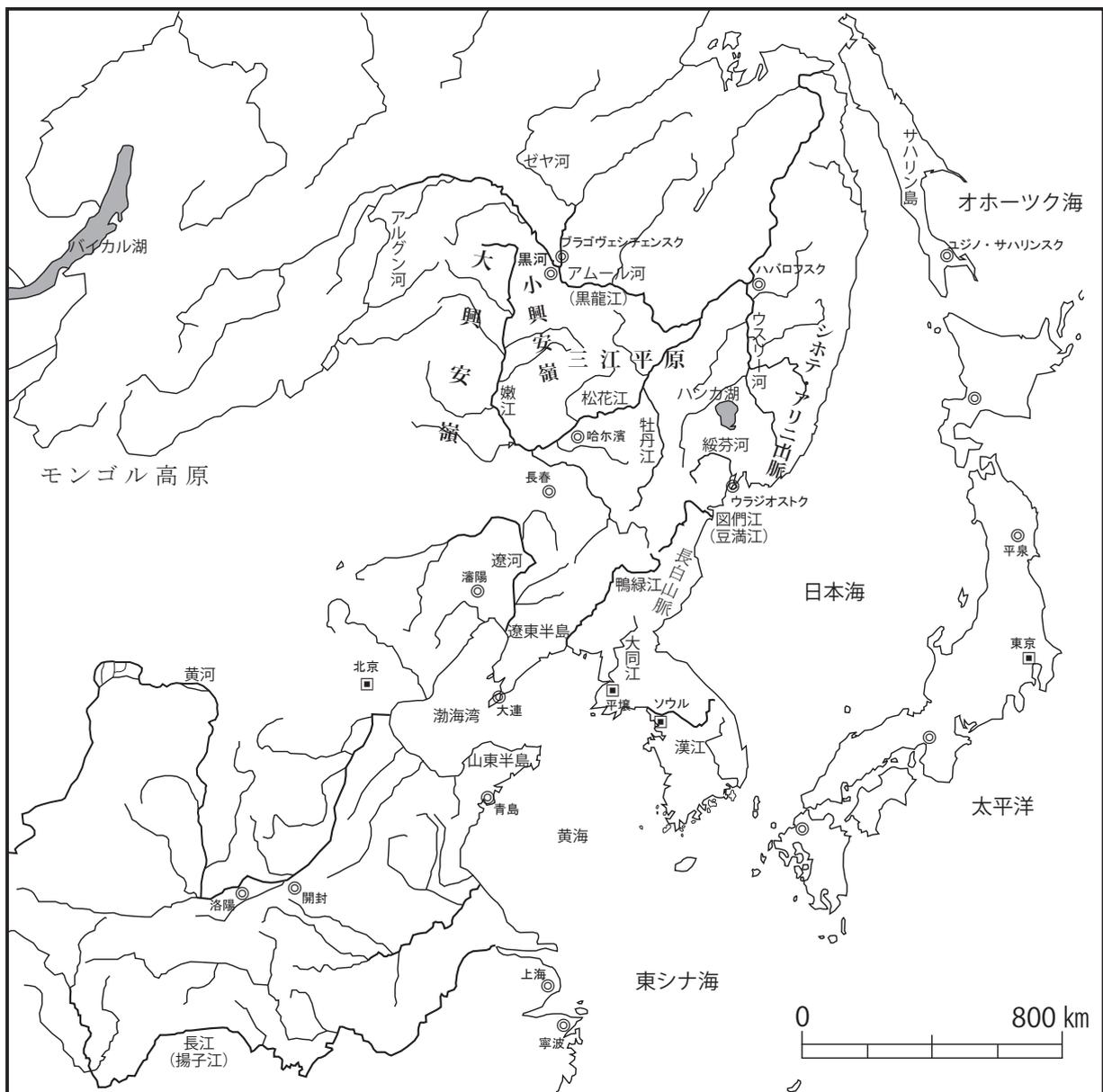


図1 北東アジアの地形と河川

延び、沿岸部と内陸部を分ける。おおむね、東北平原の南西部は草原地帯、その東部及び北部は森林地帯となる。

北東アジアの都市遺跡については、2014年に行われた「平泉の文化遺産」拡張登録に係る研究集会において、妹尾達彦氏や董新林氏が詳細な検討を行っている（岩手県教育委員会他編2015）。筆者は、前稿において、伝統的な生活基盤をもつ集団が居住した北方世界と国家による直接統治が及ぶ範囲との境界領域に寺院を伴う政治・経済拠点が形成され、この点で金上京のあり方と平泉が類似することを指摘した（拙稿2017）。

本稿では、北東アジアにおける寺院を伴う都市遺跡のうち、平泉と同時期に日本列島対岸地域に勢力をもった遼（916～1125年）、金（1115～1234年）及び東夏（1215～1233年）の都市を主な対象とし、その立地・構造等について検討し、北東アジアの視点から平泉の特質について考察する。

1 北東アジアにおける都市形成

（1）初期鉄器時代の城郭

北東アジアの都市は、土塁や堀（溝）で区画するのが一般的である。このような集落は、初期鉄器時代以降に顕著になる。松花江下流域の三江平原に展開した鳳林文化（魏晉南北朝併行）に属する鳳林城址は、ウスリー河に注ぐ七星河左岸の河岸段丘上に立地する（図2）。その規模は、面積120万㎡で、外城の城壁周長は6130mを測る（黒龍江省文物考古研究所2013）。城址中央部の第七城区を中心に、それを囲む第五・六城区、さらにその周囲に連結された複数の郭（第一～四城区及び第八・九城区）から構成される。第七城区は平面方形を呈し、城壁四隅には角楼を伴う。内部からは面積700㎡を超える建物跡が確認されている。第五城区と第七城区の平面形は、「回」字形を呈する。また、鳳林城址の南側には炮台山城址（山城）が存在する。これまで七星河流域では漢代から魏晉南北朝に併行する時期の遺跡が400か所以上確認され、この一帯は政治・経済拠点の一つであったと考えられる。

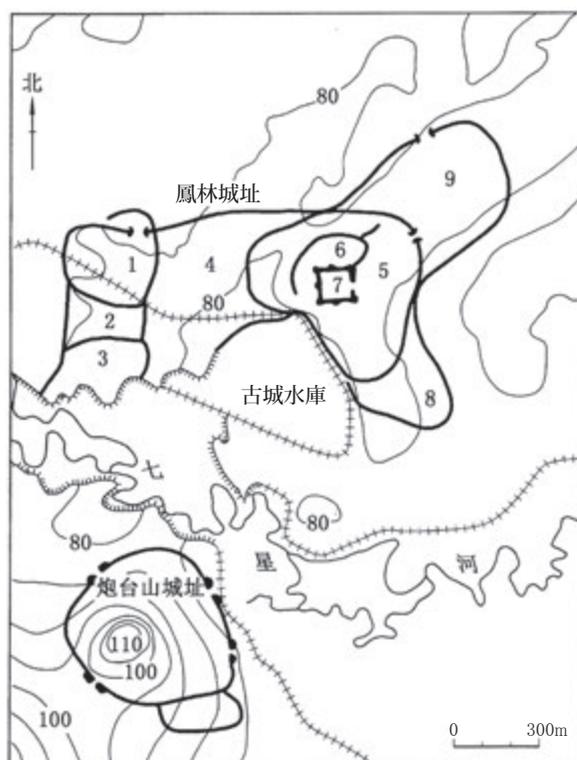


図2 鳳林城址と炮台山城址

（黒龍江省文物考古研究所 2013 「黒龍江省友誼鳳林城址 2000年発掘報告」『考古学報』2013-4 を一部改変）

（2）渤海の都城

鉄器時代に入ると、中国東北地方・ロシア極東地域では靺鞨文化が展開する。この文化の集落は沖積地に立地する平地集落と、丘陵端部に立地する高地性集落があるが、人口が集中し、計画的に町割りされた立地はない。7世紀末に渤海が建国されると、こうした集落に加え、城壁や堀で囲郭された平地城が登場する。平地城は沖積地や段丘平坦面に立地する。渤海建国当初は牡丹江上流域に置かれた「旧国」が中心となり、天宝中（742～756年）に「顕州」、そして天宝末（755年）に上京龍泉府に遷都される。

その後、貞元年間（786～804年）に上京の東南に位置する東京へ一時都が遷されるが、794年前後に再び上京に遷都される（図3）。渤海の都城遺跡は 唐長安の都城プランの影響を受けながらも、建物構造等に靺鞨や高句麗の伝統もみられる。領域内に複数の都を配置し、統治するというあり方は、後の遼や金にも受け継がれる。

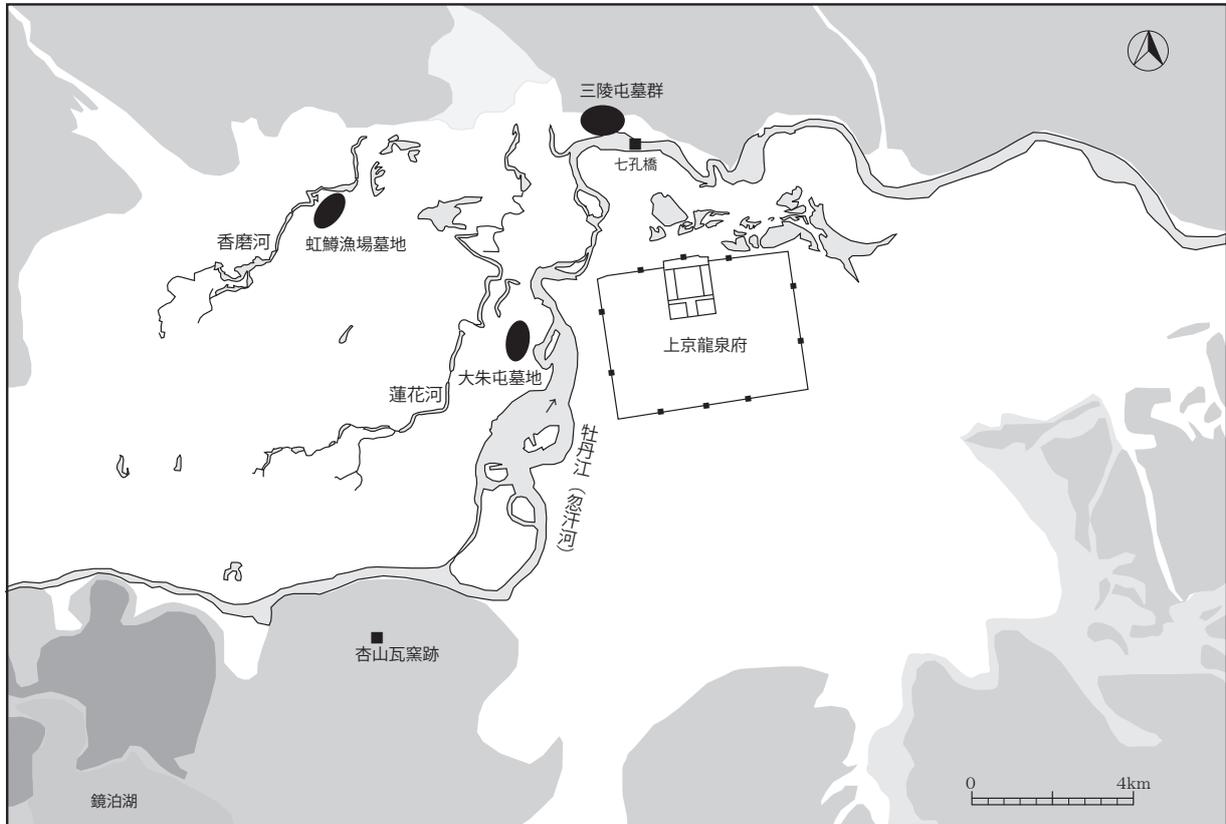


図3 渤海上京と周辺域

（黒龍江省文物考古研究所 2009『寧安虹鱒漁場』上巻・図1、Google earth を用いて作成）

渤海の上京・東京・中京は、いずれも河川流域の河岸段丘に立地する。平面形が方形を呈し、周囲は土塁で囲郭されている。遼・金代の都城と異なり、馬面・角楼・甕城などの防御施設はない。内部は外城・皇城・宮城の三重構造であり、皇城や宮城は外城の北寄り中央に位置する。外城南門から皇城・宮城に向かって中軸街路がのびる。城内には仏教寺院が配置される。上京では城内に7か所、城外に2か所の計9か所の寺院跡、東京に比定される八連城跡では外城推定域で3か所の寺院跡が確認されている。また、周辺には渤海王族や貴族・官人、一般庶民層の墓域のほか、瓦窯などの生産域もある。立地を考慮すれば、都城付近の河川に川湊等の経済拠点が存在した可能性もある。

一方、渤海の地方は府・州・県の行政区域に分けられ、行政拠点が設けられた。ロシア沿海地方や中国東北地方で確認されている平地城の多くがその拠点であったとみられる。地方の平地城は、渤海の都城遺跡とは異なり、河川流路や自然地形に影響されるため、必ずしも平面が方形にならない。渤海東京龍原府管轄下の「塩州」治所に比定されるクラスキノ城址のように、城内に官衙的な建物のほか、仏教寺院や手工業生産施設（金属・窯業など）が伴う場合もある。

2 遼代の都市と集落

北方遊牧民の契丹族が興した遼（契丹）では、上京臨潢府（内蒙古自治区巴林左旗）、東京遼陽府（遼寧省遼陽）、中京大定府（内蒙古自治区赤峰）、南京析津府（北京）、西京大同府（山西省大同）の五京が置かれた。特に、上京は遊牧民が草原地帯に造営した都城である。馬面・角楼・甕城など防御性の高い施設をはじめとする宋代の城郭の構成要素を取り込みつつ、2つの城郭を連結させるという特殊な平面配置は、金代の都城にも影響を与える。

（1）遼上京と周辺域

遼上京は、中国内蒙古自治区巴林左旗林東鎮に所在し、^{ウーリーチームレン}烏力吉沐倫河と^{バインゴル}白音戈洛河の合流点付近に立地する。城址は、白音戈洛河（沙力河）を境として、北側の皇城と南側の漢城の南北2つの城郭からなり、平面形が「日」字形を呈する（図4）。規模は南北約2.8km、東西約1.8kmで、面積約5km²となる。

皇城は、北西及び南西の角が内側に折れて隅切り状となり、平面形が不規則な六角形を呈する（図5）。外城と宮城から構成され、平面形が「回」字形となる。規模は北壁が約1485m、東壁が約1470m、西壁が約1850m、南壁が約1600mで、外周長は約6400mを測る。皇城南壁は河川の浸食により一部破壊されている。城門は、南壁を除けば、北壁・東壁・西壁の3面の中央に各1か所ある。いずれも甕城構造となる。漢城に接する南壁を除く北壁・東壁・西壁の3面に約80~100mの間隔で馬面がある。皇城内は、道路によって区切られ、官庁や邸宅のほか、孔子廟・仏教寺院・道観等の宗教施設や工房などが存在し、地表面で多数の基壇跡を確認できる。また、皇城の中央やや北寄りの丘陵地には、皇帝の宮殿が置かれた宮城が配置されている。宮城は平面方形を呈し、東・南・西の三面には門跡が各1か所ある。内部に



図4 遼上京皇城と宮城

（内蒙古文物考古研究所 1994「遼上京城址調査報告」『内蒙古文物考古文集』第1輯の図2、中国社会科学院考古研究所内蒙古第二工作隊他 2017「内蒙古巴林左旗遼上京宮城東門遺址發掘簡報」『考古』2017-6の図1・2をもとに作成）



図5 遼上京皇城と宮城

（中国社会科学院考古研究所内蒙古第二工作隊他 2017「内蒙古巴林左旗遼上京宮城東門遺址發掘簡報」『考古』2017-6を一部改変）

は宮殿跡と考えられる複数の基壇跡が良好に残っている。

近年、皇城とその中央やや北寄りの丘陵地にある宮城において発掘調査が行われている（中国社会科学院考古研究所内蒙古第二工作队他2015・2017 a・b）。発掘調査の結果、①宮城東門は基壇上に5間×2間の建物に3本の通路をもつ殿堂式城門であること、②皇城東門が「三門道過洞式城門」であること、③宮城南門・西門及び皇城西門・北門は通路が一本の「単門道過洞式城門」であること、④皇城東門から宮城東門まで至る道路が幅40mであるの対し、宮城南門の街路幅は20mとなること、⑤宮城内にある2つの大型宮殿跡が皇城東門の軸線上に位置することなどが確認され、遼上京の皇城は東向きであり、皇城及び宮城の東門が重要視されていたことが明らかとなっている。

一方、漢城では、現存高2～4 m程度の城壁が残るが崩壊の程度が著しく、馬面や甕城も確認できない。その規模は東壁1290m、西壁1220m、南壁1610mと推定される。漢城には漢人以外に渤海人や回鶻人が居住していたと推定されている。

このほか、城内外には陶磁器を生産した窯跡、城外には東方紅古城などの平面方形の平地城、上京北塔（宝積寺塔）や上京南塔（開悟寺塔）、弘法寺、開龍寺などの寺院・仏塔がある。また、上京から15～30km圏内の山中には遼代に建てられた石窟寺院が確認されており、真寂之寺・開化寺・平頂山雲門寺などが代表的である。

(2) 遼中京と周辺域

中京大定府は中国内蒙古自治区赤峰市寧城県に位置し、老^{ラオ}哈^ハ河北岸に立地する。遼朝全盛期の6代聖

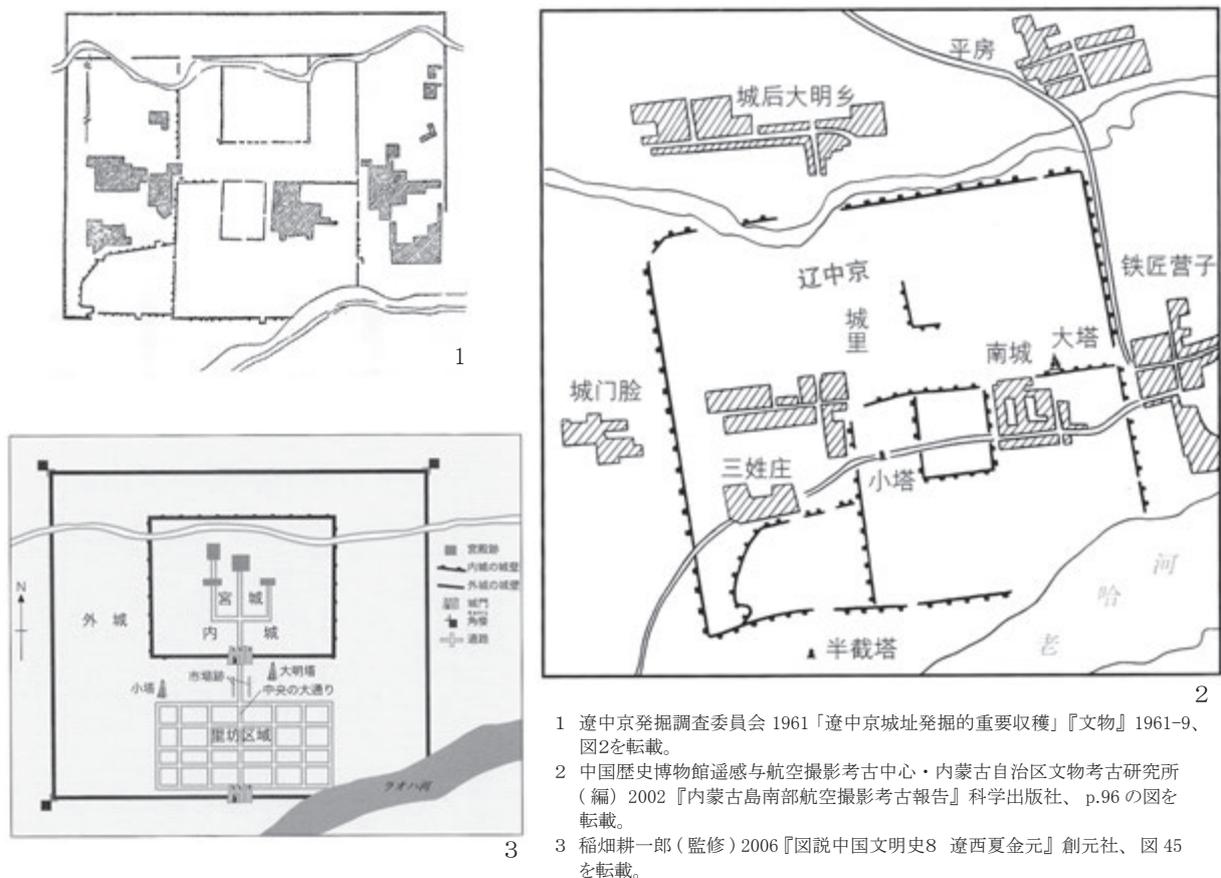


図6 遼中京平面図（縮尺不同）

宗耶律隆緒の1007年（統和25）に造営された都城である。城郭は外城・内城・宮城の三重構造であり、その平面形は「回」字形を呈する（図6）。外城は南北約3500m、東西約4200mの長方形を呈し、南壁中央に甕城を備えた城門（朱夏門）がある。

城内の構造については諸説あるが、外城中央やや北寄りに内城が位置し、その北辺に接して宮城が位置する。宗教施設として、外城南部に小塔、内城南壁の外側に大明塔がある。また、宋の路振の『乗輅録』によれば、「自朱夏門入、街道濶百余歩、東西有廊舎約三百間、居民列廛肆廡下。街東西各三坊、坊門相對」と記され、朱夏門から陽徳門を結ぶ中軸街路両側には市肆が存在していたことがわかる。発掘調査でも中軸街路に沿って「廊舎」遺構が検出され、その背後には坊墻の存在が確認されている（遼中京発掘委員会1961）。

包慕萍氏は、遊牧地域の城郭の重要な役割の一つとして経済的側面を挙げる。遼中京では、宮廷行事を行う重要な儀礼空間の中軸線となる中央大通り沿いに商店街が形成され、経済拠点としての性質をもっていた点を指摘されている（包慕萍2013）。

現在、城内は畑地として利用されている。城壁も良好に遺存しているが、構築土には多量の瓦片や土器・陶磁器類が混在しており、後世に幾度かの修繕が行われていたことが示唆される。

一方、遼中京造営後、城外では中京管轄下の州県が設置・整備された。中京を中心とする円周上に州城が配置され、城郭構造も一定の規格性がある（高橋2013）。

3 金・東夏代の都市と集落

12世紀初め、現在の中国黒龍江省阿城市付近に勢力を持った生女真の完顔阿骨打は、女真の統一を進め、1115年に金を建国した。その後、金は1120年に上京臨潢府、西京大同府を攻略し、1125年に遼、1127年に北宋を滅ぼし、現在の華北地域からロシア極東までを治めた。

（1）金上京とその周辺域

金上京は、女真族が契丹（遼）の影響を受け、金代早期に造営した都城である。金上京は、中国黒龍江省哈爾濱市阿城区に所在し、松花江中流域に注ぐ阿什河左岸、標高145～160m程度の河岸段丘に立地する（許2007、閻2007）。この地は、金を建国した生女真完顔氏の本拠地であり、阿什河流域は「按出虎水」と呼ばれた。上京会寧府は、1982年に第二批全国重点文物保护单位となり、現在も基壇をはじめとする建物跡や大量の瓦・土器類等がみられる。近年、黒龍江省文物考古研究所が比較的大規模な発掘調査を実施し、次第に城内の様相も判明しつつある。

金の初期には、「皇帝寨」を基礎として金上京の建設が進められ、1124年（天會2）に皇城内の宮殿建設が開始された。1138年（天眷元）には上京を都とし、

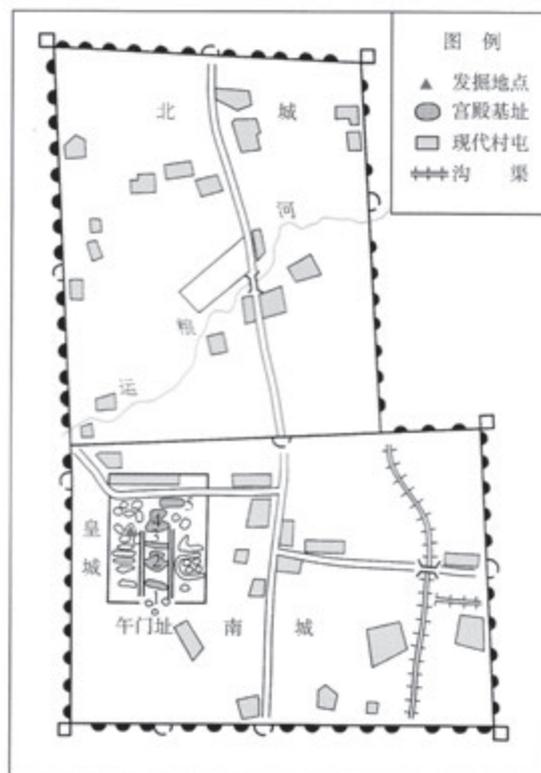


図7 金上京の内部構造

（黒龍江省文物考古研究所 2017「哈爾濱市阿城地区金上京皇城西部建築址 2015年発掘簡報」『考古』2017-6より転載）

会寧府が置かれた。その後、熙宗は宋の汴京にならって、1146年（皇統6）に再び皇城区域の規模を拡張している。1153年（貞元元）に4代海陵王が燕京（現在の北京）に遷都して中都とした。1157年（正隆2）には、上京の号を廃し宮殿・邸宅・寺院の破壊を命じた。世宗代になると上京の再建・修繕が行われる。1173年（大定13）に再び上京の号が復され、宮殿や寺院・城市等が再建され、陪都としての地位を確立する。

金上京は、南城と北城からなり、平面形がL字形を呈する（図7）。その規模は、城壁周長が約11km、総面積が6.28km²である。南城が女真貴族の居住域、北城が商工業域と考えられている（秦2004）。城壁には馬面・角楼などの防御施設を伴い、門は甕城である。城門は、北城では城壁各辺のほぼ中央に1箇所、南城では西壁北寄り及び東壁中央に各1箇所、南壁に2箇所存在する。北城南壁（南城北壁）の城門は、南城南壁中央にある城門の南北軸線上に位置する。また南城南壁の西寄りにある城門は、南城北西部に所在する皇城の南門（午門址）と南北軸線をあわせている。皇城は、南北645m×東西500mの長方形を呈し、周囲に城壁が巡る。皇城南辺の午門址の南北軸線上に基壇を伴う第1～第5宮殿が並ぶ。その東西両側に約380mにわたって通路が延び、その外側に多数の基壇跡が遺存する。

2015年に実施された皇城の西区中央部の発掘調査では、牆壁で方形あるいは長方形に区画された範囲内において3つの基壇建物跡（1号台基址（TJ1）、2号台基址（TJ2）、3号台基址（TJ3））が確認されている（黒龍江省文物考古研究所2017）（図8）。中心建物跡である1号台基址は、東西約41m×南北33mの平面十字形を呈する。基壇中央部では直径11～12mの円形状に巡る溝跡が確認され、その南側には出入口と推定される開口部がある。この周溝を中心として、その南部が「前庁」、北部が「后閣」、東西両側が「挟屋」となる。建物規模は東西7間×南北3間となる。基壇には排水施設である排水槽や散水、暖房施設と考えられるカマド状遺構も伴う。1号台基址は基壇東西両端に接続する牆壁によって区切られる。また、基壇南側には路面を長方形磚で舗装した通路（甬道）がある。このほか、1号台基址の北西部には「亭台（東屋）」と推定される2号台基址（東西10.1m×南北8.2m）、南西部には3号台基址の一部が確認されている。1号台基址は中国河北省の隆興寺にある北宋期の摩尼殿や大覚六師殿と類似する点が指摘されている（黒龍江省文物考古研究所2017）。

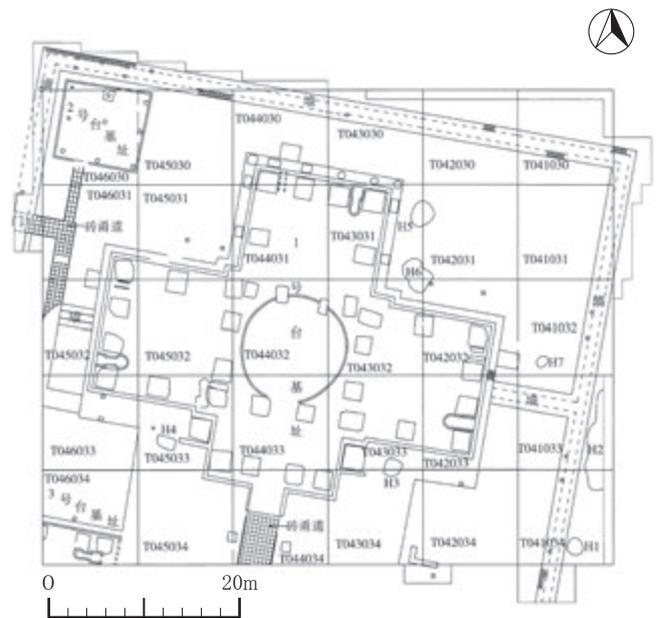


図8 金上京皇城北西部検出建物跡
 （黒龍江省文物考古研究所 2017 『哈爾濱市阿城地区金上京皇城西部建築址 2015年発掘簡報』『考古』2017-6 を一部改変）



図9 金上京と周辺域
 （新潟市歴史博物館 2009 『哈爾濱金代文化展』より転載）

金では、伝統的なシャーマニズムに加え、仏教・道教・儒教が信仰されていた。金上京には慶元寺、儲慶寺、興王寺、寶勝寺などの仏教寺院が存在した。金上京北部にある寶勝寺跡では寶宝大師塔銘志、阿城市老南門外で確認された墓碑からは「上京釈迦院尼臨壇首座賜宣徽大師法性」の葬送時期と場所を墨書した平瓦が出土している。このほか、城内外から小金銅仏等の仏像類も出土している。また、松峰山の太虚洞では承安4年（1199）銘をもつ道士曹道清碑も知られている。

一方、金上京周辺には、完顔阿骨打が拠点とした「皇帝寨」に比定される小城子遺跡、会寧府の前身にあたる「会寧州」治所と推定される半拉城子遺跡等の政治・行政拠点がある（図9）。いずれも、金上京が整備される前段階に機能した遺跡である。また、祭祀・儀礼施設として、祭祀場である「朝日殿」と考えられる劉秀屯金代大型宮殿基址、祭天壇址、社稷壇址、皇武殿址等がある。上京会寧府の西3.6 kmに位置する劉秀屯金代大型宮殿基址では、主殿（前殿）・過廊（渡廊）・后殿・正門・回廊からなる建物跡が確認されている。回廊は一辺184mの正方形を呈し、東南側の回廊中央に正門が位置する。正殿・渡廊・后殿は工字形に配置され、正殿は9間×5間、后殿は5間×2間の規模を有する。このほか、寺院跡（宝勝寺址）、陵墓（太祖完顔阿骨打陵址、長勝陵墓址）、墓地（双城村金墓群）、男像・女像が急崖に描かれた垂溝摩崖石刻などの遺跡が分布する。また、阿什河上流域は豊富な鉄資源に恵まれ、鉄生産関連遺跡が多数確認されている。

金上京では、城壁で囲まれた城内に政治空間・寺院が配置され、城外には政治・行政拠点、祭祀・儀礼、寺院、墓域、生産域がある。特に、阿什河流域やその合流点となる松花江中流域では、金代の城郭・集落・墓地遺跡が多数存在する。

（2）金中都と周辺域

1153年（貞元元）、海陵王が上京周辺の土地の貧しさや交通の不便さなどから、都を上京から南の燕京に遷し、中都とした。金中都は、明清期の北京城外の西南部、現在の北京市宣武区内に位置する。これまで北京大学や中国社会科学院考古学研究所等によって測量・発掘調査が実施され、平面プランの復元研究が行われているが、現状が市街地であるために全体像が判然としないところも多い。

金中都は、外城が南北約4500m、東西約4750～4900mの平面方形を呈する。宮城は城の中央部からやや西寄りに位置し、長方形を呈する。皇城はその南側に位置する（図10）。外城南門の豊宜門、皇城南門の宣陽門、宮城南門の応天門、宮城内の大安殿が南北軸線上に並ぶ。その軸線の最北端には遼代に造営された天寧寺塔が位置する。この塔は中都設計時の基準となり、都城形成において仏教と密接に関わっていた可能性が指摘されている（秦2004）。また、宮城周辺に園遊地が設けられ、城外には南郊壇など女真族の拜天習俗に由来する祭祀・儀礼施設、仏教寺院・道観などの宗教施設が存在した。中都は、上京とは異なり南北二城制を採用せず、平面形が「回」字形を呈した中国的な都城であるが、その造営にあたっては王権によって崇拝された仏教が意識され、女真独特の伝統的な習俗と融合しながら

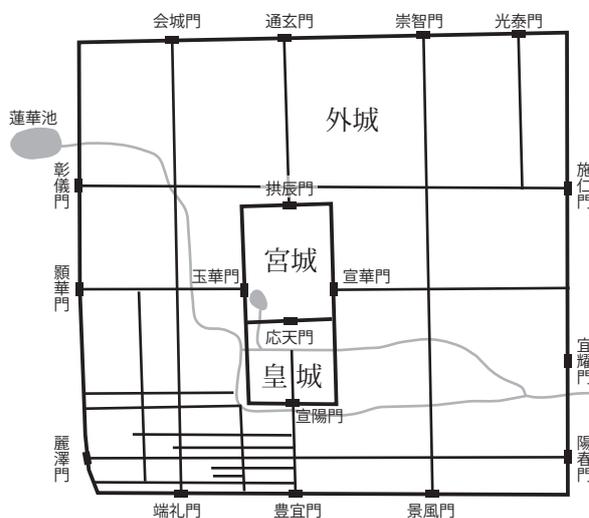


図10 金中都と周辺域

（秦大樹 2004『宋元明考古』の図7、稲畑耕一郎（監修）2006『図説中国文明史8 遼西夏金元』の図47をもとに作成）

ら形成されたことが示唆される。

(3) 東夏の都城とその周辺域

金の衰退期にあたる1215年（貞祐3）、遼東路宣撫使の蒲鮮万奴が遼東（遼陽）で自立し、大真国（後に東夏と改める）を建国した。その後、蒲鮮万奴は、この時期に力を強めつつあったモンゴルの勢力が希薄なロシア沿海地方方面へ移り、1233年（天泰9）に東夏がモンゴル・南宋連合軍に滅ぼされるまでの間、現在のロシア沿海地方及び中国黒龍江省・吉林省の一部、北朝鮮咸鏡南道以北を治めた。東夏領内には政治・行政上の拠点として三京が設置され、河川流域の丘陵地に多数の山城が建設された。上京はロシア沿海地方に所在するクラスノヤロフスコエ城址、南京は吉林省延吉市の城子山山城に比定する見解がある。いずれも山城であり、モンゴルの勢力拡大という社会的緊張を裏付ける。

クラスノヤロフスコエ城址は、恤品路の中心的な地域であるウスリースク市の^{スィフン}綏芬河右岸の丘陵上に立地する山城である（図11）。規模は面積180万㎡、城壁周長は約7kmを測る。城内は、外城・内城からなる（拙稿2012）。内郭が存在した可能性が指摘されているが、詳細は不明である。

外城では、東側の門から外城中央部にかけての緩斜面に居住域が広がり、暖房施設である炕を伴う建物跡が確認されている。第1号建物跡では、「天泰七年十二月」の刻字のある「耶懶猛安之印」が出土している。外城南東部に位置する内城は、南に南門が位置し、谷を挟んだ両側に金属生産工房などの生産域がみられる。また、内城で最も標高が高い中央部の平坦面に方形区画があり、礎石建物跡が検出された（図11の③）。その北側は斜面をテラス状に造成して平場を形成している。この場所では礎石建物跡が検出され、仏教系遺物である三鈷杵が出土した。また、周辺のテラスには倉庫群・居住域も広がる（図11の②・④）。内城西門付近には、高さ1～2mの版築土塁で方形状（20m×30m）に囲まれた区画がある（図11の①）。内部から炕付き建物跡が3棟確認されている。

城外には、金代に比定されるユジノ・ウスリースク城址やザパド・ウスリースク城址などの大規模な平地城が所在する。また、沖積地には、ダボラポーレ遺跡群、ザガラドナエ遺跡群など、数十ヶ所の村落遺跡や寺院遺跡がある（拙稿2013）。なかでも、綏芬河左岸の沖積地に立地するダボラポーレ8遺跡、綏芬河右岸の丘陵先端部に立地するスヴォロフスキー・ラゲリ遺跡では、獣面瓦・人面瓦や平瓦、鴟尾等が多量に出土し、官衙あるいは寺院跡が存在した可能性が示唆される。金代以降に集落数が急増するため、城址周辺の遺跡群はクラスノヤロフスコエ城址を支える機能を持っていたと想定される。



図11 クラスノヤロフスコエ城址

5 北東アジアの都市・集落からみた平泉の特質

(1) 北東アジアの都市の特徴 (表1)

【分布・立地】陸上交通路と河川の結節点や複数の河川の合流点付近など、交通の要衝に拠点的な平地城や山城が立地する。

【囲郭施設・平面形】城壁（土塁）及び堀によって囲郭される。遼・金・東夏の城壁や堀は渤海に比べて大規模化し、甕城・馬面・角楼といった防御機能を高めた構造となる。平面形は、渤海・遼・金の都城は方形を基調とする。特に、遼上京や金上京は南北二城制を採用する。一方、渤海や金の地方の平地城は、河川流路や自然地形に沿って城壁が巡る。この点は、地方支配が緩やかであったこと、平面形よりも政治・行政拠点整備という行為自体が重視されていたこと、交易などの交通路となる河川を重視したことなど、統治方法のあり方が都城とは異なっていた可能性が示唆される。

【空間構造】都城は皇帝の生活拠点である宮殿（政庁）を中心に、その周囲に官庁・寺院等からなる皇城（内城）、外側の外城により構成される。宮殿や皇城の配置場所は王権により異なる。渤海上京では北端中央部に宮殿・内城が位置する。遼上京では北城（皇城）のほぼ中央部に宮殿があり、東向きである。遼中京は、内城と外城の城壁が回字形を呈し、内城北部に宮殿が位置する。金上京は南城北西部に皇城が位置する。一方、クラスノヤロフスコエ城址をはじめとする東夏の山城は、谷や水源となる沢を包み込むように、緩斜面をテラス状に造成して平坦面を形成し、官庁・倉庫・工房・住居等の諸施設を計画的に配置し、平地城が備えた機能を担保する。

【仏教寺院のあり方】渤海上京・東京、遼上京・中京、金上京・中都の城内外に仏教寺院が存在した。また、金上京・中都では女真習俗に由来する拜天儀礼に関わる施設も城外に配置されている。

【周辺域の施設】都市周辺では墓域や寺院、都市を支えるための生産域がある。渤海上京・中京・東京周辺では渤海王族・官人・一般庶民層の墓域のほか、瓦窯などの手工業生産域も確認されている。遼上京周辺では貴族墓地や寺院、金上京周辺では墓域・祭祀場・生産域、東夏のクラスノヤロフスコエ城址周辺では貴族墓や集落遺跡、寺院跡の存在を示唆する瓦散布地が存在する。

表1 遼・金・東夏の都市遺跡の特徴

遺跡名	遼上京	遼中京	金上京	金中都	東夏上京
所在地	内蒙古・巴林左旗	内蒙古・赤峰	黒龍江省・阿城	北京城外	ロシア沿海地方
立地	河岸段丘	河岸段丘	河岸段丘	平坦地	丘陵
主要河川	パインゴール河	老哈河	阿什河	—	綏芬河
形態	平地城	平地城	平地城	平地城	山城
外城規模	南北約2.8km 東西約1.8km 面積約5km ²	南北約3500m 東西約4200m	城壁周長約11km 面積6.28km ²	南北約4500m 東西約4750～ 4900m	周長7km
構造	皇城・宮城・漢城	外城・内城・宮城	北城・南城・皇城	外城・皇城・宮城	外城・内城・内郭
平面形	南北二城制 (日字型)	回字形	南北二城制 (L字形)	回字形	—
宮殿域	北城(皇城)の中央	外城の中央北部	南城の北西部	外城の中央部	外城の南東部
基軸線	東西	南北	南北	南北	なし
宗教	仏教・道教・儒教	仏教・道教・儒教	仏教・道教・儒教	仏教・道教・儒教	仏教・道教・儒教
仏教寺院	○	○	○	○	△
城内生産域	窯業	不明	不明	不明	金属生産
城外生産域	窯業	不明	鉄生産	不明	不明
周辺域	平地城・寺院・仏塔・墓域	平地城・墓域	平地城・祭祀・儀礼、寺院、墓域、生産域	平地城・祭祀・儀礼、寺院、墓域、生産域	寺院・集落

(2) 平泉の空間構造

平泉は、東・北・南の三方を北上川・衣川・太田川、西は丘陵によって区切られた河岸段丘に立地する。清衡期には中尊寺と柳之御所遺跡を結ぶ道路を基軸として都市空間が構成され、基衡期に東西方向を軸とした街路が設けられ、その街路に面して宗教施設（毛越寺・観自在王院）が配置される（図12）。

柳之御所遺跡は、北上川右岸の河岸段丘に立地する、「平泉館」に比定される遺跡である。遺跡は、堀によって区画された堀内部と堀外部に分けられ、さらに西側の丘陵に高館跡が所在する。堀内部では、園池や大規模な四面庇建物跡をはじめとする多くの建物跡が検出され、多量のかわらけや国産陶器、輸入陶磁器などの遺物が出土している。また、堀外部では道路に沿う緩斜面を溝で区画し、その内部に建物跡などの施設を配置している。高館跡では堀頂部を囲郭する大規模な堀跡が確認されている。柳之御所遺跡は、行政的機能を持つ政庁域である堀内部、家臣団及び一族の屋敷地が展開したと考えられる堀

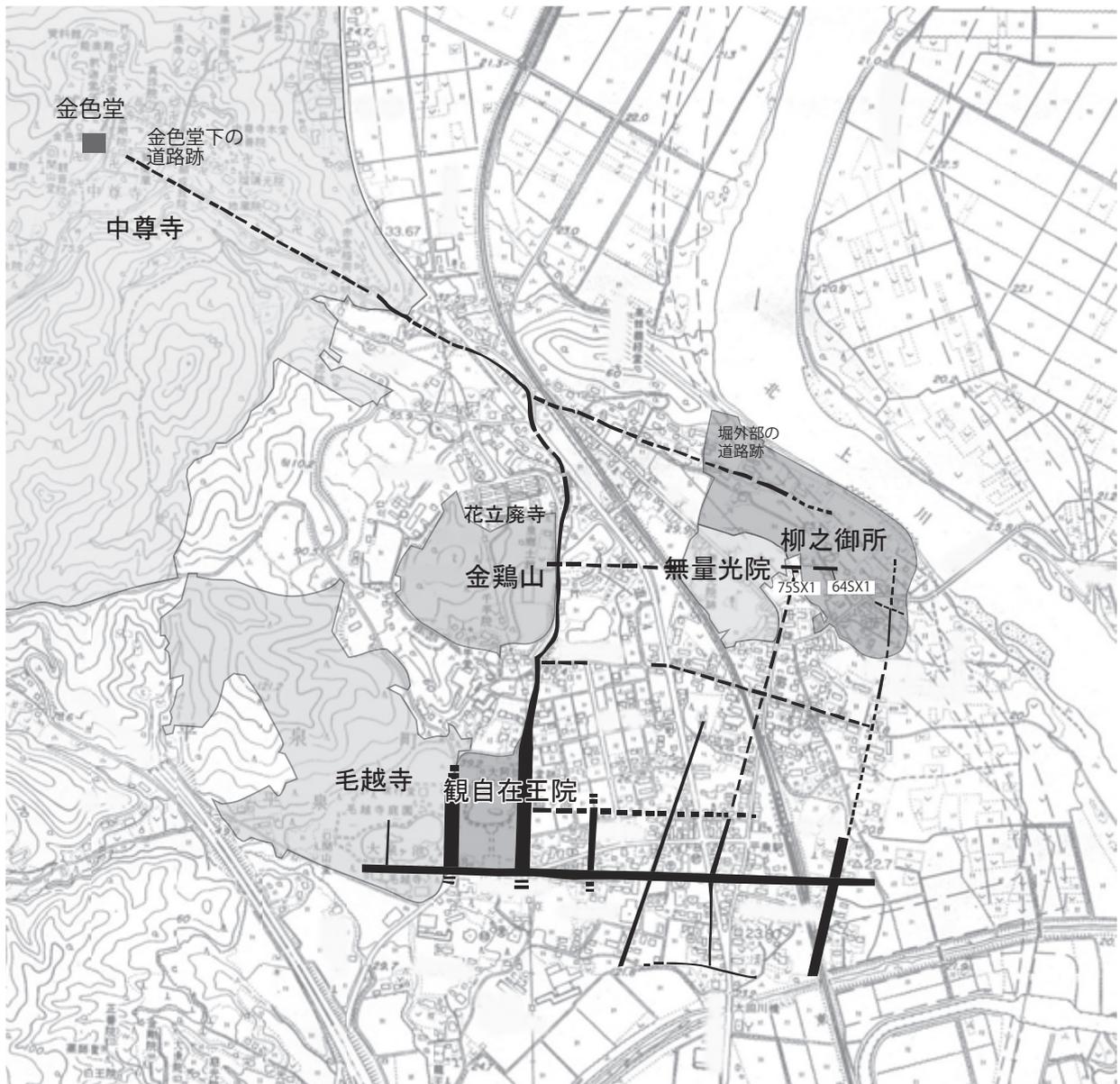


図 12 平泉の空間構成

(岩手県教育委員会 2017「柳之御所遺跡」
『奥州藤原氏が構想した理想世界』資料集より転載)

外部、宗教施設の可能性を持つ高館跡から構成され、それらが一体として機能した点に当該時期の政治拠点の特質があると評価されている（岩手県教育委員会2016）。そして、中尊寺と柳之御所遺跡は道路で結ばれたと想定されている。最近行われた遺跡北西部の発掘調査では、堀内部から続く道路跡の延長線上で土橋跡が確認され、柳之御所遺跡と中尊寺を結ぶ道路の存在を補強するものとなった。また、柳之御所遺跡と無量光院跡との間の猫間ヶ淵跡で橋状施設（75SX1）が確認され、政治拠点と宗教施設が密接な関係をもって機能していたことが考古学的に裏付けられている。

（3）北東アジアの都市からみた平泉の特質

- 河川流域に拠点を形成する点は共通する。渤海・遼・金の都市遺跡は城壁を伴うが、平泉では中心区域を囲郭する城壁や防御施設は存在しない。ただし、三方を囲む河川が境界及び防御の機能を果たしたことは十分に考えられる。また、遼上京の皇城南側や金中都の外城域では河川を取り込んでいる。柳之御所遺跡西側の猫間ヶ淵跡もこれに類似するものと捉えることもできる。
- 中心区域に政治・行政施設（皇城・内城）と宗教施設（寺院）が計画的に配置される点が共通する。渤海上京・東京・中京、遼中京、金上京・中都では南北方向を中軸とするのに対し、遼上京宮城や平泉は東西方向を軸とする。渤海・遼・金・東夏では政治・行政施設は方形プランを基本とするが、柳之御所遺跡は方形とはならない。
- 渤海・遼・金の城内外に寺院が配置されるのと同様に、平泉でも中心区域とその外側に宗教施設（達谷窟など）が配置されている。摩崖石刻が中心区域の周辺部に存在する点は、金上京周辺の垂溝摩崖石刻と共通する。
- 都城（都市）周辺に集落や墓域、寺院、都市を支えるための生産域が点在する点は共通する。
- 金上京及び平泉より北方の地域では、寺院を伴う政治・行政・経済拠点は形成されない。

おわりに

金上京は、北方諸民族による遼・金・元を通じて、最も北に位置する政治・行政・経済・宗教の拠点として機能した都市遺跡である。この場所は、地理的には亜寒帯の森林地帯で夏冬の温度差が非常に大きい大陸性気候であるが、農耕に適した黒土がある程度広がる。これより北の松花江下流域に広がる三江平原は氾濫原が大部分を占める。松花江は南と北の地域を結ぶ大動脈となり、上京が置かれた松花江中流域の哈爾濱市周辺はその拠点として適地であったとみられる。世宗代に上京の号が復され、宮殿や仏教寺院・城市等が再建された背景の一つとして、北方地域との交易・交流を行う上での拠点形成という経済的要因もあったと推測する。アムール河と松花江の合流点付近には大型の平地域が配置されている。金が華北を治める12世紀中葉以降、定窯や耀州窯などの中原産の陶磁器がこの地まで流入する（拙稿2012）ことから、松花江を通じた中継地として機能したことが示唆される。

一方、この時期、平泉では秀衡期に相当し、かわらけを用いた京都風の宴会が行われ、政庁・儀礼施設である「平泉館」、居住施設の「伽羅御所」、寺院である「無量光院」が一体となった複合的な施設が構成される。北奥地域でもかわらけや常滑産陶器が多くみられる時期に相当する。また、北海道厚真町の宇隆Ⅰ遺跡出土の常滑産広口壺も12世紀後半代と年代づけられている。

12世紀中葉以降、平泉と金では、共通して北方地域への意識・関わり方が変容した可能性がある。その背景を解明するには、北方地域の人・モノ・情報の動態についてさらなる検討が必要となる。

引用・参考文献

- 稲畑耕一郎（監修） 2006 『図説中国文明史8 遼西夏金元』 創元社。
- 岩手県教育委員会他（編） 2015 『アジア都市史における平泉』
- 岩手県教育委員会 2017 「柳の御所遺跡」『奥州藤原氏が構想した理想世界』 資料集。
- 臼杵 勲 2008 「北東アジアの仏教遺跡」 菊池俊彦・中村和之（編）『中世の北東アジアとアイヌ』 高志書院、pp.175-195。
- 臼杵 勲 2015 『東アジアの中世城郭—女真の山城と平城—』 吉川弘文館。
- 杉山正明 2005 『疾駆する草原の征服者—遼西夏金元』 中国の歴史08、講談社。
- 高橋学而 2013 「遼中京大定府の成立—管轄下の州県城から」『アジア遊学』 160、勉誠出版、pp.129-140。
- 玉井哲雄 2013 「日本都市史の構築—アジアを視野に一」『アジアからみる日本都市史』 山川出版社、pp.15-42
- 中澤寛将 2012 『北東アジア中世考古学の研究—靺鞨・渤海・女真』 六一書房。
- 中澤寛将 2013 「金・東夏代女真の集落構造とその特質」『白門考古論叢』 Ⅲ、中央考古会・中央大学考古学研究会、pp.241-257。
- 中澤寛将 2017 「北東アジアからみた平泉文化の特質」『平泉文化研究年報』 第17号、岩手県教育委員会、pp.37-52。
- 新潟市歴史博物館 2009 『哈爾濱金代文化展—12世紀の中国、北方の民族が建国する—』。
- 野上俊静 1953 「金帝室と仏教」『遼金の仏教』 平楽寺書店、pp.179-208。
- 包慕萍 2013 「13世紀中国大陸における都城構造の転換—カラコルムから元の大都へ—」『アジアからみる日本都市史』 山川出版社、pp.79-107。
- 鮑海春 2001 『金源文物図集』 哈爾濱出版社。
- 黒龍江省文物考古研究所 2013 「黒龍江省友誼風林城址2000年発掘報告」『考古学報』 2013-4、pp.539-575。
- 黒龍江省文物考古研究所 2017 「哈爾濱市阿城地区金上京城西部建築址2015 年発掘簡報」『考古』 2017-6、pp.44-65。
- 金宝麗 2008 「金上京地区佛教伝播発展情況考証」『金上京文史論叢』 第2集、中国文史出版社、pp.305-309。
- 内蒙古文物考古研究所 1994 「遼上京城址勘查報告」『内蒙古文物考古文集』 第1輯、中国大百科全書出版社、pp.510-536。
- 秦大樹 2004 『宋元明考古』 文物出版社。
- 許子栄 2007 「金代故都上京会寧府遺址簡介」『金上京文史論叢』 第1集、中国文史出版社、pp.121-129。
- 閻景全 2007 「金上京城址親査記」『金上京文史論叢』 第1集、中国文史出版社、pp.130-137。
- 趙永軍 2011 「金上京城址發現与研究」『北方文物』 2011-1、pp.37-41。
- 中国社会科学院考古研究所内蒙古第二工作队・内蒙古文物考古研究所 2015 「内蒙古巴林左旗遼上京宮城城牆2014年発掘簡報」『考古』 2015-12。
- 中国社会科学院考古研究所内蒙古第二工作队・内蒙古文物考古研究所 2017 a 「内蒙古巴林左旗遼上京遺址の考古新發現」『考古』 2017-1、pp.3-8。
- 中国社会科学院考古研究所内蒙古第二工作队・内蒙古文物考古研究所 2017 b 「内蒙古巴林左旗遼上京宮城東門遺址発掘簡報」『考古』 2017-6、pp.3-27。

壺の碑・外の浜風 ―地名が喚起するイメージ―

荒木優也

1、はじめに

歌に地名を詠み込むことには、どのような意味があるのだろうか。どのような効果があるのだろうか。そして、その効果はわれわれに何をもたらすのだろうか。

平泉と同じく伊達藩の領地であった松島には、「松島やああ松島や松島や」という松尾芭蕉〔1644-94〕が詠んだという句が伝わり、松島があまりにも素晴らしく言葉を失い、松島という地名を重ねて詠むしかなかったという解釈が人口に膾炙している。実際には芭蕉が詠んだ句ではないが¹、芭蕉といえどこの句を思い出す人も多いだろう。そして、この句が有名になった理由は、芭蕉の句と誤解して周知されたことにもあろう。ただし、これだけ広く知られた理由は、それに加えてこの句自体がもつ言葉の力によるところもあるのではなかろうか。具体的に言えば、松島という地名を出しただけで、絶景のイメージが浮かび上がるということだ。わたしたちは、地名を聞いたとき、そこに何かしらのイメージを付与させて受け止めているのではなかろうか。

特有のイメージがついた地名は、とくに歌枕と称される。伊達藩の文化政策として歌枕が用いられたことは知られるところである²。歌枕とは、「広義としては和歌に詠み込まれる歌ことばを、狭義としてはその歌ことばのうちの地名をさす。もともと広義として用いられていたが、平安時代末期から鎌倉時代初期にかけて、狭義として用いられるようになった。今日でも狭義として用いられるのが一般である」というのが一般的な理解であろう（『日本大百科全書（ニッポニカ）』「歌枕」）³。そして、歌枕は次のような効果をもたらす。

狭義の歌枕もまた、類型的な連想作用を促すことばとしての地名である。たとえば、「吉野」といえば桜か雪を、「龍田山」といえば紅葉を、あるいは「飛鳥川」といえば人の世の無常を連想させるように。もとより、はるか古代においては、地名はその土地の信仰と結び付いたことばであり、それだけに歌にも多く詠み込まれた。時代とともにその信仰は薄れたが、詠み継がれてきた歌としての伝統を顧みるところから、前記のような共通の連想作用を促すことばとしての歌枕が成立するようになった。（同上「歌枕」）

この項の執筆者である鈴木日出男氏は、さらに「王朝の和歌は、そのような類型的なことばを表現の基盤に据えながら、しかも個別的な叙情性が発揮できるように仕組まれていた」（同上）と指摘している。集団の記憶に個人の記憶が重なるところに個々の感動や歌は成立するのである。そうしたとき、それが重なりやすいことは歌を享受しやすくする重要な評価基準となるだろう。そういった意味では、芭蕉に仮託された「松島や」句はもっともそれが重なりやすい希有なありかたであると考えられる。つまりは、「松島」という単純な繰り返しのみで特定の感情を示す言葉がないために、そこには個々の感情を入れる余地が認められるのである。また、それを支える背景として今日まで日本三景⁴と呼ばれる絶景とそのイメージがあること、加えて芭蕉が訪れたというイメージが加わり、この句が広く知れ渡ったのかもしれない。

さて、実際の芭蕉も『奥の細道』の旅においては松島を訪れている。この『奥の細道』の旅は、西行〔1118-90〕の五百年遠忌が1つの契機になっており、途中で松島を訪れたことも西行に仮託された説話集『撰集抄』のなかに松嶋の上人が出てくると無縁ではなかろう⁵。その西行は、松島では歌を詠んでは

いないが、2度陸奥を訪れている。西行の家集『山家集』には陸奥を詠んだ次の歌が収められている。

陸奥^{むつおく}の奥ゆかしくぞ思ほゆる壺^{いしぶみ}の碑外の浜風（『山家集』雑・1011）⁶

当該歌の上三句では陸奥の奥が「ゆかし」、すなわち興味深く、さらに見たく知りたくなつたと詠み、下二句で「壺のいしぶみ碑外の浜風」と地名を並べている。むしろ地名を並べただけと言ってもいいかもしれない。つまりは、表面上の言葉としてはただ単に、「壺の碑」「外の浜風」が見たいと言っているだけであり、ある意味ではさきの「松島やああ松島や松島や」に「ゆかし」をつけただけと言ってしまうてもよいかもしれない。では、〈松島〉ならぬ〈壺の碑〉〈外の浜〉にはいったいどのようなイメージが付与されているのだろうか。それらを明らかにすることで、西行が当該歌にどのような効果を獲得したかを明らかにしていきたい。

2、外浜というイメージ

まずは、〈外の浜〉のイメージについて見ていこう。

『吾妻鏡』文治五年〔1189〕九月二十七日条には以下の記事が確認される。

二十七日 甲申 二品安倍ノ頼時〈本ノ名ハ頼義ナリ〉衣河ノ遺跡ヲ歴覽シ給フ。郭土空シク残り、秋草鎖スコト数十町。礎石何クニカ在ル。旧苔埋ムコト百余年、頼時国郡ヲ掠メ領スルノ昔、コノ所ヲ点ジ、家屋ヲ構ヘ〈略〉八人男女子ノ宅、簷ヲ並ベ、郎従等ガ屋、門ヲ囲ミ、西ハ白河ノ関ヲ界シ、十余日ノ行程タリ。東ヲ外浜ニ抛ルカ。

（廿七日 甲申 二品歴覽安倍頼時〈本名頼義也〉衣河遺跡給郭土空殘、秋草鎖兮數十町礎石何在舊苔埋兮百餘年、頼時掠領國郡之昔、點此所、構家屋、〈略〉八人男女子宅並簷、郎従等屋、閨門西界於白河關、爲十餘日行程東據於外濱乎）

源頼朝が安倍頼時の遺跡を訪れる場面で、「西は白河の関を界し、十余日の行程たり。東を外浜に抛るか」とその支配領域をさしているようだ。また、〈外の浜〉には、境界・辺境としてのイメージもある。大石直正氏は、「外が浜・夷島考」において以下のように述べている。

日本中世国家の東の境界は、陸奥国の外が浜であり、その先の夷島は境界の外に位置づけられた特殊な領域であった。境界の地たる外が浜とその外に位置づけられた夷島は、国家的な犯罪人をはじめとして、国に害を為すものを追却するところであった。そこには境界についての呪術的観念の存在がうかがえるが、それは中世的な領域の形成を前提とし、それを包括する中世国家の成立とともに生まれたものと考えられる。⁷

境界・辺境として捉えると共に「国に害を為すものを追却するところ」「呪術的観念」という言葉でそのイメージを捉えている。また、最近では杉山和也氏が特に文学作品に出てくる「外浜」の用例を集めて分析し、次のように結論づけた。

津軽の一地名であった「外の浜」は、十二世紀には東の最果てと認識される傾向を強めて行った。これにより、「夷島」や「津軽」などと並んで、災厄を追却する境域としての観念的役割を負う地名の一つとなる。⁸

「災厄を追却する境域」「観念的役割」と大石氏の論を踏襲する形で文学史上における〈外の浜〉のイメージを明らかにしている。先行研究では、外浜は辺境であるとともに、観念的な場所である、つまりはイメージによって規定されている地名であるということが理解できよう。ただし、西行の詠作時点では、そのイメージに完全に固定されているのだろうか。

「外浜」の地名自体は、漢籍由来の可能性が考えられる。『詩経』小雅・谷風之什・北山には「率土の

濱」という言葉が見いだせる。

溥天の下 王土に非ざる莫し 率土の濱も 王臣に非ざる莫し
(溥天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣)

新釈漢文大系の現代語訳では「大いなる天の下、王の土地でないところはない。地の続く極みまでも、(そこに住む人は誰一人として) 王の臣でない者はいない」と「地の続く極み」として「率土之濱」を解釈している⁹。「率土之濱」の語は、日本においても享受された痕跡がみえる。たとえば、『日本書紀』推古天皇十二年四月三日条「十七条憲法」の十二条には「率土の兆民は、王を以て主とす(率土兆民、以王為主)」と用いられ、また『藤氏家伝』鎌足伝にも以下のように見られる。

大臣対へて曰はく、「普天の下、王土に非ぬは莫く、率土の濱、王臣に非ぬは莫し」といふ。
(大臣対曰、普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣也)」

この『詩経』の「率土之濱」について、大石氏は影響があったとは言い切れないと慎重を期しているが、その影響の可能性は考えておく必要があるだろう。この東北の地では、漢籍由来の地名がいくつか認められるようだ。たとえば、伊藤博幸氏は「平泉思想」と藤原清衡」において次のように指摘する。

わが国平泉地名のルーツは、中国盛唐の李德裕(787-849)の別業、平泉山荘に行き着く。これは、すべての研究者に共通する認識である。〈略〉中国での平泉伝承は古く周代にまで、遡り、伝説上の聖山崑崙山の頂上にあつて、仙人が住む理想郷であつた。後にさまざまに展開する平泉思想の原型はまさにここにあるといえよう。¹⁰

漢籍から喚起されるイメージから平泉が展開するということであり、このことと勘案すると〈外の浜〉にも漢籍との関係も見いだせるだろう。

したがって、辺境のイメージとしてまず捉え、そこから様々なイメージが展開することから始めなくてはならないだろう。それでは、外浜には「国に害を為すものを追却するところ」以外にどういったイメージがあるのだろうか。実はその1つに仏教的イメージがあげられる。

『吾妻鏡』文治五年[1189]九月十七日条には以下の記事が認められる。

清衡、六郡ヲ管領スルノ最初ニ、之ヲ草創ス。先ヅ白河ノ関ヨリ、外ノ浜ニ至ルマデ、二十余箇日ノ行程ナリ。其ノ路一町別ニ、笠率都婆ヲ立テ、其ノ面ニ金色ノ阿弥陀ノ像バカリヲ図繪ス。
(清衡、管領六郡之最初、草創之先自白河關、至于外濱廿餘箇日行程也。其路一町別、立笠率都婆、其面圖繪金色阿弥陀像計。)

「白河関」は、そこを越えれば陸奥国のため、辺境・境界のイメージを持つ。そして、その「白河関」から「外浜」までが境界として示されている。注目すべきは、その道の一町ごとに阿弥陀如来が描かれた笠卒塔婆がたてられていたということである。ここでは、〈外の浜〉に辺境というイメージと笠卒塔婆という仏教的イメージが読み取れよう。さて、辺境と仏教という2つのイメージを考えると、清衡の「中尊寺建立供養願文」が思い出される。

きやうがい ほんすう
徹外の蛮陬たりと雖も、界内の仏土と謂うべし。(雖為徹外之蠻陬、可謂界内之佛土矣。)

「徹外」とは国外・塞外を、「蛮陬」とは野蛮で辺鄙な土地を意味する言葉である。ここでは、「徹外」と「界内」、「蛮陬」と「仏土」という相反する認識が見られる。

このように、西行の詠作時点では〈外の浜〉に対する2つの認識(辺境と仏土)が認められるのではなかろうか。では、〈壺の碑〉はどうだろうか。

3、壺の碑というイメージ

平安末・鎌倉初期の歌人・歌学者顕昭は、歌学書『袖中抄』を著し、難解な歌語・歌枕を抄出・解釈している。その巻十九に「いしぶみ」についての記述が認められる。

いしぶみやけふのせばぬのはつはつに逢ひ見てもなほあかぬけさかな

顕昭云、いしぶみとは陸奥のおくに、つものいしぶみあり。日本の東のはたと云へり。但田村將軍征夷之時、弓のはずにて石の面に日本の中央のよしを書付たれば、石文と云と云へり。信家侍従の申ししは、石の面、長さ四五丈許なるに、文をゑりつけたり。其所をばつほと云と云々。それをつもとはいふなり。

ここでは「つものいしぶみ」とあるが、後半で「つもとはつほといふなり」とあるから、「壺の碑」のことではよからう。また、「いしぶみ」について語ったという信家はその娘が藤原秀衡妻・泰衡母であるため、この話に信憑性をもたせている。この顕昭の記述によれば、歌枕「壺の碑」には「東のはて」と「日本の中央」という相反する認識が認められる。さきほど外浜にも見えた相反する認識とも似ている。

さて、このように壺の碑は歌枕として都でも知られたようだ。では、実際どのように歌には詠まれたのだろうか。西行と同時代、もしくはその少しあとの時代の壺の碑を詠んだ歌をいくつか取り上げ、壺の碑から喚起されるイメージを確かめてみよう。

まず、距離が遠く隔たるイメージのものが認められる。建久四年〔1193〕に藤原良経の主催で行われた『六百番歌合』（藤原俊成判）では、以下の歌が出詠されている。

十六番 左 顕昭

思ひこそ千島の奥を隔てねどえぞ通はさぬ壺の碑（『六百番歌合』恋五・871）

右勝 家隆

思ひやる心いくへ幾重この峰越えて信夫しのぶの奥を尋ね入るらん（『六百番歌合』恋五・872）

同前（左右共に、不難申）

判云、左の「千島」、古く言ひ馴れても覚え侍らぬにや。右の「信夫の奥」は、聞き馴れて宜しく侍るべし。又、以右為勝。

左歌が、先ほど確認した『袖中抄』の作者顕昭の歌で、「壺の碑」を詠み込んでいる。「えぞ通はさぬ」は「え～ぬ」で出来ないの意味を示し、それに「蝦夷」が掛けられている。したがって、下二句は「（壺のいしぶみならぬ）文、手紙を通わすことが出来ない」の意味となる。加えて、ここでは「えぞ」が掛詞になっているのと同様に「壺の碑」が「文（手紙）」と掛けられている。さて、この「壺の碑」は、上三句「思ひこそ千島の奥を隔てねど」から導き出されており、「千島の奥」で「壺の碑」があったあたりを示す。しかし、その意図に対して、判者の藤原俊成はその判詞で「古く言ひ馴れても覚え侍らぬにや」と歌の言葉としては言い慣れないとし、それに対して右歌の「信夫の奥」が聞き慣れた言葉であると評価して勝とする。考証癖のある顕昭らしく「壺の碑」と所を近くする「千島」を歌に詠み込んだわけだが、新大系が注で「〔千島〕は、古くは歌材にならなかったのではないか」¹¹と指摘するように、言い慣れた聞き慣れた言葉を大切にす俊成の評価基準からすれば歌には似つかわしくない表現意図だったようである。ともあれ、この上三句の「あなたへの思いは遠い千島の更に奥であっても遠くはないけれど」と距離が遠く隔たるイメージから導き出されて、「壺の碑」の言葉が導き出されていることは確かである。

また、境界のイメージも「壺の碑」には認められる。西行と同時代の歌人である寂蓮は次のような恋歌を詠んでいる。

百首歌

寂蓮法師

みちのおく壺の碑ありと聞くいづれか恋のさかひなるらん（『夫木和歌抄』雑・「文」15077）

「陸奥には壺の碑があると聞かすが、どこが恋文が届く境なのだろうか」（拙訳）と解釈できるように、壺の碑から境がイメージされている。また、さきの顕昭の歌と同様に、「いしぶみ」から「文」、それも恋文が想起されている。これは顕昭の恋歌と表現の認識が共有されている。

また、仏教的イメージが詠まれた歌も確認できる。

述懐百首のうちに

石ぶみやつかろの遠^{をち}に有り^{をち}と聞くえぞ世の中を思ひ離れぬ（『清輔集』雑・389）

「碑は津軽の遠方と聞いている蝦夷にあるが、その蝦夷ではないが、とても私は世の中を思い切れないでいる」（新注和歌文学叢書、現代語訳¹²）と出家に思い切れない迷いを詠む歌のなかに「いしぶみ」が詠み込まれている。作者の藤原清輔は、顕昭の義兄にあたり同じ六条藤家の家学（歌学）のなかにその和歌も歌学も位置づけられる。したがって、〈壺の碑〉のイメージもある程度は共有されており、そこにさらに人生の懊悩を詠み込むことが加えられたわけである。もちろん、それは『述懐百首』という述懐をテーマにした百首歌だから詠まれたのに加え、恋の歌材となっていたものが述懐の歌材としても応用されていく当時の流れとも軌を一にするだろう。ただし、ここに仏教的イメージが加味されている事実は重要であろう。こういったイメージの累積が土地の記憶を作り出していくと考えられるからである。

仏教的イメージは、西行の和歌の後継者ともいべき慈円の歌になると、さらに鮮明になってくる。慈円は平安末・鎌倉初期の天台僧であり、天台座主を四度まで務めた高僧であるが、その和歌は後鳥羽院が「大僧正は、おほやう西行がふりなり。すぐれたる歌、いづれの上手にも劣らず。むねと珍しき様を好まれき」¹³と評しているように、西行の影響がきわめて濃い歌人である。

厭離欣求百首中被取替三十五首

みちのくの坪の石ぶみ行きてみんそれにも書かじただまどへとは（『拾玉集』第4・4561）

題の「厭離欣求」とは「厭離穢土欣求浄土」の略で、苦悩に満ちる穢れたこの世を厭^{いと}い離れ、浄土（仏の世界）を心から願うことを言う。対する歌は、和歌文学大系で「壺の碑にだって、（私の状態のように）ひらすら思ひ惑ひなさいとは書かれていないであろう（自己の混迷の深さを誇張して表現）」¹⁴と解釈するように、清輔と同様な述懐の要素が認められる。それとともに、ここでは仏教的観念さえも書かれたものとして壺の碑が捉えられていることは重要であろう。

以上のことから、〈壺の碑〉〈外の浜〉には、辺境のイメージと共に仏教的イメージが含まれる可能性のあることが明らかであろう。

4、風というイメージ

以上、〈壺の碑〉〈外の浜〉という2つの土地のイメージを確認してきたが、地名だけでは陸奥の歌枕へのあこがれを読み取るだけで良いのかもしれない。ただし、当該歌に「奥」という言葉が詠まれていることはさきに考察したイメージの両義性、多義性がその背景にあることを示唆するものであろう。寺島恒世氏は歌語「奥」について以下のように指摘する。

そもそも「奥」は、方向でも場所でもない不可視、さらには不可知な、限定不能の〈どこか〉を指す、元来多分の曖昧性を包含したことばである。これが「奥山」となれば、山を限定することによって、安定した語に落ち着くのに対し、「奥」のまま放置されると不安定なことばであり続けるのである。¹⁵

不安定だからこそ、心ひかれる。未知だからこそ心ひかれる。そういったイメージを持つ言葉として〈奥〉があったようだ。また、西行が平泉から見える「束稲山」を詠った歌（『山家集』雑・1422～44）にも「奥」の言葉が使われており、そこには未知なるものに対するあこがれが読み取れることは以前に論じた。

束稲山を詠むことは、仏教の深奥を探求する〈吉野の奥〉のイメージと束稲山とを重ね合わせ、共振させることにより、平泉一帯を聖地「仏国土」として捉え、実感する行為であったことを明らかにした。それは言い換えれば、山が本来から持つ聖性という未知性に、吉野の持つ聖性という未知性を重ねることによって共振させ、仏教的イメージを表出させる行為でもあった。¹⁶

これらを勘案すれば、当該歌も「奥」の言葉があるため、不安定さや未知性が生じている可能性が考えられる。そして、もう1つ注意しておきたい言葉がある。それは第五句目が「外の浜」ではなく、「外の浜風」だということだ。

「風」という言葉を見てみると、一緒に詠まれた歌材との関係性からその捉えられ方は変わるようだ。たとえば花との関係性のなかで詠まれた場合は、〈風〉は厭われるものとして詠まれる。

西行もそういった歌を詠んでいる。たとえば次のような歌がある。

ゆめのうちのちるはな
夢中落花といふことを、さきのさいるん
前斎院にて人々読ける

春風の花を散らすと見る夢は覚めても胸の騒ぐ成けり（『山家集』春・139）

ただし、同じ花でも梅では次のように詠んでいる。

嵯峨に住けるに、道を隔てて房の侍りけるより、梅の風に散りけるを

ぬし
主いかに風渡るとていとふらんよそにうれしき梅の匂ひを（『山家集』春・38）

これは、菅原道真の「東風ふかば匂ひおこせよ梅の花あるじなしとて春をわするな」（『拾遺抄』雑上・378）や紀貫之の「春の夜の闇はあやなし梅花色こそ見えぬ香やは隠るる」（『古今和歌集』春上・41）からもわかるように、梅を詠むときの主題として重きを置かれるのがその色よりも香りにあることによるだろう。このように、その取り合わせによって風の位置づけは変わるが、一方で西行の当時には次のような傾向もある。

『後拾遺集』の頃から「身にしむ風」が、また〈略〉『新古今集』の頃から、荒廃した所に吹く風が多くなり、和歌に詠み込まれた風は、人間の心情とのかかわりでは孤独感や寂寥感を深化させるもの、叙景としては荒涼たる景とともに詠まれる傾向がある。なかでも、木枯らしの風・嵐・山嵐の風・秋風・松風などは、そういった形象化で詠歌されている。¹⁷

この指摘から勘案すれば、〈壺の碑〉という辺境のイメージを持つ歌枕と一緒に詠まれている〈外の浜風〉は荒涼としたイメージなのかもしれない。ただし、西行の歌には、荒涼としたイメージのなかにそれとは反対の華やかさを含みもつものがあることは忘れてはならないだろう。

津の国の難波の春は夢なれや葦の枯れ葉に風わたるなり（『新古今和歌集』冬・625）

これは能因の詠んだ「心あらむ人に見せばや津の国の難波わたりの春のけしきを」（『後拾遺和歌集』春上・43）に答えるかのように詠まれた歌だが、能因が心ある人に見せたいという素晴らしい春の景色を西行は夢として捉え、それとは反対の冬の荒涼とした目前の風景を際だたせている。それは、反対に言えば春の景色のすばらしさを際だたせることでもある。荒涼とした風景に春の華やかさが垣間見え、相互作用でそれぞれを際出せるところにこの歌の表現の達成が認められるのである。そういった意味では、当該歌の辺境の荒涼とした風景のなかに仏土が垣間見えることも不思議ではなからう。こういった両義性、または多義性を持つ風を詠み込んだ歌として次の歌も紹介したい。

風になびく富士の煙の空にきえてゆくへも知らぬ我が心かな（『新古今和歌集』雑中・1615）

「風になびく富士の煙」は揺れる心であり、不安定であり、未知性に満ちている。その揺れが詠者のほ

んらい追い求めたあり方であるか否かはわからないが、そういった善悪を越えてありのままをそのままに捉えている。そして、その具体層は読者に委ねられている。

これら例に挙げた2首は当該歌よりも後年の作と考えられるが、その指向性の淵源をそれ以前に求めても支障はなかろう。そもそも『後拾遺和歌集』以前の風では、必ずしも孤独感や寂寥感のみが詠まれたわけではなく、西行に到る和歌の表現の達成はその寂寥感や孤独感を越えたところにその真価があると思われるからである。したがって、当該歌においても、まずは浜風に寂寥感を読み取りつつも、その背後に「ゆかし」と思わせる未知への憧憬が読み取れるのではなかろうか。そして、〈壺の碑〉〈外の浜風〉に荒涼としたイメージを読み取ろうとも「ゆかし」という憧れを提示することで読者はそのイメージの背後に違うものを垣間見してしまうかもしれない。

以上のことから、〈壺の碑〉〈外の浜風〉においては、辺境のイメージ、仏教的イメージを抱え持つとともに「奥」「風」には未知性を抱え持つ多義性が読み取れると考えられる。

5、おわりに

本稿では、当該歌「陸奥の奥ゆかしくぞ思ほゆる壺の碑^{いしづみ}外の浜風」(『山家集』雑・1011)において西行が何を獲得したのかを土地のイメージ、記憶、そして歌の表現から考察した。

〈壺の碑〉〈外の浜風〉は、西行の当時ではともに辺境のイメージ・仏教的イメージを抱え持つ土地名であった。この2つの土地のイメージは、「中尊寺建立供養願文」に見るように相反する認識であるが、重ねることも可能である。西行はそのイメージをどれか1つに絞る決定的な言葉は用いず、「ゆかし」とのみ詠むことで、イメージを切り捨てず、不安定性を保つことで、その地名の未知性を生じさせ、イメージを豊かにしている。そして、これは土地の記憶が積み重なれば重なるほど豊かになる表現の獲得であると言える。

私たちが人々の残した作品や記録を伝え続けるかぎり、土地の記憶は失われず、さらには豊穡なイメージをそこから汲み取ることが可能なのだ。

*引用本文は、以下の通りである。なお、私に表記を変えた箇所がある。現代語訳も以下に拠る。

『詩経』…新釈漢文大系(明治書院)

『日本書紀』…日本古典文学大系(岩波書店)

『藤氏家伝』…沖森卓也他『藤氏家伝 鎌足・貞慧・武智麻呂伝 注釈と研究』(吉川弘文館)

勅撰集・私家集…新編国歌大観(角川書店)

西行家集…和歌文学大系『山家集・聞書集・残集』(明治書院)

「中尊寺建立供養願文」…『平泉町史』

『吾妻鏡』…国史大系(吉川弘文館)。訓読文は国文学研究資料館の吾妻鏡データベースを参照した。

1 仁平道明「松島やああ松島や松島や」(『解釈』1986年1月号)。もともとは相模州の田原坊(伝記未詳)が「松嶋やさてまつしまや松嶋や」と詠んだ句があり、それが訛伝して芭蕉の句になったと考えられている。

2 菊池勇夫「競い合う歌枕(名所)―仙台藩と盛岡藩の対抗―」(『覚醒する地域意識』吉川弘文館、2010年)

3 鈴木日出男「歌枕」(『日本大百科全書(ニッポニカ)』小学館)。その原義としては、すでに中島光風「歌枕原義考證」(『上世歌学の研究』筑摩書房、1945年)に詳しく論じられている。また、片桐洋一『歌枕歌ことば辞典増補版』(笠間書院、1999年)の「概説 歌枕 歌ことば」に詳しい。

- 4 林春斎（鶯峯）の『日本国事跡考』（寛永二十年 [1643] 刊記）の「陸奥国」項には、「松島〈略〉与丹後天橋立安藝嚴嶋為三処奇観」とある。
- 5 西行仮託『撰集抄』卷三「第一松嶋上人事」。慶安四年 [1651] 版本の五（巻第九）末にある識語にはすでに西行作とすることに疑義が呈されているものの、当時の人々が抱いた西行像に『撰集抄』が大きな影を落としていることも確かである。
- 6 当該歌の先行研究として、臼田昭吾「壺の碑と外の浜 ―その王朝性と中世的なるものと―」（『弘前大学国語国文学』9号、1987年3月）、小島孝之「中古から中世へ―陸奥・蝦夷地への関心」（鈴木日出男編『ことばが拓く古代文学史』笠間書院、1999年）などがある。
- 7 大石直正「外が浜・夷島考」（『日本古代史研究』吉川弘文館、1980年）
- 8 杉山和也「中世日本の辺境認識 ―東方の境界領域「外の浜」をめぐる―」（『日本詩歌への新視点』風間書房、2017）
- 9 石川忠久『詩経』（明治書院、1998年）
- 10 伊藤博之「「平泉思想」と藤原清衡」（『平泉文化研究年報』14号、2015年）
- 11 久保田淳、山口明徳『六百番歌合』（新日本古典文学大系、岩波書店、1998年）
- 12 芦田耕一『清輔集新注』（新注和歌文学叢書、青簡舎、2008年）
- 13 『後鳥羽院御口伝』（歌論歌学集成、三弥井書店、2006年）
- 14 石川一、山本一『拾玉集』（和歌文学大系、明治書院、2011年）
- 15 寺島恒世「歌語「奥」考」（『秘儀としての和歌―行為と場』。初出1987年）
- 16 拙稿「共振するイメージ―西行「東稲山」詠について―」（『平泉文化研究年報』17号、2017年）
- 17 稲田利徳「風」（『歌ことば歌枕大辞典』久保田淳・馬場あき子編。角川書店、1999年）

第18回平泉文化フォーラム 実施報告

第18回平泉文化フォーラムを、平成30年1月27日（土）と28日（日）に一関市を会場として開催した。今回のフォーラムは、いわて高等教育コンソーシアム（構成大学：岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学）、岩手大学平泉文化研究センターとの共同開催とした。

第18回 平泉文化フォーラム

1. 日 時 平成30年1月27日（土）、28日（日）
2. 場 所 一関市文化センター
3. 主 催 岩手県教育委員会、いわて高等教育コンソーシアム（構成大学：岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学、放送大学岩手学習センター、一関工業高等専門学校）、岩手大学平泉文化研究センター
- 共 催 一関市教育委員会、奥州市教育委員会、平泉町教育委員会
4. 日 程

- 【1日目】 基調講演 西山 良平 氏（京都大学名誉教授）
 演題 「平安後期の京都と開発・再開発－平泉を遥かに望む－」
 遺跡報告① 無量光院跡（平泉町教育委員会）
 遺跡報告② 柳之御所遺跡（岩手県教育委員会平泉遺跡群調査事務所）
 共同研究発表① 劉海宇「五代・両宋期における金銀字経及びその政治的意義
 －東アジアの視点から見た中尊寺の金銀字経(その2)－」
 共同研究発表② 會澤純雄・平原英俊・三浦謙一・徳留大輔
 「ポータブル複合X線分析による白磁と青磁の胎土分析（その3）
 －中国及び平泉出土資料の比較検討－」

- 【2日目】 遺跡報告③ 接待館遺跡（奥州市教育委員会）
 遺跡報告④ 骨寺村荘園遺跡（一関市教育委員会）
 共同研究報告③ 佐藤健治「国府関連施設との比較による平泉の位置」
 共同研究発表④ 渡辺健哉「平泉文化遺産の歴史的な位置づけ
 －東部ユーラシアの視点から－」
 共同研究発表④ 荒木優也「壺のいしぶみ外の浜風
 －西行が地名を詠む意味について－」

5. 入場者数 のべ400名

平泉文化研究年報 第18号

平成30年3月27日

発行 「世界遺産平泉」保存活用推進実行委員会
(事務局：岩手県文化スポーツ部文化振興課)
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

編集 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課

印刷 トーバン印刷株式会社
岩手県一関市三関字日照107-5
TEL 0191-31-8808

HIRAIZUMI BUNKA KENKYU NENPO

Annual Report of the Hiraizumi Studies

Contents

Development and re-development In

Kyoto at the late Heian period

-Being conscious of Hiraizumi in the distance-

NISHIYAMA Ryouhei

Kinginji-issaikyō(The Buddhist canon written in gold and silver) in the period of Five Dynasties and North and South Song Dynasties, and its significance on politics

LIU Haiyu

Ceramic petrology of white porcelain and blue porcelain using portable X-ray diffractometer equipped with X-ray fluorescence spectrometer (Vol.3)

- *Comparative study of China and Hiraizumi excavated materials* -

AISAWA Sumio et al.

Position of Hiraizumi by comparison with provincial center and relevant facilities

SATO Kenji

Historical position of Archaeological Sites of Hiraizumi in East Asia

WATANABE Ken'ya

The significance of Hiraizumi from the perspective of cities in Northeast Asia

NAKASAWA Hiromasa

Tsubo-no-Ishibumi Soto -no- Hamakaze - The meaning of Saigyō writing a place name-

ARAKI Yuya

Iwate Board of Education

10-1 Uchimaru, Morioka City, Iwate Prefecture 020-8570, Japan

